

第百二回 参議院社会労働委員会會議録第十九号

昭和六十年五月二十一日(火曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

四月二十六日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

四月二十七日

辞任

衆議院議員

代理

國務大臣

厚生大臣

厚生大臣官房長

厚生省児童家庭局長

労働省婦人局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

法務省民事局参事官

大蔵省主計局主計官

労働省職業安定局業務指導課長

矢田貝寛文君

小村 武君

永井 紀昭君

此村 友一君

赤松 良子君

小島 弘仲君

下村 健君

増岡 博之君

稲垣 実男君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

安武 洋子君

藤井 恒男君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

藤井 恒男君

安武 洋子君

下村 泰君

いて、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、死別母子世帯に対する年金制度の補完として昭和三十七年に発足し、これまで母子福祉年金にあわせて逐次改善が図られてまいりました。しかしながら、制度発足から二十年以上を経過した今日、年金制度の成熟とともに母子福祉年金の受給者はほとんど消滅する一方、離婚が年々著しく増加し、今や母子家庭の大宗は離婚による母子家庭で占められるに至っております。これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和六十年代で六十五万人、これに要する財政負担も二千六百億円という巨額に達する見込みであります。

今日、社会保障施策全般について、本格的な高齢化社会の到来と厳しい行財政環境の中で、自立自助の促進、社会的公正の確保、施策の効率化等の観点から根本的な制度の再編、見直しを行うことが急務とされておりますが、本制度については、第二次臨時行政調査会の答申においても社会保障政策上の位置づけ、費用の一部についての地方負担の導入等について検討が要請されていたのであります。

以上のような諸事情にかんがみ、このたび行政改革の一環として、現行制度を基本的に見直し、これを母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする純粹の福祉制度に改めるべく本改正案を提出した次第であります。

次に、この改正法案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、手当の額につきましても、これまで年取三百六十一万円未満の場合、一律に月額三万二千七百円を支給することとしておりましたが、これを所得に応じて二段階とし、所得税が非課税と

なるおおむね百七十一万円未満の場合は三万三千元、百七十一万円以上三百万円未満の場合は二万二千元を支給することとしております。この所得制限の額及び手当の一部制限額については政令で定めることとしております。

第二に、離婚してもなお父は子に対し民法上の扶養義務を有することにかんがみ、父の離婚時の所得が政令で定める額以上である場合には、特別の事情がある場合を除き、本改正規定施行後の新規認定分から手当を支給しないこととしております。なお、この規定の施行については、衆議院において修正が行われております。

第三に、手当の支給は、十八歳未満の児童を対象に原則として七年間とすることとしたいたしました。ただし、七年を経過した時点で児童がなお義務教育を終了していない場合には、義務教育終了まで支給を継続することとしております。

第四に、費用負担につきましても、一般の福祉施策と同様に地方負担を導入することとし、改正法施行後の新規認定分から国が十分の八、都道府県が十分の二を負担することとしております。

なお、母が婚姻によらないで懐胎した児童に対する適用及び改正法の施行期日については、衆議院において修正が行われております。

以上のほか、本改正に伴う所要の経過措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) この際、本案に対する衆議院における修正部分について、衆議院社会労働委員長代理理事稲垣実男君から説明を聴取いたします。衆議院議員稲垣実男君

○衆議院議員(稲垣実男君) 児童扶養手当法の一

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

佐々木 満君

関口 恵造君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

石井 道子君

大浜 方榮君

曾根田郁夫君

田中 正巳君

前島英三郎君

森下 泰君

糸久八重子君

浜本 万三君

和田 静夫君

中西 珠子君

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、
第一に、児童扶養手当の支給対象となる児童の範囲を現行どおり法律及び政令で定めることとし、いわゆる未婚の母についてもこの手当を支給することとする。

第二に、昭和五十九年十一月一日とされている施行期日を昭和六十年八月一日とすること。ただし、第四条に二項を加える改正規定に係る部分については、扶養義務の履行状況、父の所得の把握方法等を勘案し、政令で定める日から施行することとする。

第三に、その他所要の修正を行うこと。
以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(遠藤政夫君) 以上をもちまして、説明の聴取は終わりました。
暫時休憩いたします。
午前十時十四分休憩

午後一時二分開会

○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○糸久八重子君 日本委員会では児童扶養手当法が提案されたわけですから、実際には来週から審議入りをするのが本来のあり方だろと思うんですけども、きょうこれから審議があるということについては参議院改革協の方針にもとると思いますが、大変心外でございますし、不満でございます。しかしながら、大変重大な改正を含みます法律案でございますので、これから審議に入らせていただきたいと思います。

まず、厚生大臣にお伺いをしたいと思いますけれども、近い将来我が国が世界に類を見ない高齢社会を迎えることは周知の事実でございます。高齢者対策が引き続き充実されなければならないのは当然でありますけれども、また一方高齢化社会対策は、将来これを支えることになる児童たちへの配慮も重要な側面を持っていると考えられるわけでございます。

そこで、法案の質問に入ります前に、児童家庭行政に対する大臣のお考えをお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように高齢化社会が来るということが言われておるわけでございます。私は、高齢化社会というのは、それを克服していくためには単なる老人対策優先ということでは成り立たないというふうに思っております。わけてございまして、むしろ、人生五十年であったのが八十年に長くなったわけでありまして、それぞれの年代に応じた施策というものを、それを全体として考えなくては行けないということでございます。まして、なおかつ、その中でも高齢者の比率が高くなるということでございますから、若い方々、児童に対しましての施策というものが、これからより重要になってくるのではないかと、このように、社会全体として高齢化社会というものをとらえていかなければならないというふうに考えております。

○糸久八重子君 審議されようとしておりますこの児童扶養手当制度でございまして、これは母子家庭の重要な経済的な柱であるにもかかわらず、今回、大幅に改悪しようとしているわけでありまして、この前の百一国会の中で強行成立を図りました健康保険の自己負担の導入を初めとしたしまして年金の改悪など、非常に厚生行政の後退が最近顕著でございます。本手当法も、臨調の地方一部負担導入提言をきっかけに制度全体の見直しに踏み込んできたわけでありまして、社会的弱者である母子世帯に及ぼす影響は非常に大きいものでありまして、私は本法案には強く反対をする

ということをまず冒頭に申し上げたいと思っております。

この手当法に対する大臣の御認識についてお伺いしたいわけですが、総務庁の統計局の家計調査によりますと、母子家庭の所得は勤労者世帯の可処分所得全国平均の半分の所得でしかない。そして生活には全くゆとりのない現状を示しているわけでございます。その上、母子家庭を取り巻く経済環境は年々、教育費も高額になってきておりまして、消費者米価が上がり、国鉄の運賃が上がり、消費税率が上がり、公共料金の値上げが続いておるわけですが、そういうことも相まってますます苦しい状況になっていくわけでありまして、

さらに、同じ母子家庭でも、死別に比べまして離別の母子家庭の収入というのはいくらか低く、児童扶養手当の持つ意義は決して小さいものではございません。法制定以来毎年のように改善の努力が続けられてきた本法の大改悪を遂行しようとしておる厚生大臣は、離婚という人生の試練を乗り越えていかなければならないと母と子に支給される児童扶養手当の大切さについてどのように御認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、母子世帯、特に離婚による母子世帯が経済的には大変苦しい状態におありになることはよく承知をいたしておるわけでございます。私も、そういう状態であり、しかもその世帯数が急激にふえておりますことを考えます際に、この児童扶養手当の制度が永続できるものでなければならぬ、ということをお考えおるわけでございます。なおかつ、従来の手当が母子福祉年金を補完するものであったわけでありまして、その対象者がほとんどなくなったということでございます。したがって法律の目的である対象者そのものの社会における態様というものが変化をしてきておるといふ、その双方に着目をして今回の改正に踏み切ったわけでございます。

母子世帯、特に離婚の方々の世帯に對しましての物事の考え方といいますか、政府が社会福祉政策としてお手伝いしなければならぬということ自体には、私どもは何ら変更はないものと考えておるわけでございます。

○糸久八重子君 中曽根内閣は、福祉よりも防衛費の伸びを大きくするのには大変熱心な内閣であります。今回のこの改正案も、児童扶養手当に要する財政負担の増加に恐れをなした財政当局とか、財界やその意向を受けた厚生省が手を打つべく行った福祉切り捨ての一例ではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) よく防衛庁の予算の伸びが問題になるわけでありまして、厚生大臣といたしましては、五十九年度に比べて、実績においては防衛予算の伸びよりも厚生予算の方がたくさんふえておるわけでございます。また省庁間全体の関係で申しますと、私どもは防衛予算の三倍以上の予算をいただいております。防衛予算の伸びよりも、しかし厳しい財政の中で、何とかそういう大きな子供に福祉の水準というものを保っていきなさいということが私どもの中心課題であると思っております。

したがって、そのような意味合いから今度の改正案も御提案申し上げておるわけでございます。何とぞ、その点につきましては御理解をいただきたいと思います。

○糸久八重子君 ただいま厚生大臣が防衛予算の伸びと比べるとおっしゃいましたけれども、伸び率からいいますとこれは防衛予算の方が、突出的なものでございまして、全体的な予算額というのは、厚生省予算、これは国民生活関連のもので、当然余計なものは当たり前にあります。そういう意味で、伸び率からいえば非常に国民関連の予算としては小さいものであるし、防衛予算は非常に大きいものであるということを私の方からも申し上げておきたいと思っております。大臣、もし大臣が急に病気になるって病院へ行っ

たいたします。病院ではあなたの面倒を見ることのできないと言われましたら、いわゆる診療拒否だとか患者のたらい回しという状況になるわけですから、そのような目に遭いましたら大臣はどう思われますか。

○国務大臣(増岡博之君) 幸い健康なものですから、そういうことを深刻に考えたことはないわけでごさいますけれども、間々そういうことを聞くわけでありまして、そういうことがあつてはならないわけでごさいますから、これからいよいよ厚生行政に關しましては気持ちを引き締め、やらなければならぬというふうに思ひます。

○糸久八重子君 この法案の提案理由の説明で、大臣はこうおっしゃっていらつしやいます。「離婚が年々著しく増加し、「児童扶養手当」の受給者数は昭和六十年度で六十五万人、これに要する財政負担も二千六百億円という巨額に達する見込みである、だから地方負担の導入をして費用の肩がわりをしてもらつたり、新たな支給要件や支給制限を厳しくして対象者を締め出そうとしているのではないですか。」

福祉が必要な対象者が増加したら、それに見合った充実を行うのが本来の筋でごさいます。先ほどの診療拒否のようなことを、大臣みずからが行おうとしているわけでありまして、大変矛盾があるのではないのでしょうか。いかがです。

○国務大臣(増岡博之君) 私は、この制度改正によりましてそういういわば必要な方々に対する福祉が行われない、締め出しを食うというふうなことはないと思つておるわけでごさいます。先ほど申し上げましたが、年金制度を補完するものから純然たる福祉政策に転換をせざるを得ない。これは対象者が死別の方から離別の方に移つていったという経緯からやむを得ない措置であると思つてございます。

したがつて、そういうことから地方負担をお願いすることになつておるわけでごさいます。地方負担が生ずることによつて必要な方々に福祉が

行き届かないということに厳に慎んでいかなければならないことであるというふうに思つておるわけでごさいます。

○糸久八重子君 児童扶養手当の受給対象児童数はどのくらいですか。

○政府委員(小島弘伸君) 受給者数で見まして、五十九年十二月が六十二万、それから総対象児童数で九十九万一千八百六十三人のごさいます。

○糸久八重子君 大変な、百万人に近いわけでありまして、今回の改正案提出のいきさつから見まして、臨調財政再建の路線に乗つて財政対策にのみ走つて、そして世界各国と比べて高齢人口の占める割合の高い我が国の二十一世紀の高齢社会を支える中核となる児童の福祉への配慮が不足しているのではないかと。百万人も対象があるというごさいますから。

そういう子供たちを立派に育て上げることは、家庭と国の共同責任ではないかと思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のように、最近の児童の出生数を見ましても、世代再生産に必要なら、一婦人が生涯に二・一三人生むというふうなことを大きく下回つて一・八、出生児童数も百五十万を割るような状況になつてまいつております。したがつて、今後はこれらの児童の資質の向上を図りながら、健全に、健やかに育成するという施策の重要性はより増大していると思ひます。さらには社会全体として、子供の数の問題を初め子供の問題について目を向けていただきたい。両親と協力しながら、それらの子供を社会的にも健全育成施策というふうな制度の仕組みをより整備する必要があるというふうに考えております。

ただ、それらは単なる現金給付だけのごさいませんで、母子保健から児童の健全育成のためのあらゆる施策があるわけでごさいますので、それらも最近の社会環境の変化あるいは家族意識、家族関係の変化等に伴ひましてまた新たな問題が出てくることも事実でごさいます。そこら辺につきま

して、母子保健あるいは健全育成施策、さまざまの施策のより拡充を図つてまいらなければならぬので、児童福祉施策全体としてはバランスのとれた施策をとつていけるように、また既存の制度につきましても、必要な見直しは必要なものと考えております。

○糸久八重子君 手当制度見直しのポイントについてなのですが、五十六年七月の臨調第一次答申とそれから五十八年三月の最終答申がこの児童扶養手当に対する見直しのきっかけになつたと思つたわけですが、そこで指摘されている点はどういうものでしたか。

○政府委員(小島弘伸君) 第二臨調で御指摘いただきましたものにつきましては、児童扶養手当制度、従前からいふ、不正受給というふうな問題もございまして、そういうことを踏まえたためのもと思ひますが、その適正な執行を期するため一部給付費に対する地方負担も導入してはどうか、あるいは社会保障施策全般の中での位置づけをも少し明確にするべきではないかという二点が御指摘の中心であつたと記憶しております。

○糸久八重子君 そういう法改正の具体的内容以前の問題といたしまして、今回の法改正の経過手続について疑問があるわけでごさいます。今お尋ねいたしましたように、法案は、臨調答申において児童扶養手当の社会保障政策上の位置づけ、そして費用の地方自治体一部負担の導入等検討が要請されたことから、事務次官の私的諮問機関として設けられた児童福祉問題懇談会の報告を受けて厚生省は立案したものですね。その点はいかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のとおりでごさいます。

○糸久八重子君 児童扶養手当法というのは制定以来改善が行われてきているわけでありまして、でも、今回の改正案というのは大改悪なんですね。この改悪案の母体となつたのが児童福祉問題懇談会の報告であるわけでありまして、そもそも懇談会というのは、厚生省の事務次官

の私的諮問機関にすぎないわけでごさいます。児童扶養手当制度の見直しは、昭和五十六年七月に臨調の指摘があつて以来二年越しの懸案となつていた大問題であつたわけでごさいます。ところが、この懇談会というものがどんな力を持っていたのかわかりませんけれども、懇談会の報告が五十八年十二月に出ますとこの難問に決着がついた。法律に基づかない私的諮問機関に大改悪の指針づくりをさせる。そして、その主要メンバーというのは、母子家庭の貧困な生活など全く念頭にないし、御存じもないような天下りのポストで高給取りの高級官僚OBでございます。これは、従来とかく言われてきまつた行政の隠れみのとしての私的諮問機関の悪い面がすべて露呈しているのではないかと私は思つたわけでごさいます。実際行政当局の思惑どおりの大改悪の旗振り役となつたのがこの懇談会であるわけですが、大臣はその点どう思ひになりますか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに児童福祉問題懇談会は私的なものでございまして。いわば法律に基づく審議会ではございせん。ただ、本問題が地方負担というふうな新たな問題を抱えておりますこと、あるいは社会保障全体として地方と国とでどういふふうに対応するかというふうなことから、地方の自治体の代表の方々と、地方行政に堪能な方、あるいは社会保障制度に堪能な学者の方々、あるいは行政のOBという方々に参画願つて審議をしたものでございまして。その審議に携つていた行政機関のOBの方々も、児童扶養手当の制度に携つたことのある方も含まれておりますし、社会保障全般の中でのいろいろ常に御認識をいただいている方でごさいますので、母子家庭の状況に認識がないというふうなことはなからうと考えておりますし、何よりも地方の意見も十分聞いた上というふうなことからこういふ懇談会を設置いたしましたして御審議を願つたというのが実態でごさいます。

○糸久八重子君 やはり法律で正式に設置されている審議会が有効に働けるのが正しいわけでありま

して、特に母子及び寡婦福祉法の第六条に、「児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、諮問に答へ、又は関係行政機関に意見を具申することができる。」「その定められているわけでございます。それゆゑに、法律に基づいて設置されておりますこの中央児童福祉審議会に制度の見直しを任せるべきではなかったかと思つたのですが、いかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 一つには、厚生省だけではなくて、自治省とか関係省庁に絡む問題もあったという点から、このような各般の代表者に加わっていただいて御審議願うということ、中央児童福祉審議会とは別途の審議機関を設けて審議を願つたわけでございます。

この件につきましては、衆議院段階におきましても正規の審議会というものをもう少し活用すべきじゃないかという御指摘も受けております。御指摘もつとも点もあると考えておりますので、今後こういう問題につきましては、審議会の部会というようなものを活用しながら、できるだけそういう正規の審議会で審議をしていくというふうな配慮もしてまいりたいと考えておりますが、本件につきましては、確かに正式に御意見を求めることはございませんでしたが、厚生省の政府原案の法律改正案を作成いたします折に審議会に御報告申し上げ、また御了解もいただいておりますという経緯でございます。

○糸久八重子君 今後はそういうことのないようにとおっしゃいますけれども、今回の改正につきましても、先ほども申し上げましたとおり非常に大改革なんです。したがって、やはりこの審議会の働きを十分に活用しなければならなかったのではないかと、そう思うわけでございます。そして、本法案は本来の手順を無視して立案されたものと考えられるわけですが、社会保障政策上の位置づけがどうあるべきなのかを改めて議論するのではなくて、専ら費用の削減を実現するためにどのような制度にしたらいのかということを検討課題としたのではないかと。このような立法

手続を経たことというものは公的審議機関を無視するものであるし、また国会までも形骸化することになりはしないかと非常に私は懸念をするものでございます。

ただいま局長からお話しがございましたけれども、もう一度この点につきまして局長の御意見を聞かせてください。

○政府委員(小島弘仲君) 繰り返しになります。確かに中央児童福祉審議会に御諮問申し上げるということはいはしておりませんが、中央児童福祉審議会につきましては、法令上の規定につきましてもこれは必要の諮問機関とはされておられません。随時御意見を伺うような形になっております。したがって、先ほど申し上げましたように今後の問題としてはそういう運用にも心がけてまいりたいと思つてございますが、もう一つ社会保障制度審議会は、これは必要の諮問機関でございますので、御諮問申し上げ、御答申もいただいた上で国会に提案していただくわけでございます。審議会が軽視あるいは国会軽視というふうな御批判は当たらないのではないかと考えておるところでございます。

○糸久八重子君 先ほどのお答えの中で、地方負担の導入も考えるので、したがって審議会ではなしに私的諮問機関を活用されたということをおっしゃったわけですが、地方負担を導入するということが対しては全国知事会などで猛反対をしていく事実があります。さらに地方制度調査会も、国庫負担の一部を都道府県負担に振りかえることは行いべきではないと総理大臣に意見具申をしているわけでございます。臨調の見直しの指摘から法案提出にこぎつけるまでの難航ぶりもその点にあったのではないと思つておられます。地方負担導入に反対していた自治省とか知事会などにはどう説明をして、そして了解をとりつけたのでございましょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに地方公共団体サイドにおいて、従来全額国費であったものを地方に一部負担をさせることは納得できないという御意見があったのは事実でございますが、先ほど大臣からも申し上げましたように、これは年金とか何かでございまして全額国が給付について責任を負うということをやっておりますが、他の社会福祉政策、社会保障政策というものは、大方ある程度の地方負担があるのが通例でございます。したがって、今回の制度改正が、母子福祉年金の補完制度、年金と一体となって動くような制度ではなくて、福祉制度本来の姿に改めるといふ趣旨を十分御説明申し上げ、そのような形として福祉施策で通例であるように地方の一部負担をお願いするということ、御了解を願つたわけでございます。

先ほど御指摘がありましたように、地方公共団体からの御意見もありませんので、今後こういう児童扶養手当制度をどう持っていくかということには、都道府県の代表の方、あるいは地方行政に御堪能な方も加わっていただいて十分御議論するのが適当と考えて、先ほど申し上げましたような児童福祉問題懇談会で十分御意見を伺い、また、それをもとに成案を得まして、先ほど申し上げましたような趣旨で、今後は年金の補完制度ではなくて、福祉施策一般として他の福祉施策と同様な形で実施していく、また、その必要性を御説明申し上げまして御了解を得たところでございます。

○糸久八重子君 地方負担の導入というからは、厚生省としては、地方自治体に頭を下げてお願いする立場であつたわけですね。

○政府委員(小島弘仲君) いや、お願いするといふ言葉が適当かどうか、社会保障というものにつきましても、国、地方がそれぞれ内容によって大分負担の区分も違いますが、相協力して国民生活の安定を図るというのが趣旨でございますので、今後こういう性格の施策に改めるのだから応分の御協力をお願いしたいということで、いわば御理解を求め、また、その御了解を得たということでございます。

○糸久八重子君 政府の福祉への基本的な取り組みは、みずから進んで積極的に引き受ける姿勢が全く感じられないわけです。例えば児童扶養手当法の現行法の第一条では、「この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定められておられるわけですね。これは、不幸にして父と生活をともにできない児童の経済的困難な現状が人々にその対策の必要性を痛感させて、そして国が積極的に児童の福祉を図ろうとする意気込みで昭和三十六年に制定されたものであるわけでございます。

ところが、本改正案では、国が社会的施策の実行責任者という積極的な位置づけが全く消えうせてしまいました。改正案の第一条は、「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」となつておられます。現行法とは著しく異なつていくわけでありまして、第一に、手当を支給して児童の福祉を増進する主体者が国であるということ、その一方では、第四条で、「国」から「都道府県知事」へと改めておられます。その他の条項におきましても「厚生大臣」とあるところを「都道府県知事」と直し、国の施策として今後も充実を望まれている児童扶養手当制度はすっかり地方の事務に模様替えをされてしまつていくわけでありまして、このような国の責任の主体性の不明瞭化の行き着く先は、今後のなし崩しの国庫負担の削減や地方負担の増大へとつながっていくのではないかと危惧されますけれども、そのあたりはいかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 法律で、実施責任者として改正案では御指摘のように「国」という文字が消えております。これは、通例の福祉施策全般を見てみましても、実施責任を都道府県知事にお願ひし、しかも地方の負担をある程度お願いするという場合には、このような国というふうなものを持ち出さないのが最近の立法例でございます。

で、それに倣ったわけでございます。なお、従前からこの事務は機関委任事務として都道府県にお願いした事務であることは変わりがありませんが、地方の負担が生ずるということもありまして、都道府県知事を実施責任者として法文上も第一義的に明確にしたというのが経緯でございます。

近年地方公共団体等から、福祉施策も含めまして国の機関委任事務のあり方全般につきましまして、さらに地方の権限をふやしてくれ、機関委任事務の見直しというようにも要望されておりますので、福祉施策全般につきましても、今後の体系整備の一環としてその事務の実施のあり方等については当然検討をまいらなくちゃならぬというふうには考えております。ただ、いずれにいたしましても、地方に実施責任を負わせる、あるいは実施責任の度合いを強めることによってその内容が低下するとかということのないような配慮は当然必要であらう。福祉施策全般についてバランスのとれた必要な施策が滞りなく行われるようにしていくのが我々の責務であると考えております。

○糸久八重子君 大蔵省にお伺いしたいのですけれども、六十年度予算において、地方への高額補助金を一年限りで十分の八から十分の七といたしました。来年度についてはどうお考えですか。

○説明員(小村武君) 六十年度予算につきましては、補助金の整理合理化に重点を置きまして、先生御指摘のとおり、高率補助につきましましておむね一割程度の削減を図ったわけでございます。六十一年以降の問題につきましては、これはこの論議の過程でもいろいろ各方面からも指摘がございまして、国と地方の役割分担、費用負担のあり方等を踏まえて、新たに六十一年度以降の補助率についても十分検討をすべきではないかということがございまして、一年の暫定措置としたわけでございまして、この点につきましましてさらに我々としては論議を深めていかなきゃならぬというふう

に考えております。

○糸久八重子君 今回の改正案で地方負担が導入されることになりまして、児童扶養手当もその対象にねらわれてくるのではないかと大変心配になります。

厚生大臣は、来年度予算編成に向けまして、大蔵省の要求に屈することなく福祉予算を守ると約束し、決意のほどをお聞かせいただきたいのです。

○国務大臣(増岡博之君) 本年度の予算編成をいたします際にも、今大蔵省から説明のありました費用負担のあり方等があったわけであります。私は、その間終始一貫、実質的な福祉の本質が低下しないようにということを中心に対応いたしましたわけでございまして、今後もそのような姿勢で終始をいたしたいと思っております。

○糸久八重子君 大臣の御決意を伺いましたので、どうぞよろしく願いたいと思っております。大蔵省、どうもありがとうございます。

臨調から指摘を受けたもう一点ですけれども、児童扶養手当の社会保障上の位置づけの明確化でございまして、これは法律要綱の「改正の趣旨」の中で、「離婚の急増等母子家庭をめぐる諸状況の変化にかんがみ、年金制度の補完として発足した現行制度を基本的に見直し、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改めること」、そうされているわけでございます。この「福祉制度に改める」ということは、どうして未婚の母への手当打ち切り——このことにつきましまして衆議院の修正で阻止をされましたからいいわけですが、まだほかに、離婚した父の年収によって手当を支給しないこととか、それから支給期間を七年間に限定することとか、それから所得制限を大幅に強化することなど言われているわけですが、これもこのこととどうつながるわけですか。全く必然性がないと思われるのですが。

○政府委員(小島弘仲君) この児童扶養手当制度発足そもその経緯は、先生御承知のとおり、国民年金が発足いたしました母子福祉年金という制度ができました。これは死別の母子家庭が対象になる制度でございます。したがって、同じような母子家庭の状況にありながら離婚が保険事故として取り扱われない。したがって、保険の対象にならぬということだけで生別の母子家庭を、同じような母子家庭の状況ということに着目すれば、非常にそこは不均衡があるんじゃないかというふうな御意見もありまして、母子家庭一般の対策といたしましてこの児童扶養手当制度が、いわば母子福祉年金制度を補完するような形で、それと一体となつてすべての母子家庭を対象として母子福祉年金相当の現金給付が受けられるというような制度の仕組みができたわけでございますが、この母子福祉年金という制度そのものが今回の年金改正で基礎年金に組み込まれてしましますし、近年の状況を見ましても、母子福祉年金の受給者というものはもう手を割っているというふうな状況になつてまいっております。補完すべき本来の制度がそういうふうに変つたり、もう消滅するということに着目しまして、今回の時期に、今後の母子家庭対策としての児童扶養手当はどうあるべきかというのを福祉施策全般の中での関連で検討した結果、今回の改正案を取りまとめたわけでございます。

衆議院で御修正があったわけでございますが、いわゆる未婚の母子家庭を対象といたしませんでしたのは、今回は、この児童扶養手当の支給というものを、離婚等によるその家庭の生活状況の激変ということに着目いたしまして、そのような母子家庭が自立なさるまでの間の経済的な援助措置という性格に位置づけよう、こう考えたわけでございます。したがって、未婚の母ということにつきましましては、従前から夫たるべき人と申しましたか、父親によつてその母子の生計が維持されていたという状況がないわけでございますので、生活の激変という事象がないということで、支給の対象外という取り扱いにいたしましたわけでございます。また、父親の所得によりまして支給制限という考え方にはつきましては、民法上いかに離婚いたしました

したといたしましても、父親は終生その子供についての扶養義務があるわけでございます。未成年の子につきましましては特に重い扶養、生活保持の義務があるわけでございますので、福祉施策である以上まずそういう義務を、それを先行させて考えるべきじゃないか。ただ、父親の所得が低い場合には、その義務の履行も、あると期待しても十分なこととは期待できないであらうということ、所得十分法に基づき一番上の所得階層、法案提案当時は六百万ということでございますが、現在では七百万程度になつていふかと思ひますが、それぐらいの収入のある方、これは、扶養家族なしの場合の所得でございますので、仮に扶養家族があればもっと高い額になります。父親が別れた後一人で生活している場合月収五十万というふうな階層でございまして、そういう方にはまず民法上の扶養義務の履行を期待すべきが当然じゃないかという考え方から、別れた父の所得による支給制限というものを組み込んだ次第でございます。

いずれにいたしましても、その子供の健全な育成、経済上の困窮により健康やかな生活が妨げられないような措置を講ずるといふ考え方に変わりはございませんが、まず公的な一般財源による対策を講ずる前に私的な扶養義務というものを理解するの、またこれは一つの当然の考え方ではなからうかという判断で、そういう整理をした次第でございます。

○糸久八重子君 父親の扶養義務につきましましてはまた後ほどお伺いいたしますけれども、ここでは特に申したくはないんですけれども、今局長がおっしゃいましたが、未婚の母の場合には生活の激変がないとそう言われませんでしたけれども、しかし、一人身であった場合と身二つになった場合というのは、やっぱり生活の激変があるわけですね。だから、そういう意味では激変があったというふうには考えなければいけないのではないかと思います。母子福祉年金の補完的な制度から福祉制度に改

めるといふことの本当のねらいですけれども、年金制度の枠内だと給付費の負担というものは全額国庫負担であるという、そういう主張に反論できないから、補完的な制度から福祉制度に改めたのだというところではないのかと、そう思われるのです。福祉制度に改めることによって、他の福祉制度がおおむね十分の二の地方負担がなされていくというのを理由として、地方負担導入を正当化するための布石ではないのか。離婚した父の年収によりまして手当を支給しないこととか、支給期間の有期化とか、それから所得制限の大幅締めつけなどは福祉制度に改めることと直結をしないわけですから、厚生省としては内心地方負担導入ができれば満足なのではないですか。

○政府委員(小島弘仲君) 決して御指摘のようなことではございませんで、今後やはり社会情勢の変化、国民生活の変化とともに、福祉面でも常に新たな行政需要が出てまいります。そういうような新たな行政需要に対応しながら必要な施策を十分実施していくというためには、やはり必要な財源配分というものを考えてまいらなくてはならぬことは当然でございます。したがって、今後に予測される社会情勢、福祉の需要ということに、対応していくための体制を整備するためには、やはり既存の制度につきましてもその機能、目的から見直しを行い、必要な改正を加えるべきだと考えております。

今回の児童扶養手当制度の改正もそういう趣旨で、福祉制度の一環としてどのような役割をお願いし、また、それを円滑に進めるとすれば、国と地方がどのような協力関係を結ぶのが妥当かという見地から検討したものでございまして、単に二割負担の導入を実現するために、給付費を切るというようなことでは、いかなる改正を考えたというわけでもございませんで、全体が一つの今後の体系として問題意識を持って見直した結果の改正案の御提案でございます。

○糸久八重子君 先ほども申し上げましたけれども、法の目的の変更についてなんですけれども、

改正案の第一条の中で、生別母子家庭など児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため手当が支給されるということに変更されているわけですね。低収入など、母子家庭の大変厳しい生活の状況は大臣も御承知なのではないかと思ひますけれども、大臣、どのように現状を把握して、また認識をされていらっしゃいますか。

○政府委員(小島弘仲君) 先生先ほど数字を御提示いただきましたが、我々が行っております全国の子世帯等調査結果に基づきまして、これは五十八年八月一日現在の数字でございますが、一般家庭の収入、これは平均世帯人員が三・四二人になっておりますが、この所得が当時四百四十万という水準でございましたのに母子家庭は平均いたしまして二百二十万。なお、死別の場合は二百四十万。それから離婚世帯では百七十七万。世帯構成人員に多少の差はございますが、確かに平均を相当下回っているというところは事実でございます。今後、こういう状態にある母子家庭の自立対策というものが、施策の拡充を図ってまいらねばならぬ、このように考えております。

○糸久八重子君 離別の母子世帯の平均収入金額が百七十七万、そしてそれに児童扶養手当を約四十万加えたといつたとしてもやうと二百一十万円なんです。その程度で生活の安定ができるかどうかは大変疑問であります。まして自立の困難性ということは言うまでもないことでありまして、自立の促進ということ、大変言葉の響きはいいんですけれども、その裏に込められている意図というのは、臨調路線の福祉切り捨て、自立自助論ではないか。母子家庭の経済的自立の困難さを思えば、自立の促進ということが、言葉は非常に美しいだけけれども、当該母子家庭に対して心理的な圧迫を加えるものになりはしないかと思ひます。

さらに、受給資格審査事務の際に、受給者に向かって制度からの追い出しを容易にするための口実になりはしませんか。

○政府委員(小島弘仲君) 決してそのようなことを考えておるわけではございません。母子家庭の調査をいたしましたけれども、非常に自立の意欲は旺盛でございます。したがって、できるだけそういう機会を準備する、またはそういう機会を十分活用できるように能力、資質の向上を図るというようなことを十分今後やっていく必要があると考えております。この制度の運用上、先生御心配をいたしておりますような、支給を受けるのが非常に後ろめたいとか、またできるだけ追い出そうとしていこうという受け取り方をされないよう、本当に母子家庭の自立の促進を図ることをお手伝いできるという意味で、積極的な前向きな機能をいただくような運営をということについては、今後とも十分地方公共団体と協力しながら配意してまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 昭和五十一年の第七十七回国会で、児童扶養手当の支給対象の児童年齢が、義務教育終了前の者から十八歳未満の者に引き上げられる改正が行われたわけです。これは、母子家庭等の、せめて高校ぐらい行かせてほしいという切実な願いを酌み取った非常に実のある改正であつたと思ひます。

しかしながら、今回の改正案というのは、原則として支給開始後七年間で支給を打ち切ることとして、ただし、義務教育終了までは支給を継続するという、言ってみれば非常に非情な仕打ちを母子家庭に行おうとしているわけでございます。現行の十八歳に達するまで手当を受給できる権利というのを一部無効にしてしまうような、そのような論理がもし万が一あるとするならば、それは合理的かつ明確な理由がなければなりません。七年間で給付を打ち切る理由は何なのか。そしてまた、どんな根拠に基づいてこうなされたのか。お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) 改正案の目的規定にも示しておりますように、これは、「父と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」といういう手当を支

給して、もつて児童の健全育成を図ろうと、福祉の増進を図ろうという形でございまして。したがって、「自立の促進」ということに非常にウエイトを置いて今後は考えていこう。そういういたしますと、従前の母子家庭におきます生活保護の受給の状況、あるいは母子家庭において福祉の措置を講じております状況等を見ますと、大体七年間で九割以上の方々がそういう生活保護を脱却したり、あるいは母子家庭をいわば果立して自立なさっているというふうな状況がありますので、一応自立までに必要な準備期間として七年という期間を考へるのが妥当ではなからうかと考えまして七年という有期の支給期間を考えたわけでございます。

なお、七年と、そういう場合でありまして、子供が非常に小さいというふうな場合にはなかなか困難な面もございまして、七年を超えても、お子様が義務教育にまだ在学なされている場合は、義務教育終了時まで、七年を超えても支給の延長を行うという措置を講じているところでございます。

○糸久八重子君 母子世帯が生活保護から脱却している、それから母子世帯の入居期間を見て大体七年間で退寮している、それはわかりましたけれども、ちょっと聞き漏らしたのですけれども、児童扶養手当の場合にはどうなんでしょうか。恐れ入りますがもう一度お聞かせください。

〔委員長退席、理事佐々木満君着席〕
○政府委員(小島弘仲君) 一般に、手当の平均的受給期間を見ますと、これは単純に平均しますと五年間ぐらいになります。七年間では四分の三程度の方が支給を終えられていて、四分の一程度の方が七年を超えて支給なさっているという実態がございまして。こういう方にも、今後はこの七年間という期間の中で一層その自立への努力をお願いすると同時に、それを御援助できるように施策も拡充してまいりたい。七年間あれば自立願えるような方向に持っていきたいと考えているところでございまして。

○糸久八重子君 大体七年間ぐらいで手当の受給

が終わつておると、そうおっしゃったわけですね。私は、今おっしゃいましたこれらの表現の差に注目したいと思うんですけれども、生活保護や母子寮については大体七年間で自立という言葉を使っているわけですね。しかし、児童扶養手当については、決して七年間で自立とは言っていない。制度から離れていると、つまり手当の受給が終わつておると、そう局長はおっしゃいました。この表現の違いこそが問題が隠れているのではないかと、そう思います。

まず、お聞きしますけれども、七年で制度から自立するということが、七年で制度から離れるということではイコールだと思いませんか。

○政府委員(小島弘仲君) これは必ずしもイコールだとは考えておりません。一般的にその自立の期間ということを見ますのは、児童扶養手当の支給期間というものは必ずしも適当ではなからう。支給期間の平均をとりましたり、どの程度がその期間かということになりますと、自立なさつて、あるいは所得制限をオーバーして支給をお受けにならないという場合と、従前の十八歳という年齢に到達したために支給が打ち切られた方が一緒に計算されておりました、その区別がちょっとできませんので、それは両方の要素が児童扶養手当の方の支給年限の問題についてはあるかと考えております。

○糸久八重子君 母子家庭が自立するということが、どうなることなのでしょう。

○政府委員(小島弘仲君) まあいろんなケースがあるかと思いますが、母子家庭のままの状態である自立な状態ということは、今までの、いろんな外部的な援助がなければなかなか生活ができないというものが、お母さんの就労とか定職の獲得というようなことによって他の援助がなくなるとも生計を維持し、子供の養育が可能な状態になるということだと考えております。

○糸久八重子君 確かに、母親の稼働能力が高まること、それからあとは再婚すること等だろうと思いますが、それでも、再婚するかどうかなんかというの

本人の問題ですけれども、母親の稼働能力を高めるといことは、行政の支援が必要だと思ひます。

そこで労働省にお伺いしたいのですけれども、自立促進のための条件整備はどうなつておりますでしょうか。

○政府委員(赤松良子君) お答え申し上げます。母子家庭の母等の自立促進のための条件整備についてでございますが、母子家庭の母等の雇用を促進するためには、この方々が育児等の家庭生活上の負担をも負つておられるということが一つございまして、その負担を軽減する必要があるかと存じますが、職業の面に重点を置いて考えますならば、これらの方が技能あるいは職業経験というものに乏しいという状況がかなり多く見られるように存じます。そこで、この方たちに對してよりきめの細かい職業相談をすることによつて職業につく際の援助をするということ、あるいは職業訓練や就業援助の措置というものをとることによりまして、より安定した、あるいはより収入の高い、具体的に言えばそういう職業に就業できるように援助をするというようにすることが大切かと存じます。

○糸久八重子君 国の施策の中に、具体的に一つ一つ挙げていただかなかつたわけですが、寡婦等雇用奨励金制度というのがございまして、これについては、どのくらいの実績があるんですか。

○説明員(矢田具寛文君) 御説明申し上げます。今先生のお話になりました奨励金制度といふものは、その後、特定求職者雇用開発助成金というふうな名称が変わつてございまして、その支給対象実績でございまして、五十八年度におきましては約八千人、五十九年度で九千人、六十年年度に一〇〇程度伸びてございまして、

○糸久八重子君 母子家庭の母親の自立促進のための労働省の施策も幾つかあるわけですが、例えは職業訓練とか訓練費とか相談員だとかいうことで設置いたして、そこにいらつ

しやる方が、実際に母子家庭の母親であるのか、それとも一般の婦人であるのかということについては、はっきりと把握できないんじゃないだろうかと思ひますし、またそれらを聞き出すというところがやはり個人のプライバシーに關係するということ等もあるのではないかと思います。

実は一九七七年の五月に、衆議院の社務委員会に、我が党とそれから公明党、共産党の野党共同提案で、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用を促進に関する特別措置法というのを提案しているわけでございます。つまり、婦人が適切な職業につくことを促進するより雇用手帳の発給等を講ずる必要があるとするものでございまして、これらから母子家庭等失業求職手帳の発給等を講ずる必要があるとするものでございまして、

○説明員(矢田具寛文君) 雇用の促進の一つの手段といたしまして、雇用手帳を設定するといったような身障等の手法もございまして、母子家庭等の場合、いろんな、家族構成が変わるとか、なかなか対象を把握しにくい、あるいは変動が大変大きいというふうなことで、法定あるいは行政指導上しろ、そういった雇用手帳というもので雇用促進を図るということとはなかなか技術的にも実態上も難しいだろうというふうに考えております。したがって、そういう制度じゃなく、むしろ先ほど申しましたような母子家庭の母等を雇用された事業主の方々に對して賃金の四分の一とか三分の一とかそういった助成を続けるとか、先ほど政府委員の方から答弁いたしましたような訓練あるいはいろんな御相談等の体制を進めてまいりたい、そういったような方針で現在臨んでおるところでございます。

○糸久八重子君 制度から離れるということが、母親の本来の自立と言えない状況があるわけですが、例えは五十八年度の「社会福祉行政業務報告」で見えますと、すべての対象児童が十八歳に達したと、そして母親が再婚したことを

理由として受給できなくなった者が約七七%という数字になつておるわけでありまして、こういうことが制度から離れた理由の実態なんです。だから改正案の第一条の「自立の促進」ということは、やはり細かな施策を立てない限りなかなかできないことであると思います。また、有期化ということ、母子家庭が自立しようがまだ自立できないという状況にある方が制度から出ていけというのでは、ないのか。そして、七年間という数字についてもごまかしが含まれているとしか言ひようがないのではないかと、そのように考えるわけでございます。

児童扶養手当というのは、児童福祉法に言う「児童」、すなわち十八歳未満を基本的な対象としておるわけでありまして、満七年を経過しても対象児童が十八歳未満であつて、なおかつ母親が経済的に自立できない場合には給付を打ち切る理由がないのではないかと。この点はどうか御説明なさいませう。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに児童福祉法上の「児童」は十八歳未満の者を言うことは御指摘のとおりでございます。また、現に子供が十八歳に達するまで受給を続けられて、それで打ち切りになつたという方があることも、先生数字を挙げて御指摘いただいたとおりでございますが、今後この制度といたしましては、やはり母子家庭の母親にも自立の自助努力をさらに一層お願いしてまいりたい。それと對照して、今労働省でも御説明ありましたが、厚生省といたしまして、保育所の整備とか、あるいは家庭介護人の派遣事業とかさまざまな指導とかということを一層整備いたしまして、七年間の期間に自立願えるような環境づくりを進めてまいる。同様に、七年間の間にやはり期間の目標を立てながら自立への努力をお願いしたいという趣旨でこういう期間を設けたわけでございます。決してただ一方的に打ち切るためというわけで、一応七年という期間があれば自立への自助努力と相まってそういうことも可能であらうとい

う期待のもとにこの七年間という期間を設定した次第でございます。

○糸久八重子君 ここに、元厚生省児童家庭局長の翁久次郎氏がお書きになりました「児童扶養手当法特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用」という本があるのですけれども、その三十四ページに「児童扶養手当は、手当としての性格上、一定の状態に着目して、その状態が継続する間支給されるものである。したがって、母が児童を監護している状態が継続していれば、その間手当が支給され」と書かれていて、そのわけでございます。これは法理上の真実を述べているわけでありまして、この本は初版が昭和四十九年でございまして多少古いものでありまして、真理の価値は変わるものではないと思ひます。このことと、今回の改正案のあいまいな数字に基づいた支給期間の有期化のころ押しとは相入れないものがあるのではないかと。翁氏が言われるような真理を正しく進めるのか、それとも厚生省が主張することづけを押し通すのか、どうけじめをおつけになりますか。

○政府委員(小島弘仲君) 今先生御指摘のその解説書が手元にありませんので、正確な表現を確めるわけにいきませんが、お読みいただいたようなことが書いてあっても当然だと考えております。これは、当時の法律、改正前のいわゆる現行法をもとにその解釈と運用を示したものでございまして、そういう解説になることは、有期化ということがございまして一定の児童の年齢までというところでございまして、当然そういう説明が加えられているものと考えられております。その当時、先生先ほど御指摘のように、翁さんがお書きになったその本が発行されたときは、まだ支給対象児童の年齢は義務教育終了時までであつたと思ひます。その後十八歳まで延長されたという改正が行われております。したがって、義務教育終了時までではそういう一定の状況、要件が充足する限り手当を支給するというのは当然のことでございます。

今回の改正によりましてその期間を、一応自立に必要な期間という形で、有期化という観点からの改正を行おうとするものでございまして、そこで、その辺の解釈と運用は当然異なつてきてしかるべきものと考えております。

○糸久八重子君 何か、どうしても七年で打ち切りたい、そうおっしゃつていらっしゃるわけでございますけれどもね。財政上の理由でどうしても打ち切りたい、そうおっしゃるのならば、六年目を終えて七年目に入った時点で、厚生省当局が労働省の協力を得まして雇用あっせんなどの具体的な自立促進をすべきではないか。それさえもできないならば、経済的な自立ができない場合は、引き続き十八歳になるまで支給するのが筋なのではないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは全体としての比較を考えた問題の一つでございます。御指摘のとおり、これは母子家庭の児童を対象とする制度でございまして、全児童を対象とする制度ではございせん。したがって、いろいろ御議論があるところでございますが、父子家庭あるいは両親がそろつていない家庭であります、所得水準がどんなに低くともこの手当は支給されません。むしろ所得税の非課税限度額をちよつと超えるぐらいの父子家庭なり一般家庭だと、所得税を納めながらも一方手当は支給されないという状況もあるわけでございます。そういうものと均衡を考えましても、ある程度の自助努力ということも期待しながら制度の有効活用を図っていくことが今後のあるべき姿じゃないかと考えて、手当の有期化ということを取り入れた次第でございます。

○糸久八重子君 母子家庭が自立をしていくための環境は、婦人の就労機会の増大とか、先ほども局長おっしゃいましたけれども、保育所の整備とか貸付金制度の充実、児童扶養資金の創設とかがあるわけでございますけれども、それから例えれば修学資金のような、生活資金のような、この貸し付けとの関係、これはどういうことにな

つておるのでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 修学資金等につきましては、高校を卒業するまでお貸しするということがございまして、これは無利子でございます。今度の新たなこの児童扶養手当制度の改正絡みで準備しようとしております福祉資金につきましては、これは、従前手当を支給をされて対象になつていらっしゃる方が今後対象にならなくなった、あるいは手当の二段階制を取り入れておりますので、所得が一定以上であるために低い方の手当額になるという方々につきまして、やはり高校を卒業なさるまで要望に応じて無利子の貸付金を貸し付けることにいたしました。これは給付ではございせん、貸し付けでございますが、そういう制度の御活用と相まちながら母子家庭の自立の条件をより整備しようという考えから用意いたしました一つの制度でございます。

○糸久八重子君 こういう貸付金の制度等をつくつたので、例えば十八歳で打ち切りという場合に、高校生が卒業できないで手当が打ち切りになつてしまふ、そういうような場合にはこういう貸付金を使つたらいいじゃないですか、そうおっしゃりたいと思うのですけれども、やはりこういうような貸付金制度というのは、幾ら無利子とは言いがたであくまでも貸し付けなんです。貸し付けだということはこれは返還の義務を負うものでございまして。児童扶養手当にしろ児童扶養資金にしろ、それは児童を養育するための資金であり、また生活費でもあるわけですね。生活費として借りたものの返還がいかに困難なものであるかということ、サラ金等の悲劇が今たくさん出ているわけですから、そういう例を引くまでもないことだろうと思ひます。

そういう意味で、こういう制度の創設をしたからいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、けれども、やっぱりこういう制度の新設が本当の意味の救済措置ではない。そしてそれが児童扶養手当の支給要件を厳しくしたことを緩和するような印象を与えるだけのむしろ欺瞞的な措置ではない

かというふうにも考えられるわけです。したがって、やはり十八歳まで、先ほどの翁氏の例を引くまでもないことですが、できれば同じ状況が続いている高校卒業までの支給ということではぜひともお考えいただきたい。これは私の強い要望でございますけれども、特に要望をしておきたいと思ひます。

続きまして、昭和四十四年の第六十二国会でこの手当法が改正されましたときに、所得制限額が法律事項であつたのを政令で定めることとされたわけでございます。所得制限額を政令で定められようとした趣旨は、受給者に有利な方への改定を弾力的速やかに実施する趣旨であつたと思ひますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 所得制限につきましては、これは母子福祉年金の所得制限と当時あわせて運用していた経緯もございまして、いろいろな条件に連やかに対応できるような措置といたしまして、法律事項から政令事項にお移したという経緯があつたと思ひます。

○糸久八重子君 従来三百六十一万円の限度額が今回三百万円となるわけですが、これは大幅な所得制限の締めつけはかつてなかったんではないか、そう思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 少なくとも児童扶養手当制度につきましては、所得制限を引き下げたというのはこの改正が初めてになろうかと考えております。しかし、福祉施策として内容を母子福祉年金と切り離して考えてみました場合に、一体こういう援助の措置の対象がどの程度の経済水準の方々、所得水準の方々までが妥当かというふうな目で見直したわけでございます。

【理事佐々木満君退席、委員長着席】
そういたしますと、二人家族ですと、国民の生活意識調査でございましてけれども、大体普通の生活であると感じられている方が二百九十万円台の収入でございまして、したがって、普通の生活と考へられている方々以上のところには手当を支給

するといふようなことを差し控えても、福祉の措置としてはしようがないのではなからうかという判断から、他のいろいろな福祉制度とのバランスを見直した結果、今回福祉の措置としてこのような所得制限を設けさせていただいたわけでございます。

○糸久八重子君 普通ならば、一般所得水準は年々上昇するわけですから、同時にその限度額も上がっていくのが本当ではないかと思うんですね。そういう意味で、大幅に切り下げたということは大変疑問に思うわけです。以前に福祉年金の所得制限を廃止してもらいたいという請願を受けたわけですが、厚生省に問い合わせてみましたところ、それに対して、福祉年金は全額国庫負担によることから、余給のある方々には御遠慮願っているところであり、所得制限は撤廃できないの、という趣旨の回答があったわけですね。

ここで改めて所得制限を設ける趣旨をお伺いしたいのですが、福祉年金や手当に所得制限の制度を設ける趣旨というのは、所得制限額を超える受給者は、今局長がおっしゃいましたけれども、若干経済的なゆとりがあると考えられるから遠慮してもらったのだという事なのですね。この所得制限額というのは、当該受給者が経済的にゆとりがあることを示す必要にして十分なメルクマールでなければならないと思います。しかし、今回の案の上限額の三百万円というのは、そういう意味のメルクマールとしては果たして妥当な額なのかどうか、大変私は疑問に思うのですけれどもね。

○政府委員(小島弘伸君) 先ほど申し上げましたように、生活の意識調査をいたしましたも、二人家族、母子家庭で子供が一人の場合が三百万円というところでございますので、子供の数がふえますとそれに応じてどんどん額は増加することがあります。二人家族で年収三百万というところが意識調査上大抵普通の生活という御認識をいただいている所得の水準でございますので、それを上回

るようなところについては、福祉年金もそうですが、いわば全額税金で賄うような手当というものの支給を差し控えていただいても社会的な不公平あるいは問題を生ずるというようなことはないので、はなからうかという判断のもとにこういう制限を設けさせていただいているわけでございます。

○糸久八重子君 私がここで所得制限額を問題にするのは、統計の上から見ますと、所得制限額を超えたため支給停止を受けている者というのが母子家庭の自立というイメージに一番近いと思われるからでございます。つまり、「社会福祉行政業務報告」の「児童扶養手当受給者の異動状況」というものの項目の中で、「すべての対象児童が十八歳に達した」、「それから「母が婚姻した」という二つの理由が圧倒的に多い、これは先ほど申し上げたとおりでございませう。しかし、これは自立とは言えないわけですね。これに対して、所得制限で支給停止になった者、これは五十八年度末の全受給者数五十九万一千八百九十八人のうち八千三百三十人、つまり、パーセンテージで言いますと一・四％でございます。これが所得制限額が大幅に締めつけられまして、数字の上では母子家庭の自立イメージが高まるわけでありませうけれども、実際には逆に実態を正しく反映しないことになりませう。そういう意味で、この制限額というのは若干のゆとりのある額にしておかなければいけないのではないかと。所得制限額は、大臣がここで据え置く決断すれば済むことなのでございませう。母子家庭をいじめめる厚生大臣という汚名を着たくなければ、ぜひこの辺の所得制限、決断をしていただきたいと思うのですけれども、大臣いかがでございますでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 先ほど来御説明申し上げておりますが、年金制度では、年金ですと所得制限というのは本来ないわけでございますが、福祉年金というところに着目しまして所得制限が母子福祉年金にも設けられて、年金でございませうので比較的高いところに所得制限が設けられてお

ります。

児童扶養手当も、従前その所得制限に合わせてきたという経緯もございませうが、今回、本当にこういう形で助成の必要性のあるところ、あるいは福祉家庭の子供との関係、一般家庭の低所得者との関係を考慮いたしまして、普通の生活レベルといふふうにご意識される層以上に支給するということは、他の家庭との均衡を考慮してもかえっておかしなことになるはせぬか。今まで支給を受けられていた方々には、今後支給されないということになりまして、非常に気の毒な面もあります。したがって、低い方の手当額ですけれども、そういうような経過措置的な配慮をいたしまして、一年間は受給を継続願うという配慮もいたしておりますので、今後本当に経済的に子供の福祉の増進が困難な家庭を対象とするという趣旨でこの手当制度を御理解願いまして、改正の趣旨を御了解願えればと考えておるところでございます。

○糸久八重子君 とても了解できないんですけれどもね。

それから、今回の法律改正の改善点というのは、手当額のたった三百円のアップですね。たった三百円なんです。その一方、地方負担導入とか所得制限の大幅強化とか、それから二段階制など、そういう国庫負担削減の意図が明白でございませう。手当額は、物価上昇の折にもかかわらず三百円アップだけれども、この三百円アップしたという根拠は一体何でございませうか。

○政府委員(小島弘伸君) 三百円という額について、額の前で非常にいろいろ御議論があらうかと思ひますが、従前三万二千七百円であったものを、低所得階層につきましては約一％程度アップいたしまして三万三千円という額にさせていただいたわけでございます。

この額というものは、御指摘のように将来にわたって不変のものではございませう。財政状況、他の福祉政策との均衡あるいは物価の上昇、生活状況等を勘案しながら、必要な見直しは行つてま

いる所存でございます。

○糸久八重子君 三つの数字を並べるよりも二つの数字でゼロをくつつけた方がわかりやすいという程度の改正案だといふふうには判断いたします。こういう法改正に伴う国庫負担の増額要因並びに減額要因に区別しますと、それぞれどのくらいの額になりますか。

○政府委員(小島弘伸君) これは、まず六十年度で申し上げますと、三百六十一万円を三百万円というように形に所得制限をいわず強化いたしましたその財政効果が七億七千万、それからその所得の百七十一万を超えて三百万の層の手当額を二万二千元とすることで考えておりますので、従来の額との効果を比べますと、これが二十八億一千万程度、それから三万二千七百円を三万三千元に三百円引き上げます財政負担の増が六億六千万というように状況になっております。

それから、有期化に伴います財政効果は、今後でございませんと出てまいりませう。新たな認定、これから改正法施行後七年間ということでございますので、七年後でなければこの財政効果は出てこないということになります。

それから、地方負担がほぼ四億程度になるうかと考えております。

○糸久八重子君 今、二段階制導入のことについての金額もおっしゃっていただきましたけれども、百七十一万円以上と百七十一万円未満の二段階制を導入したその意図をお知らせください。

○政府委員(小島弘伸君) これは年金というように権利利便的な、今まで保険料を納めたその見返りというところではございませうので、福祉政策として母子家庭の必要度に応じて手当額に段階をつけるのはより合理的ではなからうか。いわば所得税の非課税世帯が百七十一万ということでございませうので、非課税世帯につきましては高い方の手当を差し上げる。それを超えまして普通の生活状況と意識されている層につきましてはそれの約三分の二の額であります二万二千元という額にさせていただきます。

その額の段差のつけ方等いろいろ御議論あらうかとも思いますが、これは一つは、やはり制度の本来の趣旨から見まして、経済状況にある程度対応した手当額に改めるのが妥当なんではなからうかということをお考えすると同時に、先ほど申し出ておりますが、父子家庭とか一親家庭は、低所得層でございましてこの手当は出ておりません。母子家庭を対象とする児童扶養手当でございまして当然でございしますが、一方で、そういう層はむしろ税金を納めながらも手当をもらっていないというところがございますので、そういうところとの均衡を考慮すれば、所得税を納付なされているような母子家庭につきましては、やはりある程度低所得者とは違った形の、それより額を引き下げる形の手当を支給するのが妥当というふうに判断した次第でございします。

○糸久八重子君 社会保障制度が、予算を伴う以上国家財政事情も考慮するということも考えられますけれども、しかし、それだからといって、子供の成長発達権が脅かされて、また、社会的、経済的に弱者である母子世帯が生活に困窮してよいという理由はないと思うのです。厚生省の調査によりまして、かなり母子世帯の年間収入というの低い。

私のところに、幾つかの母子世帯の家計簿というものが来ているわけですが、ちょっと参考までに二、三申し上げたいと思えますけれども、東京都の方で三十六歳、小学校五年生の男の子が一人いる方です。収入が、月額ですけれども十四万四千円、そして児童扶養手当を三万二千七百円、それから東京都から児童育成手当というものをもらっているわけですね、これが七千五百円。そういうことで約十八万五千円で生活をしている。この人は実家から月に一、二回はお米とか野菜とか日用品をもらい、それでぎりぎり生活ができるということをおっしゃっておられるわけです。

それから埼玉県の方です。三十三歳で四歳になる女の子を持っています。カルチャー・スター

ルの受付事務をしているわけですが、この方はパートです。パートの時給が六百五十円、したがって月給が十万二千四百円でございします。児童扶養手当をもらって、二カ月に一回養育費をもらっている、そういうケースですね。収入が十六万五千円。この人の住居なんですけれども、姉の家の一軒家を無料で借りている、だからこれで生活が成り立っているということをおっしゃってられます。

それから神奈川県横浜市の二十八歳の方でございしますけれども、この方はパートで時給が千円だそうでございします。三歳の男の子を持っておりまして保育園に通わせている。給料が十三万五千円、児童扶養手当の三万二千七百円を加えて十六万七千七百円の収入がある。そして家賃が、先ほど一番最初に申し上げました方は四万四千円ですけれども、この方は実家のアパートを借りているので二万円で済んでいるのですが、やはり家賃負担はかなりの額です。しかし児童扶養手当は子供の教育費のために貯蓄するように極力努力をしているというところをおっしゃっておられるわけです。

それからもう一つここに三十八歳の方のものがありますけれども、この方が手記を寄せております。離婚までの別居期間が約三年間あり、蓄えはすべてなくなりました。調停で取り決めた解決一時金はほんの一部受領したのみで、毎月の収入も手取りの十九万円が十四万円に下がってしまった。別れたときに冷蔵庫とかテレビとか、みんな持っていかれてしまった。だから、ガスコンロも扇風機もないような暮らしをしていたから、いろいろそういうものを買い替えるためにかなりお金は使ってしまった。食費については、ここまでは月額四万円かかっておりますけれども、近所に父親や妹が住んでいてから、ときどきそういう人たちと一緒に食事をしてから四万円です。足りるんだけれど、子供が保育園に通っているから外食をすることも多いということなんです。そういう苦しい生活実態が挙げられておられるわけでございます。

す。

それからやはりこの調査の中に、一つ私大変気になることがあったんですけれども、鹿児島県の方で、こういう手記を寄せられました。「規制され、監視の生活保護」というのです。よく母子世帯の場合に、生活がでなかったら生活保護もありまよというところをおっしゃるわけですが、いみじくもここに書いてあります。児童扶養手当の改悪について厚生省は「夫婦の離婚は本人同志で解決すべきこと、国のお金を頼るのは筋違い。生活に困るのなら生活保護という手段がある」といいますが、現在その生活保護を受けている私の生活を報告します。

長男が二才三カ月、次男が生後一カ月。その状態では働けないだろうとこのことで受給することができました。ところが下の子が一才になるまでは面倒を見ることですが、その後ケイ・スワーカーに会うたびに「早く自立を……、仕事をみつけてください」と催促されています。下の子がようやく九カ月になり（本当はもっと自分の手元で育てたいのですが……）いざ仕事と思っても鹿児島では、女性なら八万九千九百円がやっと。これでどうやって暮らしていけるのでしょうか。

もちろん私だって、いつまでも生活保護のお世話にはなりたくありませんが、別れる時一銭のお金も持たず、他にどうしようもありませんでした。

というような生活実態が挙げられているんです。そのように、幾つか例を挙げましたけれども、とにかく母子家庭の生活というのは大変苦しい実態だし、今の幾つかの例を見ますと、三万二千七百円の児童扶養手当をやはり生活の大きな収入源として、それを使っているという感じがよくよくもこの申し上げた中に出てくるのではないかと思います。

母親が今どういう職業についているかということも御紹介申し上げましたけれども、離別女性の

年齢というのは大体が三十歳、四十歳代が八〇％ぐらゐり占めているようですね、厚生省の調査によります。つまり中年なんです。そして子供がいる。しかも専門的な知識とかそれなりの技能の持ち合わせもない。そういうような状況の中で就職をするというのは、本当に難しい現実があるんです。だからやはりパートという非常に安い給料の仕事しかない。

それから、いろんなアンケートの中に住まいのことも書かれてあったわけですが、家賃の高いこともさることながら、母子家庭といえますと簡単に家主さんが家を貸してくれないというのです。そして、貸してくれたとしても、契約期間間というのが二年といたしますと、その契約期間が過ぎれば必ず追い出しを食う。だからやはり家も転々としなければならぬ。家を転々とするものになれば、小さな子供を連れての仕事なんです。したがって高い給料をもらいうような仕事にはつけないというのが実は母子家庭の母親の実態なんです。そういう意味から考えますと、母子家庭の場合にはやはり住宅の面も考えていかなければならないと思うんです。例えば公営住宅に優先的に入居せよとか、そういうことが母子家庭の母親の自立のためにも大きな手助けとなるのではないかと思いますけれども、その辺の部分はいかがでございますか。

○政府委員（小島弘伸君） 母子家庭の実態調査をいたしましたが、困っていることの内訳を見ますと、やはり一番、家計の悩みを持っていらっしゃる方が四割ぐらゐり、それから仕事が二七％で、あと住居についてというの二割ぐらゐりの悩みを持っているらしいです。やはり住居の確保というのは生活の一つの基礎でございします。厚生省本来の施策といたしましては母子寮の制度というものもありまして、また、母子寮の福祉法に基づきまして、公営住宅についての母子世帯向けの「特別の配慮」というものをお願いしているところでございます。五十八年度末の数字で見ますと

二万八千戸程度の住宅が母子世帯向けに用意されているという実態でございます。

母子世帯の数の状況、またその中での住居に困っている方々の数の状況を見ますと、決して十分な数ではございませんので、今後とも関係省庁とも連絡を密にしながら、必要な自立条件の整備の一環といたしましてそういう面にも配慮をしております。

○糸久八重子君 よろしくお願いたします。

では次に、改正案第二条の第二項として新設されました「児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。」、そういう規定を提案されておりますけれども、この理由は何かですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは、要するに児童扶養手当の支給というものが、民法上の父の扶養義務というものを要する内容ではない、ですから児童扶養手当制度というものが設けられても依然として、民事上と申しますか、民法上の別れた父の子に対する扶養義務が依然として残っているんだという趣旨を念頭に明示したものでございます。

○糸久八重子君 全国母子世帯等調査によりますと、離婚した父親が子の養育費を支払っている例というのは非常に不足な状況ですね。現に養育費を受けている母子家庭というのは一割ぐらいしかない。

扶養義務を確保する制度というのは一体どうなっておるんでしょうか。また、その制度に欠陥はないのか。民法など改正すべき点がありましたら、法務省から御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(永井紀昭君) ただいま御指摘の点でございますが、離婚後の扶養料の支払いの状況とか、なぜ支払われていないかということなどにつきましては、私も法務省としては十分把握しておりませんが、ただ、いろいろ推測はされるわけがございます。事実上の問題以外に法制上の問題もあることは確かに御指摘のとおりではないかと

思っているわけでございます。しかし、例えば取り立て制度そのものを議論する以前の問題といたしまして、例えば協議離婚制度という、世界的にもある意味では珍しいといえますが、進歩した制度があるんですが、これ自体に一つ問題があるということも従来から指摘されているわけでございます。

こういったことを含めまして、最高裁判所あるいは厚生省等とも協議を重ねていきたい、こう思っております。

○糸久八重子君 確かに日本の場合には協議離婚というのが大体六〇％から七〇％、もって占めているんじゃないかと、七八％ぐらいでしょうか、非常に多いわけですね。

裁判によって養育費の支払い確保の制度というのはどうなっておりますか。

○説明員(永井紀昭君) 家庭裁判所に必ず調停前置で申し立てをしなければなりませんので、家庭裁判所に行くことになっておりますが、ちょっと統計を調べてみましたところでは、未成年者の扶養に関する調停ないし審判事件は、五十八年度で約七千件強あるようでございます。それで、ただいま委員もちょっと触れられたと思いますが、扶養料の家庭裁判所におきます履行勧告もやはり六千八百件ぐらいあるようでございます。

○糸久八重子君 家庭裁判所の履行勧告制度と、もう一つ強制的取り立て手段としての強制執行というのがあるわけですね。いずれにいたしまして、裁判に持ち込みますと、一般の人は手続がどうやっていいのかわからない。そして、弁護士に依頼しなければならぬ、そうすると大変費用も時間もかかるというように、強制的取り立て手段、強制執行というものは敬遠されがちになって、裁判の場合でも、簡易、迅速、安価、しかもかつ確実な養育料の支払い確保制度というのが存在しないようなそういう現状では、実態から遊離してしまうということですね。したがって、やは

り養育料の問題についてはもう少しきちんと決めていかなければならないのではないかと、うううに考えているわけでございます。

厚生省、この養育料の問題については、司法上の問題は今御説明願ったとおりでございますけれども、厚生省といたしましての考えをお伺いさせていただきます。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、残念ながら我が国の離婚というものは、ある意味では離婚の自由が非常に徹底している国でございます。協議離婚の件数が九割近くを占めているかと思えます。そういうこととの関連も相まちまして、先生御指摘のように、現に養育料を支払っている別れた夫というのは一・三％ぐらいしかございません。

こういう状況ではございますが、こういう児童扶養手当という制度の将来を考えた場合に、やはり第一義的に、相当収入のある、ゆとりのある父親の扶養義務というものを履行していただくのが筋ではなからうか。そういう扶養義務の履行あるいは母親の履行請求ということに期待しながら、今回、極めて高い所得水準の父親につきましては、その別れた父親の所得による支給制限という制度を組み入れたわけでございます。

この件につきましては、社会保障制度審議会に御諮問申し上げたときにも、その履行の確保を担保できるような方法を別途検討しろという御指摘もいただいておりますので、現在、厚生省内部に、関係の方々、専門家の方々に集まっていただきまして、そういうことも含めまして離婚制度等研究会を設けまして研究をしているところでございまして、いまだ結論を得るには至っておりません。

そのような状況でございますので、先ほど衆議院側から御説明がございましたように、衆議院で、履行の状況、あるいは父親の所得の把握の仕方ということとの関連をもつて、そういう方法を勘案しながらこの規定を動かす時期を決めるといふような修正が行われておりますので、我々としては今後さらに関係方面と協議を重ねながら、その研究会の成果を踏まえまして、父親の扶養義務

の履行というものを促進できる、あるいは確保できるような方途を検討してまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 今局長がおっしゃいました離婚問題研究会、これは局長の私的諮問機関であるということですが、やはり私的諮問機関が、先ほど冒頭に申し上げましたように私的諮問機関としての悪弊に陥ることのないように、どこまでも離婚後における子供の幸せを確保するにはどうしたらよいのかという観点から検討がされることを特に要望をしておきたいと思えます。今御説明がありましたとおり、養育料の支払い確保制度が確立していないという現状を放置したまま父の所得制限を導入するということが、これは衆議院段階では凍結をしたという状況になっておるわけですが、これは凍結をしたわけでありまして、いつ解決するかはわかりませんが、そういう子供の成長発達権を侵害するような結果にやはり父の所得制限導入ということにはなるのではないかと、うううに大変心配をするわけでございます。

それで、改正案の第四条で、離婚した父の離婚日の前年の所得が政令で定める額以上のときは支給しないと、新たに支給要件を厳しくしておりますね。衆議院においてこの規定に係る部分の施行期日が修正されて、先延ばしの措置がとられることになっておりますけれども、条文が残っておりますから大変不満なんですけれども、別れた父親が子の扶養義務を果たしていないということは大変遺憾なことですが、父親の年収と子への養育費がリンクするわけではないんですね。こういう事情が改善されない限り、手当を支給するの経済的な困難に置かれるべきでありまして、別れた父親の年収を要件とするなどは、考慮すべきでないものを考慮するという誤りを犯しているんじゃないかと私は思いますけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 父の子に対する扶養義務は民法上も極めて重いというのが学説の通例で

もございます。大体、未成年の子供につきましては自分と同程度の生活を営ませる責務があるというふうな重い位置づけを与えられておるというふうに理解をしております。したがいまして、父の所得が非常に低い場合には十分な扶養義務の履行ということとは困難な場合もあらうと思いますが、父の所得が非常に高いということになりますと、先ほども言いましたように、ひとり身で年収六百万というようなことを考えておりまして、現行の価格ですと七百万程度になるわけでございます。が、そういたしますと月収が五、六十万ということとでございますので、これは一人で扶養家族がなない場合ですので、当然十分な履行義務を期待できる客観情勢にあるのではないかとというふうに考えております。

そういう形で、こういう機会に行政的にも父の責任の重大性ということを十分また周知徹底を図りながらこういう仕組みを考えてまいりたいとしたところでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、衆議院において、この関係の施行期日は別途政令で定めるといふ形で今回の改正の施行とは一応切り離されておりますので、先ほど御説明申し上げました研究会等の成果を踏まえ、また、関係省庁の御協力を得ながら、父の子に對する扶養義務が履行されるような条件の整備に努めてまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 今局長おっしゃいましたとおり、父の所得とか義務の履行状況とかというものの状況等を勘案し、「政令で定める日から施行する。」というふうになっておるわけですけれども、これらの状況を勘案するというのはだれが勘案するのかというと、政府自身が勘案するわけですね。社会保障制度審議会答申の中でも、「民法上の扶養義務が十分に履行されるような手だてなしには、児童の福祉が確保されないことにもなりかねない。」だから「この方面に対する検討を別に行われない。」と、そうありますね。扶養義務が十分に履行されるような手だてが確立して初めて私は制度の改革がなされるのがこれは当然なのではない

か、そういうふうに考えるわけですね。だから結局制度の改革が先走ってしまつて、それに対する十分な手だてというのが後追ひになっているというのが今回の改正案の中身であります。しかも、こういう規定が発効するかしないかということをまず政令へゆだねていく、このことは国会の審議の機会あるいはチェック機能を奪うものではないかというふうに考えます。

したがいまして、今回はこの支給要件の項目を削除してしまつて、そして民法上の改正とセットにして出し直しをすることが本来のやり方なのではないかと思ひますけれども、その辺はいかがでございいますか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに現行法制上、父の扶養義務の履行を担保しようとしませうれば、母親あるいは子供御本人の父親に対する請求という裁判上の手段、最終的には本人の請求という裁判上の手段しかないわけでございますので、その点諸外国の制度等と比べてまして大変不備な点があることは御指摘のとおりでございます。ただ、民法上の整備ということになりますと、離婚の取り扱い方、特に子供を持っている御夫婦の離婚の取り扱い方という離婚制度そのものとも結びつく問題が出てまいります。したがいまして、そういうところまでいかなけりやならぬのかどうか、また、それ以前にいろんな方法があるのか、また、生計

を公的に御援助申し上げたり、実行を確保できるような道がありはせぬかということも、あわせて今後十分検討してまいりたいと考えております。

ただ、こういう制度ができたからますます父の扶養義務が履行されない、児童扶養手当制度があるからますますそういうことがなおざりになるというようなことではいかぬわけでございまして、先ほど御指摘いただきましたこの改正案に挿入された条項も、児童扶養手当制度があるからといって父の子に対する養育責任、扶養責任というものはいささかもその内容を変えるものではないということを入念的に規定されております趣旨からも、十分そういう父の扶養義務ということについ

ての意識の喚起を図りながら、特に高額所得者に
つきましては、十分な扶養義務の履行をお願いで
きるような方向に持ってまいりたいと考えたのが
この改正の趣旨でございます。

○糸久八重子君 問題はたくさんあるのですけれども、時間も大分少なくなりました。

請求期限五年という部分ですね。父の所得によつて支給除外となることを決めている四条の部分です。それは離婚した日の前年を基準にしているわけですね。これと改正案の六条の請求期限五年の創設というのは連動していると思われるわけですね。六年以上たつて請求したら、ずっと前の、離婚日の前年の所得はとても把握できない、だから五年で区切ろうということなのか、これは。

○政府委員(小島弘仲君) 一つには、先生御指摘のような要素も一部としてございます。所得状況の証明につきましては、余り年限がたつとその実態の正確な把握が難しいという面がございますし、先ほど申し上げましたように、この児童扶養手当制度というものが、離婚等によります母子家庭が、今まで父親に生計を支えられたという状況が激変した場合の当面の激変緩和対策ということで七年間の支給期間を設けているところでございますので、五年間というように期間も請求をしなくとも済んでおるといふような状況については、

もうこの児童手当に頼るというような状況はなくなっているんじゃないかなというようにも勘案いたしまして、一応こういう請求の期限を設けさせていただいたということでございます。

○糸久八重子君 この手当法が制定されてからも二十四年もたちますね。だけれども、二十四年もたった現在でもこの手当法の存在すら知らない母子家庭があるんですよ。これは広報活動が不十分なのか、いろいろな原因があるんじゃないかと思えますけれども、事実が発生してから五年間も申請しない人がいるということは、そういう事実もあるということから考えますと、やはり五年ということを規定するということはどうなのかという

ふうに考えるわけです。そして現況調査が、大麥個人のブライバシーに深く立ち入る内容があったり、それから、手続も非常に煩雑だから申請しないんだというような人も中にはいるようでございます。

その個人のプライバシーの問題なんですけれども、アンケートの中に書かれてある問題で、係官の対応でこんなものがあるというんですね。例えば、不正な受給をしていないか調べると言われたとか、送金があるかとか、会っていないかとか、それから、自分のわがままの後始末を行政にさせるのかというような嫌みを言われたとか、別れた夫から養育費など金銭的援助を受けていないことを証明する一筆を持ってくるようにとか。そういうことができればこういう心配はないんですけれども、

どもね、それから、別れた夫のことや、どうして別れたのかということをしつこく聞かれたとか、離婚の動機だとか現在の状況、そして身の上話を根掘り葉掘り聞かれたというような、そういうような状況もあるんですね。だから、そういうことで申請するのが嫌になってしないというような人も中にはいるようでございます。

こういう、国の広報活動も足りないという部分もあるでしょうし、それから制度自体に問題点がいろいろあるわけで、けれども、これらをどう改善していったらいいのでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、施行後相当長期間になっております。もう二十年以上になつて
いるわけでございますが、それでもなおかつ、我
我としてはもう二十年もなじんだ制度だと思ひが
ちでございますが、対象者は年々新たになるとい
う要素もあるわけでございますので、こういう広
報活動につきましては今後とも十分な配慮をし
て、少なくとも、制度を知らないためにこういう
制度を利用できないというような人がないよう
なことにしてまいりたい。さらに一層広報の仕方
につきましても工夫を重ねながら努力したいと考
えております。

それからもう一つのプライバシーとの関係でこ

さいますが、こういう手当の性格上、どうしても受給対象者の生活の実態、あるいは送金の有無というように、また同居の有無というように、これを何となくはこの制度の運用ができていないという性格があります。ある意味ではどうもブライパシーに立ち入らざるを得ないというのがこの制度の宿命だと考えておりますが、少なくとも担当する職員あるいはお願する民生委員等につきましては、不要なブライパシーにまで立ち入らないような配慮、あるいは非常に嫌な思いを申請者にさせることのないような配慮というのは、御指摘を受けるまでもなくそれは当然考えていかなければならない問題だと考えております。その運用については常日ごろ注意しておることでもございますが、さらに調査の内容等についても再度見直しを行い、できるだけ本当に必要な限度の調査事項に絞る努力もする、また、それを担当する職員の言動等についてもさらに注意を促してまいる所存でございますが、いづれにいたしましても、生活の実態をよく何となく把握し、的確な運用ができないというのがこの制度の仕組みでございますので、その辺の調査についてはやはり御理解をいただかなきゃならぬ、御協力もいただかなきゃならぬと考えております。やり方につきましては、繰り返しになりますが、十分注意いたしまして、必要最小限のことで、申請者に嫌な思いをさせることのないような注意を十分今後とも払ってまいるつもりでおります。

○久八重子君 時間が来ましたけれども、一言。
支給要件を備えて、現実には支給の必要性があるにもかかわらずその支給の道を閉ざすということ、は、困窮状況にある母子家庭の子供を救済しようとするこの法の目的に背を向けるようなことになるのではないかと申すわけです。私は、まだ併給関係の問題とか、障害等級表の問題とか、事実婚の問題とか、まだまだ内容についてはたくさん問題点があるわけですが、非常に残念ながらもう時間が来てしまいました。私は今まで法

案の順序に沿ってかなりいろいろ問題点を挙げてきたわけですが、このように大変問題のある児童扶養手当制度というものは、どうしても政府案のような改善はさせてはならないと冒頭にも申し上げましたとおり、私はこの法案の内容につきまして強く反対をするというのをもう一度申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○藤井恒男君 きょうは、「児童扶養手当法の改正について(問答)」というのが厚生省から出ておりますが、この中から御質問申し上げたいと思っております。

最初に、「問三 今回このような改正をしなければならぬ理由は何か。財政的理由からの福祉の切り捨てではないか」という問いについてと書いておられるわけですが、その1の中ほどに、「母子福祉年金の受給者は今やほとんどなくなっています」というくだりがあるんです。母子福祉年金の受給者がほとんどなくなっているという状態は、この同じ問答集の中で十五ページに図示されております。三十八年ごろ二十一万五千人の人が現在八百人、なるほどこういった数字をたどっているわけですが、これはどういった状況なのか、内容を教えていただきたいと思っております。

○政府委員(小島弘仲君) これは、三十四年だったと思いますが、国民年金法ができてまして、そのときには被保険者が新たに発生するものであります。従前、法施行前にもう既に母子家庭になっていったというような被保険者の方を経過的に福祉年金というように形が救われていたところがございます。そのほかに経過的に、所定の期間、被保険者期間の保険料の納付を満たさないという方もおりますが、これは極めて少数でございます。ほとんど経過的な、そういうような三十四年当時の姿でつくっておりますので、もう今やそういう方々は、子供も卒業されちゃった、そういうことから、この母子福祉年金はほとんどなくなっております。

いるという事情にございます。
○藤井恒男君 そうすると、これはこの後どうなっていくでしょうか。どういうふうに見ておられますか、その母子福祉年金について。

○政府委員(小島弘仲君) 改正国民年金法、この前御審議、御議決いただきました改正によりまして今後は基礎年金に吸収されてしまいますので、六十一年度以降は母子福祉年金という制度はなくなります。

○藤井恒男君 六十一年度ですね。
そして今の、問いに対して「母子福祉年金の受給者は今やほとんどなくなっています」というくだりは、何を意味するんですか、これは。

○政府委員(小島弘仲君) この書いた気持ちは、そもそも今御審議をいただいております児童扶養手当制度というものが、母子福祉年金ができましたときに、母子家庭として対象になりますのは、保険事故であるという性格上死別の母子家庭だけが対象になるわけでございます。そういたしますと、母子家庭という状況だけに着目いたしますと、死別も生別も母子家庭という状況には変わりないんじゃないか。したがって、年金で救えないのなら別な制度で生別の母子家庭も母子福祉年金と同じような手当が受給できるようにものをつくってはどうかということが現在の児童扶養手当制度創設のそもそもの動機であったというふうに考えております。

したがって、本来死別は保険料を納めていない人でも母子福祉年金で救われている、生別の方は救われていないんだからこちを救えということではございまして、本体の死別の方はだんだん細くなりまして、今申し上げましたように今度六十一年からはなくなるといふ状況でございます。で、補完する制度本体がもうなくなってしまうと、この児童扶養手当制度というものは今後の社会保障制度の中でどういう役割をどういう形で果たしていくべきかということをもう一回再検討する時期を迎えているという認識のもとに書いた表現でございます。

○藤井恒男君 わかりました。要するにこれは経過的な措置として書いてあるというだけのことですね。

○政府委員(小島弘仲君) はい。
○藤井恒男君 それから十四ページにあります「母子世帯の原因別構成の推移」という中にある「病死以外の死別」、それからその次に「離婚」、「その他の死別」とあります。この「病死以外の死別」として「その他の死別」というのは、事例としてどういったことになりましたか。

○政府委員(小島弘仲君) これは母子世帯全体を挙げておりますので、病死以外としては事故死みたいなもの、それから典型的な戦死なんというものがわかりかたこれは大きな層を占めておりました、戦後は。それで、「その他の死別」と申しますのは、手当の対象となる母子世帯の原因でございますが、遺棄とか行方不明とかいう問題がございます。

○藤井恒男君 「病死以外の死別」が今言われたような意味ですとほとんどなくなるということこれはよく理解できるんだけど、「その他の死別」というのがふえています。これはどういうことですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは、遺棄とかそれから未婚の母みたいな形で、母子世帯であるけれども、まあ離婚というのは適当かどうかと思っておりますが、そもそも事実上の結婚関係もなく子供をお産みになったというふうな家庭も入っておりますし、それから遺棄というふうなもの、行方不明というふうなものが、特に遺棄家庭なんかが最近増加している傾向もうかがえます。

○藤井恒男君 問四の中に、「改正に当たって正式に審議会等の意見を聞いたか」という中で、先ほどちょっと質問が出ていたのですが、社会保障制度審議会から出ている意見の中の、「真に援助を要する者が対象からはずされるおそれのないように十分に配慮するとともに、離婚後の夫の扶養義務が十分に履行されるような手だてを別に検

討されたい。先ほどもちょっと質問があったわけだけど、厚生省として、この案をつくる折にいわゆる手だてというものは検討をされたのですか。

○政府委員(小島弘仲君) これにつきましては、実態はある程度承知しておりますが、手当については、特別に行政上とか制度上の仕組みとしてこういう手当をつくるべきじゃないかという検討まではいたしておりませんでした。

と申しますのは、まず、父親の所得によって所得制限を行おうとしたのは、別れた父親が非常に高額所得者である場合に限って、限定して考えておりましたものですから、履行しやすい客観的条件はある。また、そういう家庭については、現在最終的に、請求してもどうにもならぬという場合には、裁判上母親なりお子様本人が請求する以外に方法はないわけでございますけれども、そういう高額所得者については、そういうような積極的なみずからの履行も期待すると同時に、また母親も、子供のためにそういうふうしても払わないという場合は、裁判上の請求も含めてそういうような履行の追求をしていただきたいというふうな考えをしております。特別に行政上それを担保できるような制度というところまでは考えておりませんでした。

○藤井恒男君 月収五十万ぐらいといえばこれはかなり高額だと思うんで、それを対象としていたからと言われるわけだけど、これ、実態面から考えると、難しいからやらないのか、サボったのかしらぬが、これは衆議院でこういったぐあいに修正なされていきますけど、私はなかなかこれは難しいことだと思えますね。きちっとしている人は問題ないわけであって、きちっとしないから問題になってくるんだし、その人が五十万、六十万もらっているような人が、やらないわけなんだから、だから私はいづれこれ、先ほどの表現であれば解凍される時期が来ると思うんだけど、これは法的なものだけじゃなく、先ほどから裁判裁判というところをおっしゃるけど、アメリカと違ってなかなか日本は裁判というものはなじまないの

であって、とりわけ、失礼な言い方だけれどこういう御家庭の方たちが、あなた裁判でやりなさいと言ったってなかなかそれはできることじゃない。したがってこれは深くやめた方がいいと思うんだよね。

まあいづれこの審議の過程で折々御相談されてもらいたいんだけど、厚生省としてはなおこれ検討して、審議会から言われておる別に手だてを検討するということに取り組みつもりですか。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほどの糸久先生への御答弁でも申し上げましたが、既に各専門家、家庭裁判所の関係者と法務省の民事局の参事官の方とか、それから民法の学者の方とか、現に母子家庭のお世話をなさっている関係の方とかいうような方々に御参加願ひまして、諸外国の制度も参考としながら研究会を設けて、今検討を行っておるところでございます。

まあ非常に徹底しようと思えば、先ほども申し上げましたが、子供がある御夫婦の離婚について、諸外国のように必ず裁判所を絡ませるとか、裁判による離婚しか認めないという制度もあるわけでございますが、一方で離婚の自由といううようなものとの兼ね合いもございまして、それは非常に難しい問題があるかと思ひます。ですから、離婚制度そのものに踏み込まないでいける方法があるのかどうか、十分知恵を出し合いながら検討をして、そういう手だての確立を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○藤井恒男君 次に、問五に、「死別は本人の意思によるものではなく、予期しがたい事故」であるが、「離婚はいろいろな事情があるとは思ひまする、本人の意思あるいは夫婦間の協議によるもの」である、これを分けて書いておられるので、これは何を言おうとしておられることか。

○政府委員(小島弘仲君) ですから、同じ母子世帯と申ししましても、離婚と死別ということとは——要するに本人の意思でどうにかなるというものは保険事故になじまないものですから、これは保険制度の対象にはならぬというふうなわけござい

ます。ですから、離婚の家庭については保険制度でない福祉制度として対象を考えていかなきゃならぬ。したがって、社会保険制度とは別な方法論、あるいは仕組み、考え方があってしかるべきじゃないかという趣旨のもとに書いた表現でございます。

○藤井恒男君 それがこの新たに生まれてくる児童扶養手当の中でどういうふうに、その今言われたことが表現されるのですか。

○政府委員(小島弘仲君) 一つには、これも御批判のあるところですが、まず所得制限を強化しております。これは従前福祉年金でも九割程度の支給率になるような定め方をされておる、非常に高いところでございます。それに倣っておりましたので、母と子の二人の家庭で現行では年収三百六十一万というふうな所得水準になっておりますが、二人世帯で考えてみますと、家計調査なんかによりますと、普通の生活状況と意識なさっている方の収入の状況が三百万を割っているような状況でございますので、今回年金と切り離して考える場合には、普通程度以上の生活をなさっているという意識を持っていただける所得水準の方々には手当の支給をしないということも、福祉制度としての仕組む場合には一応合理的じゃなからうかという意味で所得制限の強化も従前と比べまして一つ強化を図っております。

さらにもう一つは、支給額につきましても二段階制度を設けておまして、所得税非課税の階層については本来手当額と申しますか、三万三千元の手当を支給する、百七十一万を超えまして三百万までのところは三分の二に当たります二万二千元を支給する。これも福祉制度としては、所得の状況に対応して手当額を差をつけるのも一つの合理的じゃなからうか。

それからもう一つ、それこそ非課税を超えるような、百七十一万を超えるような家庭につきましましては、これは先ほども申し上げましたが、父子家庭でございまして手当はもらえませんが、一般家庭でもこういう手当は出ません。しかし税金は納め

ている。そういうものの財源も含めて一般財源からこの手当は支給されているのだというところを考へれば、やはりその手当額を、母子家庭という状況に着目いたしましたとしても、本当の非課税家庭、非課税状況というふうな所得水準の家庭よりも、手当に差があつてしかるべきじゃないかというふうなことを考えております。

したがって、本来的に母子家庭に対する福祉の措置、母子家庭の児童に着目した福祉の措置として組み立てれば、手当額やその支給制限のあり方、あるいはもう一つ支給期間を有期化してありますが、これも七年間というところは一つは母子家庭が離婚というふうな生活の激変に耐えながら自立するまでの間の援助の措置というふうな位置づけでいこうというところも考えているわけでございまして、これらもろもろ福祉制度として年金と切り離して見直した結果の改正事項として組み込んだものでございまして。

○藤井恒男君 今局長言われたことは、所得制限というところで二段階にした理由としてはそうだと思うんだけど、私が言っているのは、この問五で言っているのは死別と離婚というのを分けておるわけでしょう。どちらかと言えば、死別は気の毒だ、はつきり言えば離婚はいろいろな理由があるにしろ本人の意思じゃないか。だから、この字面の裏にあるものは、その意味において差があつてしかるべきだということを言いたいんだと思うんだ。だから、あなたが言うのは、年金から手当に変わったという趣旨においてはそれは理解できるけど、あえて二つのランクをつけるとしたらAランクとBランクがあるんだという意味にこれはとれるわけ、それと今度の手当がどういうふうになるんだということだ。

○政府委員(小島弘仲君) なるほどそういうふうな御理解もあるかな、そうなることとちよつと舌足らずの点があつたか、こう思つておるわけでございます。

そもそも死別というのは、保険事故として保険の給付の対象にすることになじむけれども生別に

つてはなじまない性質のものだ、こういう趣旨でございまして、したがって死別については年金制度、これからまた基礎年金で一応基本的には対応することになると思いますが、そういう制度が一つある。それと同じようなものを生別の方にも仕組みを考へるということにはだいたい無理があります、これは分けて考へてしかるべきじゃないか。片方はあくまでも保険料納付を前提とする保険給付だという前提で、そうでありますと所得水準に関係なく出るといのが保険のあり方でございまして、片方はそういう保険制度ではなくて、いわゆる拠出とか何かを前提としない一般の福祉施策ということになれば、やはり生活の需要度に対応した仕組みというふうに考へていっていいんじゃないか。だから必ずしも年金制度と同じように考へるわけにはいきませんという趣旨でございまして、Aランク、Bランク、それは確かに給付の出身から見るとそういう御認識、御理解もやむを得ないかと考へますが、そういう趣旨でございまして、年金制度とは全く別の制度というふうに仕組みざるを得ませんと、こういうことでございまして。

○藤井恒男君 これは普通に読めば、それは年金制度と今度の違ふんだよという意味の例示と見れぬことはないけど、これだけを読むと、手当の中にも二つつくてもいいんだよというようにとるのが普通じゃないかなという気がしましてね。次に、問六の中で、「所得が低く真にこの手当を必要としている母子世帯への給付をより手厚くするためです」というふうにこの二段階方式は言っているわけですね。そうだとすれば、先ほどの「改正に当たって」というところにも触れていることだけ、私はこの書いておられる趣旨に全く賛成なんだけど、そうだとすれば、二段階にした百五十一万円以下の層と百五十一万から三百万までの層、この二つについて、もっと差をつけていいんじゃないか、極端に言えば、だから、本当に困った人たちに手厚くということを書いていないが、現在三百円上げるだけでしょ。だから、こ

こを大きく振り上げていくけど、もっとアクセントをつけるような施策の方が正しいんじゃないか、百五十一万円以下に。そういう気がするんだけど、そういう発想はなかったのかどうか。どうでしょう。

○政府委員(小島弘仲君) 確かにいろんな対応の仕方はあると思うんです。所得税非課税の世帯、今百五十一万、これが百七十一万ぐらいになっておりますので、そういう運用をしてまいっているつもりですが、そこをやっぱりいろいろな差をつけるということは必要だと考へておりましたが、どれだけの差をつけるのが合理的か、これはまたいろいろ御議論のあるところだと思いますが、率直に申し上げまして、現在までの受給者は一率の手当であつたというふうな経緯も考へまして、三分の二というふうな線を一応行政的に妥当ではなからうかという判断のもとで御提案申し上げているところでございまして。

○藤井恒男君 だから、全体的に見れば、今までの年金とそれは違ふんだからということ、しかも全額国庫による——国庫というか、地方もあるが、まあ税金で賄うんだというふうなことがあるわけだ、しかし、別な見方をすれば、全体的な国民生活のレベルは上がってきていますわな。その上がってきている中で困窮している人ということ考へると、相対的なものですからね、困窮度、困窮感というものは、だから、従前の金額に拘泥せずに、むしろその層にぐっと厚いものをつけていくというのが本当の意味の福祉じゃないかな。生活レベルというものは、国民一般の生活レベルがずっと全然動かないんだというなら別として、やはり逐年上がってきているのが実情なんだから、そういう中でこの百五十一万というレベルも上がつておるわけでしょう、今現に。そうすれば、それ以下の層に対する福祉としての手当てというものは、もう少しこれドラスチックな形でやらなかつたら、この言っている趣旨にはならぬなというふうに思う。

これ以上言うて修正の問題になるけど、どうですか、あなたの真意として。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに二段階がもっときめ細かな配慮もあつてもいいんじゃないか。あるいは低所得者階層にはもっとより厚くという御判断もあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように、従前の手当のあり方というふうな兼ね合いも考へまして、二段階でこういう制度の仕組みにさせていただいたわけでございます。

なお、福祉全般につきましては、保育所の利用料につきましても、低所得者等については、所得階層別に十七段階ぐらいの階層区分をし直して、福祉全般としては低所得者ほど手厚い措置を講ずるように考へておりますので、そういう全体の中での兼ね合いとしては、一応このような区分も全体の中の位置づけとしては御了解いただけるかと考へております。

○藤井恒男君 問十一の中に、「都道府県の二割の負担については、国において、別途、地方交付税による財源措置が講じてあります。」これは講ずるじゃなくて、「講じてあります。」ということですか。これはどういうことですか。

○政府委員(小島弘仲君) これが地方負担ということが実現すれば、その「講じてあります」という表現、ちょっと問題があるかと思いますが、地方交付税算定の基準財政需要額の中に、こういう都道府県が二割の負担をするという要素を組み入れまして都道府県の必要財政額と申しますか、財政需要額を算定する方法に変えていただいておりますので、そういう面で、都道府県がそういう負担をするということに全く何らの手を打っていないんじゃないかと、むしろ基準的な財政需要額として交付税を交付する場合の算定の基礎に入れておりますので、そういう面での配慮をしているところでございまして。

○藤井恒男君 それはもう現にそういうふうにしてあるわけですか。

○政府委員(小島弘仲君) これはそういう仕組みになっております。

○藤井恒男君 私ちょっと不勉強だったんだだけ

ど、そうだとすれば地方自治体が負担することにならないんじゃないですか。国が負担するんじゃないんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに交付税でございすけれども、基本的には一般財源として配付するわけでございますし、それからまた、特に富裕団体等については交付税の必要のないところもございまして、全般的にはこれは地方の二割負担、しかし財政力にに応じて交付税の交付の基準額の中にそういう要素も加味して交付税を算定することにしておりますので、非常に財政力の弱いと申しますか、必要な財源を賄うことができない地方公共団体には交付税という形でその所要財源が配付されるという仕組みでございます。

○藤井恒男君 どうもはつきりしないんだけど、児童福祉、老人福祉、生活保護等の各種の福祉制度に合せて国が八割負担、都道府県が二割負担、これが原則だ。したがって、新たな制度が発足したんだから、これは地方で二割負担してくださいよと、素直にそう考へますわな。ところが、あなたが今言われるのは、もう現にそれは加味してお金を渡していますと。そうするとこれは二割負担じゃなくて、国がオンしているんだから、負担にならないんじゃないですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは生活保護でも児童福祉でも、やはり同じような取り扱いをしているわけでございます。ですから、基準財政需要額を算定する場合にこういう負担があるんだということ考へて入れながら財政力を見、必要な交付税の額を決めている、こういう仕組みでございますので、そういう一般に倣つたということでございます。

○藤井恒男君 そうすると、これは新規認定分からのものであつて、従前のものはそれにさらに国が負担するわけでしょう。そうすると、国としてはトータル勘定で見れば結局どうなるんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 御指摘のように、改正法の施行後、新規認定分から地方の二割負担とい

うものが入ってまいります。したがって、従前認定分については丸々国が見るわけでございまして、地方の完全な二割負担ということが出てまいりますのは、やはりこれは十四、五年たないうとそういう姿にならぬ。それまでは、総額から見ますと地方負担というのは二割未満で、特に制度発足当初の十年ぐらいいは一割負担程度以下の負担の状態を推移するという姿になります。

○藤井恒男君 これは臨調の答申を受けた形で出ているわけですね。今言ったような財源配分の問題については、臨調などでもそういった理解のもとに二割負担ということを言っているわけですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは先ほども御質問に答えましたが、先生御指摘のように臨調の答申が一つ契機になったことは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、母子福祉年金制度がもうなくなるということに着目しまして、全体の見直しとして臨調の御意見も参考としながら検討した結果の御提案でございます。

臨調の御指摘の中では、地方負担も考え、こういうことでございまして、新規認定分からとか、二割とかいう線は一切出ておりません。これは我々、福祉制度全般の中の位置づけを考えまして、他のものとのバランスを考慮しながらこういう仕組みを考えたいわけでございます。

○藤井恒男君 これはどうなんですか。自治省を入れた形で話し合ったわけだけども、全国知事会、いろいろなことあったんでしょが、そういう面でもどちらかといえば地方自治体に負担は余りかけられるのを避けようという意向によるものですか。そうじゃなくて、こういったやり方というのはもう当たり前のことでというふうに見た方がいいのか、どうなんですか。

○政府委員(小島弘仲君) これはそのときによってやり方がいろいろあると思いますが、今回の仕組みにつきましては、新規認定分から御負担されるという形で御了解も得、御納得も願ったというところでございまして、制度の仕組みとして、既

存の分に立ち返ってその負担区分を変更するということも無いわけではございませんが、こういう制度を今後円滑に実施していく場合には、新規認定分から御負担をお願いするというのが妥当なものと判断してこういう形にいたしました。

○藤井恒男君 きょうはこのぐらいいにしておきます。

○中野鉄造君 児童扶養手当法の第一条の精神に沿って、すべての母子世帯に児童扶養手当を支給することにより、「児童の福祉の増進を図ることを目的とする」、こういうことがうたわれておりまして、これは大変に大事な問題であると思っておりますが、先ほどからいろいろ論議されております今回の改正案の中で、所得制限とかあるいは前の夫の所得だとか、そういうことがこの扶養手当法の精神にどうして踏み込んでくるのか、そのところがちょっと私理解いたしかねますが、いかがでしょう。

○政府委員(小島弘仲君) 従前の制度というものは、先ほども御説明申し上げましたように、いわば年金制度の母子福祉年金の補完的な制度というように形で発足したものでございます。したがって、同じような母子家庭でありまして、死別という事故以外の母子家庭成立の要件と申ししますか事故が、保険事故になじまないという面がありますので、保険の対象に取り入れられない、保険制度としてはそういう離婚の母子家庭なんかの救済は無理であるということで年金制度がああいう仕組みになっているわけでございます。したがって、当時、同じような母子家庭であつて生別と死別で区別するのめいかがであらうかという御認識もございまして、同じような母子家庭についてはその原因を問わずに広く救済していくような制度として年金制度と相まった母子家庭対策という仕組みに一つは構築されたものと考えております。

しかし、母子福祉年金制度というものももうなくなるわけでございますので、今後は補完すべき本体がなくなるわけでございますので、この際、

全社会保障体系、特に児童福祉施策の中でどのような役割、どのような形の制度として仕組み直すのが一番いいのかというふうに考えますと同時に、今後、いろいろ新たな事由も出てまいります児童福祉、母子家庭対策というようなものの新たな施策の円滑な推進ということにも配慮をしなければなりませんので、そういう趣旨から今後のあり方を見直した結果、本当にこの手当制度が必要な母子家庭に支給対象を限定してまいりたいというふうなことからこういう仕組みを考えました。また、手当の額等についても、母子家庭の経済状況に着目して、一律でない方がいんじゃないかというふうなことから二段階制というものを考えたわけでございまして、支給期間等についても、最近の女子の就労状況、職場のあり方、あるいは母子家庭の自立への意欲等を勘案いたしました。自立に必要な期間の有期の手当制度にしてはというふうなことからこういう改正を考えた次第でございます。

○中野鉄造君 そこで、できるだけ今までの質疑との重複を避けながらお尋ねしていきたいと思いますが、まず、五十九年の二月十七日に社会保障制度審議会からの答申が出されまして、その中に、「今回の改正が、財政対策にとらわれるあまり、真に援助を要する者が対象からはずされるおそれのないように十分に配慮されたい」と、こういう注文がつけられておりますけれども、この点はどのように今回の改正案の中にこの答申を尊重した形で具現がなされておりますか。

○政府委員(小島弘仲君) これにつきましては、やはりこの全体の改革をする必要性等についても一応の基本的な御理解は審議会でも得ているというふうに理解しておりますし、これにつきましても、やはり低所得階層ほど手厚く、どんなに財政状況が悪くなったからといって、少なくとも現行制度を切り詰めるような形は低所得階層にはしない。したがって、所得税非課税世帯を超えるようなところについては、その経済状況に対応して、所得税非課税世帯に支給する手当よりも、そ

の三分の二に減額した手当を支給するというような配慮を行っているところでございます。

○中野鉄造君 それで、所得制限についてですが、五十九年度、扶養親族一人の場合においては三百六十一万円、扶養親族三人の場合が四百三十三万五千円、扶養親族五人の場合が五百六十六万と、五十九年度までは横ばいしないしはやや増額をされて所得制限を設けてきておったんですが、六十年度が、この法改正に伴って所得制限額を引き下げるといふことは、児童福祉法に基づいて考えてみますと、どういふ趣旨に沿ってなされたものであるか、その点を聞きたいんですが。

○政府委員(小島弘仲君) 従前の所得制限が、考え方が、少し抑えぎみになってきたところもありまして、全く母子福祉年金に合わせたというものが制度発足以来の長い所得制限のあり方であつたわけでございまして。母子福祉年金ですと、その支給率を九割以上に維持するというような配慮のもとに、所得制限を行ってきたわけでございまして、今回の、本当に必要なところに手当を支給する、また、そういう形で有効な制度の活用を図っていくということを考えました場合に、一体所得制限というのはいくらくらいが妥当かということを考えてわけでございまして。

そうすると、まず所得税の非課税世帯といううなところにつきましても、これはもうやっぱり現在程度の支給はどうしても必要である。しかし、所得制限を上回る層をどこまで出すか。所得税非課税を上回る所得ならばどこまで出すかということを考えたわけでございまして、家計意識調査をいたしました結果、二人家族でございまして年収三百万未満、二百九十何万でございましてか程度の普通の生活と意識している所得レベルでございまして、それ以上の方、生活状況を普通以上と考えていらっしゃる方については、今後の仕組みとしては、もう手当を支給しないということとで差し支えないのではなからうかということと、従前の所得制限の三百六十一万を三百万の層まで引き下げることに、厳しくすることにいたし

ました。

その間の層と申しますか、二人家族の場合です
が、所得税が課税になるけれども年収三百万まで
の層についてどのような手当を出すかということ
を考えたわけでございますが、この層の母子家庭
についての一番の悩みは、経済的な困難性という
ことが大きな悩みであることは事実でございます
す。なかなか収入の道も必ずしも十分ではないと
いう状況があります。ただ一方、父子家庭であり
一般の家庭で所得税の非課税額を上回りますと税
金を取られる。しかもこういうような手当は事
性質上支給されないというこの均衡を考えます
と、やはり本来の手当額より減額した手当で妥当
ではなからうかということ、本来手当三万三千
円の三分の二に相当する二万二千円の手当額とい
うことに改正案では設定させていただいたという
経緯でございます。

○中野鉄造君 所得制限が大幅に引き下げられて
も児童扶養手当を受けられないと見られる人が三
割ということですから、一方、一年間の経過
措置というものを設けておりました。しかし、こ
の三割という数字が実態であるならば、あえて法
を改正して後退させるようなことはなかったのじ
やないかという気もいたします。また一年の経
過措置を終えればこの三割の人たちが扶養手当が
受けられないことになるわけですから、これらの人
たちに対するそれから後の調査と
いうか、どういふように対処していけるのか、
お考えを聞かせていただきたい。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、わずか三割で
ないか、この際それを切るのには酷じやないかとい
う御批判、御判断があることも、それは一つ当然
であろうと考えております。しかし、今後の施策
を考えました場合に、やはり本当に必要な対象者
に制度の対象を絞っていくということも、他の施
策、さまざまな施策の重要度がますます増大して
くるわけでございますので、そういう施策の円滑
な推進というように考えた場合には、それ
がたとえ引き下げになりましたとしても合理的な改正は

許されるべきではなからうか。たとえ三割の方に
御遠慮願つても、それはやむを得ないのでなか
らうかというふうに考えております。

と同時に、このような形で、従前手当はもらっ
ていてこの所得制限の結果手当が支給されない。
一年間は猶予期間ありますが、それでも手当が減
額されると一年間は二万二千円になるわけござ
いますので、そういったことも考えていか
うような生活状況の変化ということも考えていか
なかならぬ。そういう場合には、手当の支給と
いうわけにはいきませんが、やっぱり手当額と同
額の無利子の福祉資金を貸与するという制度を母
子福祉資金貸付制度の中に新たに起こしまして、
そういう資金の活用をお願いするというようなこ
とを考えております。今後、要すればこれは母
子家庭の自立を助長しながら児童の健全な育
成、福祉の増進を図っていくという制度ござ
いますので、そういう対象者につきましては、自
立につながるようなさまざまな助言なり御指導な
り、あるいは便宜を供与するということもあわせ
て講じながら、施策全体として児童福祉に支障の
ないような運用を図ってまいりる所存でございま
す。

○中野鉄造君 そこで次に、今回の改正案では、
今後は地方自治体が二割負担を強いられる、こう
いうことになっておりますけれども、各自治体で
は反対の意見書を厚生省に提出されていると思
います。

御承知のように、意見書を提出するに当たって
は全会一致ということが前提でございますけれども、
も、そういうことでたくさん自治体から、今回
の二割負担に対するいろいろな反対の意見書が出
されている。このことについて、自治省見えてい
ますか。——それでは厚生省は、この意見書につ
いてどのようにお考えですか。

○政府委員(小島弘仲君) 先生御指摘のように、
県議会では五十九年には六件、それから六十年には
一件。市町村議会では五十九年度百七十八件、そ
れから六十年十三件というようない意見書が厚生

省に寄せられております。

従前地方に負担がなかった制度を地方負担を起
こすということにつきまして、それはそういう意
味で、今まで国が全責任を負ってやっていた制度
を地方の責任に押しつけるのかという御批判、こ
れも一つはごもっともなことかと思ひますが、た
だ、先ほど申し上げましたように、従前国が十割
負担しておりましたのは、年金制度の補完制度、
いわば年金と表裏一体をなすような制度という位
置づけでございますので、母子福祉年金に合わせ
て全額国の一般財源で負担していたという仕組み
でございます。今後はこういう形で見直して、福
祉制度として母子家庭対策の一環として、特に母
子家庭の児童対策の一環として考えていくんだと
いうことで御理解をお願いいたしまして、新規認
定分から地方負担を入れるということで御了解を
いただいて、法律の提案に踏み切った次第でござ
います。

○中野鉄造君 そうしますと、地方の二割負担、
六十年八月施行と仮にしてみまして、三億八千万
円という額だそうでございますけれども、六十年の
場合は十二月支給ということ、一回の計算であらうと
思ひますが、そうしますと、年々地方負担額が増
加されていくわけですから、ざっと計算し
て、向こう十年間の単年度別にどのくらいになり
ますか。

○政府委員(小島弘仲君) 三億八千万、これが衆
議院の修正を加味いたしますと四億程度になるう
かと、こう考えておりますが、これは新規負担、
新たな認定分からでございますので、なかなか計
算がややこしいでございます。現行程度の受給者
であって現行程度の支給額というようにことを前
提として、現行程度の規模というように考えてみ
ますと、満年度化するには十二年ほどかかるう
かと思つておりますが、その時点の地方負担額とし
ては四百億程度になるのではなからうかというふ
うに一応試算いたしております。

○中野鉄造君 地方自治体による二割負担に関し
て、衆議院の社務委員会における厚生省の答弁と

しては、地方自治体二割負担というのは不正受給
の防止施策の適正化につながるというものであり
ましたが、二割負担することが不正受給の防止施
策の適正化ということに果たしてなるのかという
私は疑問を持つものでして、そういう不正受給と
いったようなことについてはもっと事務上の手続
を完備することによってそういうものは防止でき
るのじやないかと思ひますけれども、いかがで
すか。

○政府委員(小島弘仲君) 全く御指摘のとおりだ
と考えております。

ただこれは、衆議院の社務段階で御答弁申し上げ
ましたのは、臨調の御答申の中で、適正化を図
るために地方負担というものを考えていいのじや
ないかという御指摘がございました。それはやは
り地方公共団体にもみずからの負担による実質責
任を課すことによつて、これは通常社会通念で
ございまして、より事業の適正な執行も図られる
という要素も確かにあるかと思つております。

ただ、地方の二割負担をお願いすることにした
しましたのは、適正化というよりなことよりも福
祉施策全般のあり方といたしまして、年金制度と
連なまして福祉全般のあり方といたしまして、生
活保護でも御負担を願つて二割、今度一年間
の経過措置後三割になります。児童福祉全般に
対する措置等については大体二割の地方負担を
お願いしているということの関係を考慮いたしま
して、施策のあり方、それと国と地方との責任の
分担の仕方、協力の仕方ということも考えた場合
に、今度改正する児童扶養手当制度についても、
やはり他の福祉施策と同様地方の負担をお願いす
るのが妥当と考えて、こういう改正措置を提案さ
していただいた次第でございます。

○中野鉄造君 それで、児童扶養手当を受ける場
合に、今日でさえもその手続をするためのいろい
ろな申請というか、その書類を私に見たことがござ
いますけれども、本当にそれこそプライバシーを
侵害するようない項目にいろいろ書き込
まないと申請が受け付けてもらえない。つまり、

別れた前の夫と月に何回連絡をしたとか、何回電話をかけたとか、あるいは何回訪問したとか、子供が何回行ったとか、そういうことなかなことまで細々と書かなければいけない。

【委員長退席、理事佐々木満君着席】

今でさえもそうなんですけれども、こういう地方における二割負担といったようなことになってきますと、さらにそういうような本場にプライバシーが侵されるというような事態が多くなってくるのじゃないかと思いますが、現在のそういう実態というものを含めて、今後こういう件についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(小島弘仲君) 現在の制度の仕組みそのものについても、先生御指摘のように、関係の方からプライバシーを侵される、プライバシーの侵害になるので簡素化を図ってこれという御要望のあることも承知しております。ただ、この制度は、遺棄とか離婚とかという原因とする母子家庭に対する給付でございますので、この制度の適正な運用を図ろうとすれば、やはりある程度生活の実態、別れた夫との、子の父親との関係、現在の生活状況ということもつまびらかにしていただかせないと制度の適正な運用が図れないという、この制度そのものの宿命が一つあるかと思っております。

しかし、そのようなお聞かせ願った事実は、これは公務員の守秘義務でございます。民生委員も同様でございますので、他に漏らすようなことは厳しくこれは法律で禁じられているところでございますので、そういう行政の施行の必要性ということを御理解願って、そういう守秘義務については十分注意するということで御協力と御理解を願っているところでございますし、また、その調査事項等についても、不必要なものまで聞いておりはせぬかということについては御意見もいただいておりますので、十分今後とも見直して、できるだけ行政簡素化の一環といたしましてそういう簡素化も図ってまいりたい。しかし必要なことだけはどうしてもこれは調査させていただかなきゃならぬわけでございますので、その辺のことは十分事情を説明し、御理解を願ってまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 それは当然でしょうけれども、実際問題として、先ほども申しました、前の夫と訪問したりされたりというように何が何回あったとか、子供が何回会ったとか、そういうことなかなことは、なし、なし、なしと書かないと実際満額の手当というものがスムーズにもらえない。そこに正直にあるとかなんとかなんとかいうことを、仮に一銭のお金ももらっていないくとも、何回か月に会っているとか何だとか、そういうことを書けば、必ずそこでさじかげんされる、そういうようなことが実態ではなからうかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに別れた夫との交渉が全く切れているわけじゃないということになりますと、妻がどの程度会ったかということとをまず第二次段階としてお伺いをする必要は出てくるわけでございます。これは本場に父親と生計をともしない児童を対象とするという制度でございますので、その辺の必要性等を兼ね合わせながら、今後さらに調査事項というようにものを定めるだけいわけば合理化、簡素化するような方向でさらに検討してまいりたいと、こう考えております。

また、これは国の機関委任事務でございますので、大体国の基準で調査等も実行していただいているわけでございますが、都道府県段階でそれぞれ多少差があるような傾向も見受けられますので、これはいろいろ地域の事情もあろうかとは思いますが、国ももう一回入って、できるだけ地方の御意見も聞きながら、そういう制度の簡素化、合理化を図ってそういう施行の基準も統一してまいりたいと、こう考えております。

○中野鉄造君 そこで、今も申しますように、この件につきましてはそういう形式のものがあるけれども、そこに正直に書けばもらえなくなってしまう、だからそのためには、もう悪いとは知りな

がらも一切なし、なし、なしと書かないといけない、こういうようなことになってくるんですね。結果的には、それはもう本場に形式的なものの以外の何物でもないというようにことになってくるわけですから、ひとつそういうようなことのないように、何とかそこを指導していただきたい。委任事務であるだけに、ひとつその点をよくよくお願いしたいと思っております。

そこで、厚生省として、今まで離別母子世帯の実態調査をしたことはございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 離別母子世帯というのを取り出してそれ独自の調査というものはございませんが、全国の母子世帯等調査というものを、死別、離別を含めまして調査を実施しております。直近の調査としては五十八年八月の調査がございまして。

○中野鉄造君 いろいろ調査いたしてみますと、離婚件数というのは昭和五十六年には十五万四千件、五十七年には十六万四千件、五十八年には十七万八千件と増加の一途をたどっているわけですね。

それともう一つ最近の問題として、いわゆる未婚の母の問題がありますけれども、この未婚の母というものは年度別にどのくらいずつふえていますか。

○政府委員(小島弘仲君) 未婚の母につきましては、手当の受給者という形の調査の把握がございまして、手当の受給者で見ますと三万六千件程度で、これは近年そう動きはございません。

○中野鉄造君 受給者が三万六千件であるけれども、これは潜在的な件数はもっと多いはずなんです、きつと。今後のこの未婚の母の増加というものについてどう見えますか。ふえると思ってい

らっしゃるか、それとも横ばいと思ってい

おりますのは、西ドイツ、ヨーロッパの例なんか見ますと、なかなか結婚しないというわけと同様というように形態がふえてきているように伺っておりますので、これは国民意識の問題もありまして、生活態様の問題もあり、一概に言えないと思

いますが、ある程度女性の自立が高まれば高まるほどそういう形態がふえる可能性はあり得るのかなというふうに考えております。

○中野鉄造君 こういうような不幸な女性が増加するところには、これは必ず相手の不心得な、不心得といましようか、無責任なといましようか、そういう男性がいるわけですけども、今後ふえる傾向性もあるというか、こういう時代の風潮から、私も局長同様にこれは増加の傾向にあると、こう思うわけですけども、これ、そう極端な増加はないにしても、これからどんどんふえていく。そのときには、もう手をこまねいて自然に任せるのか、それとも何とかそれに対する手を打つというか、何か考えておられますか。

○政府委員(小島弘仲君) これは、これこそなかなかプライバシーと申しますか、私生活に關与する部分で、行政上どんな対応があり得るかという問題は一つありますが、ただ我々厚生省、特に児童家庭局の立場から考えますと、子供の幸せというのを第一に考えていかなきゃならぬ。やはり両親のそろっている家庭と比べますと子供の生育にさまざまな問題が生じている。欠損家庭と申しますか、母子家庭も父子家庭もいろんな問題があったり、また子育ての悩みは、両親がそろっている家庭と違った悩みをお持ちの実態もありますので、本当の子供の幸せということからやはり結婚生活を考えていただく、家庭というものを直していただくというような意識の啓蒙、それから本

当の子供の幸せとは何だ、子供に対する親の責任は社会的責任はどんなものかということをもう一回やっていただく、お互いにそういうことを考えていくということで、十分そういうことを理解した上で対処願うということは行政上どうしても必要なことではなからうかと考えております。

○中野鉄造君　やはり、今までのことについてはこれはいたし方ないにいたしましたも、これは何らかの手だてというか歯どめと申しましようか、そういうことをしていただいて、これ以上不幸な女性、そして不幸な子供の発生を未然に防ぐことに留意すべきじゃないかと思ひますし、それがそのまま健全な青少年の育成にもつながるし、一番大切なことではないかと思ひますので、この点についてはどうかひとつ関係省庁ともよく話し合つていただいて善処していただかなければ、西ドイツの例じゃないけれども、これからどんどんそういうのがふえていく。そして、今回の衆議院での修正案にもありますように、そういう未婚の母というものを支給の対象にする、こうなつたときには、これは大変だと思ひます。どうかひとつそういう点については何らかの歯どめというか、それは口で言うのは簡単ですけれども、これは難しいことでありましようけれども、関係省庁ともその対策に努力をしていただきたいと、こう思ひわけです。

次に、支給期間の七年間ということについての根拠といひましようか、そういうことについても今までのいろいろな議論されたわけですが、十八歳まで受給できた人が十五歳で打ち切られる、そしてあと三年間というものは今度は受給できなくなる、こういうことになるわけですが、それ、その十六歳から十八歳までの児童扶養手当を受けている人は現在どのくらいいらっしゃるかと。

○政府委員(小島弘仲君)　まことに申しわけございませんが、現在年齢階層別の受給対象児童数というのはいささかと把握しておりませんので、今手持ちにございます。

○中野鉄造君　そうしますと、結局今はわからないということですが、それじゃ今までの、今回義務教育までという七年間で打ち切られる、こうなりますと、その削減額というか、それはどのくらいになりますか。

○政府委員(小島弘仲君)　有期七年による削減額は

でございますけれども、これは今後しばらくは、改正後七年間は全部保障するわけでございますので出てまいりませんが、制度が満年度化した場合には、これによる削減額というのはいささか程度になるかというふうにございます。

○中野鉄造君　そこで、今回のこの法案と直接関係はございませんけれども、離婚の増加に伴つて、それに比例してやはり父子家庭もふえていくわけですが、この父子家庭の対応にはどういふふうに考えていらつしやいますか。

○政府委員(小島弘仲君)　その前に、先ほど手元に年齢別の直近の数字がございまして、五十七年の調査が一つございまして、五十七年の七月時点の調査がございまして、十六歳から十八歳までの児童の構成比率が三・〇％ということになっております。ただ、これはどこから受給を開始しているかということも兼ね合いますので、七年間ということではこれが全部落ちる対象になっているわけではございません。子供の年齢が比較的高い段階で離婚なさいました場合には、七年間となりまして十分そこはカバーできる形になりますので、そこを念のため申し上げておきます。

父子家庭につきましては、今回初めて、五十八年の全国母子世帯の実態調査に合わせまして父子家庭の状況も調査しております。父子家庭のお父様が困つておられる状況というの、母子家庭と対比しますと――父子家庭の所得水準も一般世帯と比べますと低いわけではございますが、ただ、悩みとしては、経済的な悩みよりも、家事とか子供のしつけというところに、子供の世話、家事、しつけというところに悩まされていらつしやう方が非常に多々ございまして、したがって、こういうところにつきましては、そういう意味での御援助と申しますか、対応策をより充実していく必要があろうと思ひます。

ちなみに、従前の施策でございまして保育所というふうなところで児童を、家庭で保育できない児童をお預かりするということも、優先順

位の極めて高い形で従前から位置づけられておりました。また、現在では保育所の絶対数はもうほぼ十分満たしておりますので、そういう意味での施策は十分対応できると考えております。さらに、ゼロ歳児等々、障害児の問題の保育なんかにも力を入れたと同時に、一般の父子家庭でお父様が病気になる、子供が病気になるというときが非常に大変な困難が来るといふ問題がございまして、家庭介護人の派遣事業という対象に取り入れるというふうな形で、そういう父子家庭の悩み、困難さに対応する施策を拡充してまいりたいと思ひます。

○中野鉄造君　先ほどから申しております七年間の打ち切りというか、それにかわるものとして母子福祉貸付金というのがあるということになってきますけれども、この母子福祉貸付金の現在の申し込み数と貸付件数の実態についてお知らせいただきたいんですが、五十七年、五十八年についてはどうなつておりますか。

○政府委員(小島弘仲君)　五十七年と五十八年の件数を、まず貸し付けの実績で申し上げますと、五十七年は件数で五万六千七百二件、金額で百九億七千万、五十八年では五万八千六百十件の貸付件数でございまして、貸付金額は百十五億八千万というふうな数字になっております。申し込み件数につきましては、これは五十八年で見ますと、新規分として三万二千八百八十二件という件数になっておりまして、これは貸付件数の方には継続の件数も含まれますので、こういう数字になっております。ほほ大体申し込みは十分対応できる資金的な余裕もございまして。

○中野鉄造君　この貸付金を受けるに当たつては、これは当然保証人が必要になってくるんじゃないかと思ひますが、なかなか保証人を探すのにも大変じゃないかと思ひますが、この辺は実態はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(小島弘仲君)　こういう貸付金の性質上、物的担保というのとはともなない問題があるというところで、御指摘のように、保証人の

人的担保で対応しておりますが、こういうことにつきましましては、母子家庭の関係団体による母子家庭の自立のためのお世話も願つておるわけでございますし、そういうメンバーに入つていただいたりしながら、母子福祉団体の役員等が、適当な保証人が見つからない場合は、適宜そういう方になつていただくというふうな指導をしておりますし、また、相互保証というふうな形で、お互いに自立を支えながらお互いに協力するというふうな相互保証というふうなことも、母子家庭同士の保証というふうなこともお願いしておりますので、保証人が得られないために貸付金を受けられないというふうな事態はないように配慮をしておりますし、現在のところそういう苦情は聞いておりません。

○中野鉄造君　借りた、しかし返せない、そういうことについてはどういふふうな処置をなされますか。また、今日現在、いうところのいわゆる焦げつきといひましようか、そういう件数、額、わかりましようか。

○政府委員(小島弘仲君)　なかなか償還の規定に依つていただけないというときには、先ほど申しました母子相談員とか、それから母子福祉団体の方にお願いいたしまして、いろいろな指導、今後の取り組み方等にも御協力を願ひしております。決してそれは無理のないような配慮もしておりますが、貸付金の回収も十分できるようにしようとして、その自立の援助というふうなこともあわせて行いながらそういう対応を急いでおります。

累計による五十八年度の償還率は、幸いにもそういう御協力を得まして九六・九％と、比較的にいう貸し付けについては高率の償還率を保つておりますので、いろいろの面で御努力も願ひしておりますし、借りた母子家庭の方についても、返すというところではいろいろ御努力を願つておる、そのたまものであると思ひます。

○中野鉄造君　そこで大臣にお尋ねいたしますが、先ほどからいろいろお尋ねしてまいりました。この数年非常に離婚がふえつつあるわけですが、

が、今後これはますます増加の傾向にある。そこで端的に申しまして、過去十五年前あるいは二十年前とは、若い人たちの結婚観ないしは人生のかかり合い、そして離婚という問題に対する私たちの中年以上のとらえ方というか、考えとはかなりの変化が生じている。それによるギャップが生じていると思いますが、その辺のことについてはどのように御認識していらっしゃるのですか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、最近の離婚の件数がふえておることは事実であります。なお、その上離婚について、相手に満足できないという比較的軽い意思決定といえますか、子供の将来のことまでいろいろ考えた上での離婚でない場合が非常にふえておるということではなからうかというふうに思います。

したがって、それがいい悪いは別といたしましても、私もといたしましては、子供を守ってやらなければならない立場でございますから、このような状況を考える場合には、母子対策について今後どのような対策を講ずるべきか、厚生省としても真剣に検討をいたさなければならぬ、そういうふうに考えております。

○中野鉄造君 やはり政府自体としても、この時代の流れというものを認識された上でいろいろな措置をなさるべきではないかと思ひます。

すなわち、元来我が国には、離婚ということに對して一種の悪と言つたら言い過ぎかもしれませんが、それだけでも、そこまではないかと思ひます。ややもすればべつ視するという風潮が定着いたしておりました。ところが、最近の若い人たちの考えでは、離婚というものは少なくとも奨励することではないにしても、そしてまた不幸なことではあつても、悪いことではないと、こういう考え方が根強いんじゃないかと思ひます。そういう考え方が根強いんじゃないかと思ひます。我々中年の者が抱いていた感覚とは、こういうふうにしてかなりの隔たりが出ておると思ひます。したがって、そのスタンスからの施策の発想が大切ではないかと思ひますが、この辺のことについてはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、行政サイドといたしましても、そういう社会の変化に對應していく努力もいたさなければならぬと思ひます。単に児童扶養手当とか、いろいろな金銭的な給付の面もやらなければならぬと思ひますが、それ以外にもいろいろ考えるべきことがあるんではないかというふうに思ひます。

○中野鉄造君 児童扶養手当法の「児童扶養手当の趣旨」第二条に、「児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、云々」ということがありまして、また「この法律の目的」第一条には、「この法律は、国が、父と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と、

こうありまして、その額はとにかくとして、この法律の趣旨は形としては履行されていると私も思ひます。ところが、児童福祉の理念といふことの中で、児童福祉法の第二条に、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健全に育成する責任を負ふ。」とありまして、けれども、この件については、少なくとも今回の改正案の中にはどこにもその趣旨が具現されてはいないんじゃないか、こういうふうに私は思ひます。

つまり、私が申し上げたいのは、今回のこの改正案では、手当の額とか、あるいは支給条件がどうかとかこうだとかが今論議の焦点になつておるわけですが、もちろん児童扶養手当法という法律の問題ですからそうなるのは当然でしょうけれども、しかし、見落としてはいけないのは、児童福祉法の理念の中にも示されているように、すなわち、「児童の保護者とともに、児童を心身ともに健全に育成する責任」ということが置き去りにされているんじゃないかというところが私は気がかりになるわけでして、何かしらお金のことだけばかり歩ましている感じが強くするわけですが、もちろん児童の福祉の増進を図るということでは当然でありましょうけれども、しかし、それと

同時に大切なことは、やはり母と子が、特に将来ある子供をこれから先たくましく強靱な精神と自立心を備えた人間に成長させていくことこそこの法律の奥底に流れる理念ではなからうかと思ひます。したがって支給額といふものは、少ないより多い方がいいに決まつておるわけですが、人の幸せといふものは、幾らかのお金が多いとか少ないとかということでは左右されるものでもないと思ひます。それだけで、児童の心身ともに健全な育成などということはお金ではできない。

したがって、今回のこの改正案を提出されるに際しましては、先ほども他の議員からの議論もありましたように、これから先、母と子がつましいながらも明るく伸び伸びと生活できるための施策、すなわち優先的に職場を与えるとか、授産場的な職場を設置してやるとか、あるいは特殊な技能を身につけさせるといったようなことだとか、住宅のあっせんとか、そういう生活の基盤となる諸条件を整えるなどの施策こそ充足すべきではなかつたかと思ひます。そのためには、

先ほども申しましたように新たな時代の認識と理解をしていただいて、単に金銭的な面だけではなくて、精神的に傷ついている母と子を温かく、そして力強く励まして、リハビリ的とも言えるような環境づくりを意識的に率先して政府がやっていたべきではないかと思ひます。それがなかつたら、こうした不幸な母と子といふのは、いわば皮相的ともいふようなこういうことの繰り返しては、いつになったら自立心が芽生えてくるのか、いつになったら将来に希望が持てるのか、こんなことばかりやっていったんじゃもう本当にこの人たちはいつまでたってもたくましく胸を張って人生を歩歩するといふようなことはできないんじゃないか、こういう気がしてならないんですけれども、この点について再度厚生省と労働省と、こ

うしたような施策についての今後の話し合い、それらも踏まえてお聞かせいただきたいと思います。まず、労働省の方からお願いします。

○政府委員(赤松良子君) お答え申し上げます。労働省といたしましては、母子家庭の福祉のためには、その原因はともあれ、お母さんと子供とが自立をして、みずからの賃金で生活ができるという状態が望ましいのではないかとこのように考へまして、これらの方ができるだけ条件のよい就業ができるようにということを目指した施策を講じていきたい。従来からも、例えば職業安定所におきまして職業相談員がその就職についての御相談に應じるとか、あるいは母子家庭の母の就業については助成金を支給するとか、また、訓練については特段の配慮をして手当をお出しするとか、

もろもろのことを講じてきたわけでございまして、これらはそれらの方々の自立のための援助というふうにお聞きいただきたいと思います。

○中野鉄造君 しかし実態は、今そういう母子家庭のお母さん方が職を探すのが本当に大変だといふこともこれは事実でございます。今局長おっしゃるようなそれがそのままなかなかスムーズにはいってない、こういうことであるわけですから、ひとつお母さん方が本当に自立して、そして立派な子供を育てる、育った子供が、本当にうちのおふくろは細腕一本で自分をこうして育ててくれたと将来母親を尊敬するような、そういう子供に育ててほしい。そういう上からもっとその実態というものを聞いていただいて、厚生省とも連携をとりながら、ひとつそういうところに努力をしていただきたい、こう思ひますが、厚生省の方、ひとつよろしくお願いします。

○国務大臣(増岡博之君) 従来から母子家庭につきましては住宅、保育、貸し付け等、まず自立する前のものもろもろの条件を整えてあげようということがございます。また、今労働省からもお話しがありまして、自立するための雇用の機会をふやすということも考えてまいりましたわけですが、それだけでも、先ほど御指摘のように離婚件数がふえるという社会情勢でございますから、この際、そういう政策をもう一遍洗い直してみなければならぬというふうな気持ちを今私は持ったわけで

でございます。もちろん、従来からの施策はそのとおりやらなきやなりませんけれども、そういう反省の上に立って、本当に効果的な、実効が上がりますような施策をこれから真剣に検討してまいりたいと思ひます。

○中野鉄造君 終わります。

○安武洋子君 まず最初に、大臣にお伺いをいたします。

大臣の本法案に対する提案理由、これをお伺いさせていただきます。私も、提案理由をお伺いしてすぐに審議に入るといふことには反対でございますが、大方の合意で審議ということになったわけなんです。まず大臣にお伺いしたいことは、この法案によりまして、母子福祉が一体前進するのの後退するの。前進させようとなさっていらつしやるのの後退するのになさっていらつしやるの、はつきりしないわけでございます。本法案によりまして母子福祉を前進させようとなさっているかどうかということをお伺いをさせていただきます。どうかと伺います。

○國務大臣(増岡博之君) 今回の改正につきましては、従来からのいわゆる年金という分野に属しておられる方々の対策であつたわけでありまして、けれども、それが離婚の増加によつて法が支えられております対象者が、死別から離別、生別の方に移つてきたという経緯がございます。したがって、年金という制度から、一般の社会福祉という制度でなければこの制度を維持していくわけにはまいらない事態が起きているのではないかと、このことから、恒久的な制度を維持するために今回の措置を行ったわけでございます。

したがって、私も、従来から一貫して母子福祉対策を充実させなければならぬ、そのための手段として、年金をとり得ないとするこのような姿になるわけでございますので、今後はこの法の基つくところによりまして母子福祉対策の充実を努力してまいりたいと思ひます。もちろん、この法律だけではございませんで、母子福祉の面におきましてはいろいろな面がございま

すので、相協力をしてやつていかなければならぬと思ひます。

○安武洋子君 現行のままですとこの制度が維持していけないようになるんじゃないかと、六十年度で支出されるお金の額は二千六百五十二億、一億離婚がどれくらいふえていくというふうなことをお伺いしたい。これだけの支出で今の制度が維持できないというふうなことは、先般以来手考えられないというふうな思ひます。発足以来手当額を引き上げる、それとともに支給要件は緩和して社会の進歩に合わせてきたはずなんです。ところが今回は、こういうふうにして所得の制限を導入されるというふうなことで、すけれども、私は決して現行でこの制度が維持できないというふうなものはなからうと思ひます。

国家の支出、この削減をねらつてなされることはよくわかります。しかしそれにしても、本法案の目的というのは、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成、福祉増進を図るというふうなうたつていらつしやるわけなんです。しかし私は、今の御答弁あるいは中身を見ておると、今の若い人というのは「せいせい」という言葉をよく使います。これはこそくだという意味だそうなんですけれども、私、この法案でやりになるうたつていらつしやることは、この言葉がぴったり、弱い人をいびつていけるというふうな思ひます。うたつていけるというふうな思ひます。ですから、余りのひどきに衆議院で一部修正をされるというふうなことがなつたと思ひますけれども、それにしまして、母子家庭の実情を十分に踏まえた本法の改正、改正じゃない改悪でなければならぬ、ではないというふうに私は思つております。

それで、本法案の第一条でございます。この目的から「国」という主語が消えております。これは一体どういう意味なんですか。これは国の責任を後退させるということにつながる、私はこう思ひますが、いかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のように、今回

の目的規定の中で、「国が」という用語が削除されております。これは、年金を補完するというふうな性格を持つておりました従前の児童扶養手当制度は、年金に準じまして給付費を全額国が負担しておりました。しかし今回は、福祉制度というふうな形で位置づけを見直しまして、新たな機能を見直したわけでございます。他の福祉制度に合わせまして地方負担というものを導入しております。そういったものと、一般の児童福祉の規定に倣ひまして、国だけが費用負担するわけではございません。国と地方が一体となつてこういう制度を運用していくんだという趣旨を明らかにするために「国」という表現を落としたものでございます。

ただ、いづれにいたしましても、改正案で御提案しておりますように、地方負担は二割で国は給付費の八割を負担するという仕組みでございます。したがって、国が最も重い責任を負うのが、しかも国の機関委任事務として地方にもその実施をお願いするという性格は変わつておりません。この制度の適正な運用につきましては、国が第一義的な責任を負いながら実行してまいることになるわけでございますので、その点は従来とは変わつておりません。

○安武洋子君 費用負担を地方自治体に押しつけるというふうなことで「国」ということを削除されていると言ひますが、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成、福祉の増進を図るというふうなことは、国が全面的に責任を負つていくべき問題です。こういうふうな本法案の目的を掲げながら「国」というのを削除するということは、地方自治体にその責任を押し寄せるというふうなことでございまして、これはなにかというふうに私は思ひます。

そこで、国庫負担の現状について聞きます。本法で国庫負担というのはいくら減つていくんですか。これは六十年度を満年度にした場合をお伺いをいたします。

国が最も重い責任を負つておることは御指摘のとおりでございますが、児童の健全育成、福祉の増進というのには国だけの責任ではございませんで、これは、先ほども中野先生から御指摘がありましたが、児童福祉法の二条を見ましても、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負ふ」、この一環としての児童扶養手当制度でございますので、専ら地方に押しつけたという御批判は必ずしも当たらないのではないかと。内容に依りまして国と地方がどんな形で責任を分担していくのが妥当かというの、福祉全体の中で十分考えられてしかるべきものだと考えております。

どの程度の財政効果が出るかという試算でございますが、これはなかなか難しゅうございまして。数がどう動くかというふうなことの要素もありまして、現在のような形、六十年度で仮に満年度化するというふうなことを考えてみますと、所得の二段階制によりまして百四十億程度、それから七年間という有期化を導入したことによつて……

○安武洋子君 それだけしか聞いておりません。

○政府委員(小島弘伸君) はい。

○安武洋子君 何を言つていらつすか。それならどうして「国」という主語を抜くんですか。今おつしやつたような反論なら、「国及び都道府県」とちゃんとうたえはいいでしょう。第一義的に責任があるなら、「国」をわざわざ削除する必要は全くないはずでしょう。私はその点は国の責任を放棄する、後退させるということにつながるんだということを言つていらつすわけなんです。

さらに伺ひたいと思ひますけれども、本法案が定着すると見られる教年先に、六十年度をベースにした場合にどれくらい国庫負担が減るんでしょうか、それをお伺いいたします。

○政府委員(小島弘伸君) 全体の額になるわけでございますが、全体の規模として、先ほど申し上げましたように、所得の二段階制、所得制限というふうな形で百四十億、それから七年間の有期化

によつて三百億、それから、地方負担の導入によりまして四百億程度、四百億から四百四十億程度の間だと考えております。仮に四百億としますと、合わせまして八百四十億程度の国庫の支出減ということになるかと思ひます。

○安武洋子君 八百四十億と言われましたね。そして、六十年度の支出が二千六百五十二億ということになりますと、約三分の一の国庫負担が削減になるわけなんです。だから私は、国がこのよう膨大な削減を圖っているんだということ、第一から「国」というのを削減されるということとつながるというふうに思ふわけです。八百四十億というのは、金額にしましたら、国全体の予算の中からはこれぐらいは大したことはない、しかし、二千六百五十二億という中からは三分の一にも当たるわけなんです。これだけ国庫の支出を削減して、それを何と一番弱い母子家庭にしろ寄せをする。だから、私が先ほど言ったように、弱い者をいびる法案であるというふうに申し上げても申し上げ過ぎではないと思ひます。

それで、今児童手当も国庫負担の削減ということでねられております。これは臨調路線で臨調路線だと、こういうことで、老人の医療費、それから医療保険、年金制度、次々々々こういうふうにして大改悪をなさつてきているわけです。改悪の名目というのは、高齢化社会に備えるというふうなことを言つてこられましたけれども、本質というのは、これはいろんな制度を改悪して国民の負担増で賄うのだというその基本路線を貫いてなさる、これが臨調路線ですけれども、国庫負担、これを一貫して削減しようというのがねらいになつております。この制度も児童手当も同じことです。新聞報道を見てみますと、補助金の一部カット法も、固定化して制度化が予定をされているというふうな報道がございます。このように国庫負担を本法の場合三分の一も削減していく、これは私は国の責任の回避ではないかと思ひますけれども、大臣はこれに対していかがお考えでございますか。大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(増岡博之君) 一応表面上の負担は八割と二割となるわけでありましてけれども、その二割につきましても地方財政計画にその負担額を織り込んであるわけでございますので、広く言えば国庫負担は同じということが言えるわけでございます。ですから、先ほど局長からお話し申し上げましたように、半分以上は国の負担から依然として出るということでございます。

○安武洋子君 そうはおっしゃいますけれども、政府の姿勢というのは一貫していると思ふんです。といいますのは、ここに私は政府の広報紙を持つてきております。「今週の日本」五月六日号、これは児童福祉週間の特集でございます。この中を拝見いたしますと、「離婚の増加による家庭の基盤の脆弱化」云々というふうないろいろ書いてあります。こうした諸問題から子供を守り、健全に育てていくためには、家庭や社会が協力して、適切な対策を講じる必要があります。どこを見ましても、国の責任を果たします。国はこういうことで責任を持っておりますということが全くなくて、健全な子供を育てていくためには家庭や社会が協力せよと、適切な対策を講じると、こういうことなんです。

私は、これもまた、先ほど申し上げたように、第一条から「国が」という主語を削除し、そして国庫負担を三分の一も削減するということになつて、こういふふうな思ひます。この中には家庭や社会がということがありまして、政府の責任とか努力目標、これが全くないわけですね。私、こういうことでは児童憲章とか児童権利宣言とおおそかけ離れてしまつていふと、こう思ひますが、大臣はいかがお考えでございますか。

○国務大臣(増岡博之君) 子供が健全に育つためには、家庭や社会が大切であることはどなたも疑いのないことだと思ひます。また、政府の方として直近におきましては二千億円以上の出資をいたすわけでございますから、その意味での国の責任を回避しておるわけではございません。依然

として八割は国が負担するわけでございます。

○安武洋子君 生活が困難になるような所得制限を導入するというふうなことをなさつていふ。そして、国が責任を持つなら、私は、こういうふうな広報紙の中にも、あるいは法の目的の中にも、国はどういうことを果たすのかというふうなことで、一般化しないで、それは家庭や社会が協力すること、これは当たり前です。でも政府の責任、努力目標はどうなんだというふうなことをきこつたらうことが児童憲章とか児童権利宣言、この精神にのつたことになつていふふうに思ひます。さらに伺つてまいりますけれども、児童扶養手当の支給率、これは一体どれぐらいなんです。六十年度で約六十五万人に支給をされておりますけれども、支給率というものが私はちよつとわかりません。所得の制限が強化されてまいりますけれども、これで該当の母子世帯全体に対する支給率、これは何%になるんでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 支給率と申しますと、本来何らの制限はないのに所得制限で支給率がどのぐらいになるか、こういうことが一般的だと思ひますが、現在、母子家庭について全体が所得制限がなければどの程度の受給者になるかという統計は持つておりませんので、その支給率という形で正確にお答えすることはできない、こういうふうなことを考へておりますが、今回の所得制限の強化、三百六十一万を三百万に変えることによりまして支給を受けられない方は三%程度というふうに推算しております。

○安武洋子君 どうして統計がないんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 全体の児童扶養手当の支給対象になるような形の調査というものがございませぬものですから、母子家庭であっても現にいろいろな生計の維持をされている方というものは児童扶養手当の支給要件に該当しない形になります。父が依然としてその生計を維持をしているというふうなものについては対象になりませんので、母子家庭の総数の中で比べるということも困難な問題があります。したがって、現在の三

百六十一万の所得制限によつてどの程度の支給率になつていふかということについては、正確な数値を申し上げる資料はございません。

○安武洋子君 それはおかしいでしょう。児童手当の支給率というのは約八%、それから老齢福祉年金では八六%、これは五十八年度でけれども、福祉制度というのは所得の制限があるという、そういう関係で支給率というものはおよそ明らかになるというのが当たり前でしょう。私はわからなないということが全然わかりません。離婚の趨勢なんというのは、こんなものは大体今までのあれでわかりますし、それから離婚というのは、届けでも出てくるわけでしょう。なぜこういう統計も持ち合わせないわけですか。

○政府委員(小島弘仲君) 児童手当でございますと、その児童の状態は全く問わない、これは一般制度でございますので全体の対象となる。今ですと義務教育終了時までの第三子以降の子供ということでございまして基礎数がしつかり出ます。しかし、所得制限がなければ児童扶養手当の支給対象になるであろう母子世帯の数というものの調査は、これはまさしく手当も支給しないのに調査をするわけにもいきませんので、そういう調査は手持ちにございませぬ。

○安武洋子君 趨勢はちゃんとつかめるじゃありませんか。行政をしていこうというときに、その行政がどれだけ効果を及ぼしているのか、行政効果があるのかということもわからないような、数字もつかないということは大変なことじゃありませんか。

「理事佐々木満君退席、委員長着席」

大体離婚なんて届けもきこらうと出ますし、それから今までの趨勢もわかるしということであれば、そんなのわかりませんと平然とお答えになる方がよっぽどおかしい。いろいろいろいろおっしゃいますけれども、結局は支給率が極端に低いとか、何かそういうことで公表できないというふうなことなんでしょ。

○政府委員(小島弘仲君) いや、そういうことで

はございまして、ただ、この母子家庭と比較する母集団がなかなか正確に現在まで把握する道がないということでございます。

児童扶養手当の支給対象となりますのは、純然たる母子世帯のほかに、遺棄とか、父親が拘禁されたり、あるいは母子家庭でない、祖父が孫を養育している、別れた娘の子を養育しているのも対象になるというふうな、母子世帯よりもふくむ分野があります。支給対象となる母子家庭につきましては、一方、母子家庭でございしても、父親がその子供の生計を見ているというふうな家庭は、母子家庭であってもそもそもの児童扶養手当の支給対象に挙がってきませんので、なかなかその比較が困難な問題がありまして、比較対照できる母集団を正確に把握することは難しいということをお願いいたします。

○安武洋子君 傾向はきつとつかめるわけですよ。傾向がらいて大体、何十何人までつかむというところはそれは無理でしょう、しかし、大枠ぐらいいはつかむのが当たり前のことですね。

お伺いしますけれども、五十七年、五十八年、子供がある、有子離婚をした件数というのは、これはそれぞれ幾らですか。

○政府委員(小島弘仲君) 五十七年の有子離婚の件数は十一万三千七百七十四件、五十八年は十二万五千三百九十一件でございます。

○安武洋子君 では、これに对应します年の児童扶養手当の受給者の離婚による増加数、これは、五十六年度に対して五十七年度は約四万人、それから五十七年度に対して五十八年度は約四万人弱と。有子離婚の場合は二十歳までの子供を連れて離婚ということになりますので、児童扶養手当の年齢の十八歳、この間には差はあります。しかし、一般的に二十歳近い子供を連れて離婚というの、これはごく少ないわけですね。こういうことから考えてみても、受給者というものは極端に低い、少ないのではないですか。

○政府委員(小島弘仲君) まずそのとらえ方でございしますが、有子離婚、先生御指摘のように二十

歳、十八歳と年齢の開差がございします。それからもう一つは、有子離婚の場合で母親が子供を引き取るというのが大体七割でございします。三割は父親というふうなことになります。したがって、その有子離婚の全部が母子家庭と言いうわけにはまいりません。したがって、そのような対比が必ずしも十分にできる問題ではございせんが、例えば五十八年の調査でございしますけれども、離婚による母子世帯、これは二十歳までが入っております世帯の数でございしますが、その数が三十五万二千五百というふうな程度でございします。そこに未婚の母の三万八千とかあるいはその他のもの二万七千というものを加えまして、大体児童扶養手当の支給層をむしろ下回っているような数でございします。その辺のそういう意味での比較もなかなか難しい問題がございします。

○安武洋子君 おかしいでしょう。五十七年は十一万三千七百七十四件、そして約四万件が増加しているというふうなことで、そして五十八年は十二万五千三百九十一、それで四万弱ということになりますと、この年齢の乖離というのがありますけれども、父子家庭は三割、そうすると十八歳から二十歳までが約三分の二近くもいるんだと、そんなおかしいことになってしまいます。ですから、これは十一万三千件から十二万五千件という中で四万弱しかふえていないから受けていない、その三割が父子家庭であつても、そして、十八歳から二十歳であつても、大きな層が受けていないというところが歴然としていられるんじゃないか、この数字から。

○政府委員(小島弘仲君) これは先ほども申し上げましたような数の問題、母子家庭になるのが有子離婚のうちどのくらい割合かという問題もありません、それから受給者の増という増加数で申し上げましたのは、毎年毎年新しく入ってくると同時に子供が十八歳に達したり所得制限に引っかけたりして失権する方があります。その差し引きが今先生お示しの数でございします。必ずしも新しく離婚した件数との見合いでふえてい

ないじゃないかと。これはネットの増加数でございします。失権と増加を差し引いた数でございします。そういう数字になりますので、必ずしもそういう御指摘のような問題ではないと考えております。

○安武洋子君 何をおっしゃるんですか。それはある程度近い数ならそういう理由も通るでしょう。しかし、十二万に対して四万弱だというふうなことが出てくるわけですから、そういう理由は私は通らない、こう申し上げます。

私はさらに聞きますけれども、厚生省が行いました全国母子世帯調査、これは五十八年の母子世帯数というのは七十一万八千八百世帯、こういうふうになっていきます。これ間違いありませんね。

○政府委員(小島弘仲君) 間違いありません。

○安武洋子君 母子世帯になった理由というのは、離婚が四九・一%、三十五万二千五百世帯、間違いありませんね。

○政府委員(小島弘仲君) 間違いございません。

○安武洋子君 全国の母子世帯実態調査の時点、これは五十八年八月一日です。その時点で離婚による母子世帯というのは三十五万二千五百人です。一方、離婚による児童扶養手当の受給者というのは、厚生省の資料によりますと、五十八年度は四十二万四千二人です。母子世帯が三十五万二千五百、そして受給者は四十二万四千二人。母子世帯よりもたくさん受給する、七万人も受給者が多い、どうしてこんなおかしいことになるんですか。

○政府委員(小島弘仲君) この児童扶養手当というものは、今の事例は離婚のケースでございします。が、監護している母が、母が監護しない場合には、その母にかわって養育しているという方にも出るわけでございます。したがって、生活の実態として母子世帯になっていない、母は子供を連れて離婚したけれども、その子供を例えば実家の祖父父母に預けているということがあります。したがって、形は母子家庭でない状態の児童も対象に

なるという問題がございします。それから、母がみずから監護している場合でも、例えば寄宿舎に入れて生活の面倒は見ておる、しかし生活は母親が一人でしているというふうな家で、ほかに預けてちゃんと監護をしているというふうな問題についても出る格好になります。から、離婚の母子世帯の数よりも離婚を事由とする児童扶養手当の受給者数の方が多いのはそれは不合理じゃないと思ひます。

○安武洋子君 祖父父母に預けている、そちらの方に出る、母に出ないわけでしょう。そうするとおかしいじゃないですか。七万人なんです。七万人という、先ほど言いましたように一年の増加件数というのが四万弱だと、その倍ほどの人数が、母子世帯よりも上回るわけなんです。そんな例外的なことが、それは一つもないと私は言いません。しかし七万人も、こんなにたくさん大抵三十五万二千五百人の中で四十二万四千二人が受けている、こういう不思議なことが世の中にあつていいんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 今申し上げたようなものには、調査の時点のずれが一つはあります。離婚による受給者数は、例えば五十八年の七月末、これは八月一日に直近の数字でございします。それが三十九万七千二百四十三人、それが年度末では四十二万四千二百九十三人に膨らんでおります。したがって比較する場合は、四十二万四千二百九十三人と比較するよりも三十九万七千二百四十三人と比較するのが妥当だと思ひます。そういういたしますとその差は約四万件でございします。そうすると全体の受給者の約一割程度はそういうケースがあつてもおかしくないと考えております。

○安武洋子君 私が先ほど確認いたしました数字というのは、何も私の数字じゃなくて、一々確認したのはこれは厚生省の数字だからです。四万人ぐらいいはたくさんもおかしいと、そうおっしゃいますけれども、では、どういふことなんです。先ほど私が、一体支給率というのとはど

らいなんだというふうなときには、あなたは、基礎数はわからない、つかないんだ、こうおっしゃったんじゃありませんか。そして今それは当然です。

こういうふうに数字がばらばらばらばら、いかげんなものがいっぱい出てくるわけですね。そして全部の母子世帯をさらに上回って、あなたたちの数で言えば四万人、私は七万人。この時点は何も変わっていないんですから、五十八年八月一日調査ですからね。だから、そんなことになつておかしくないんですか。そんなに、百何%の支給率なんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 繰り返すようになりますが、先生にお示しした数字に、多少はつきり申し上げなかった点があります。その失礼はおわびさせていただきますが、普通、受給者数というのは各年度末でとっておりますので、五十八年度の年度末の数字をお示したのかと思ひます。母子世帯の実態調査は五十八年八月一日現在で行つておりますので、離婚の増加というのはだんだんふえてくる傾向がありますので、七月末と比べますと、七月から三月まで八カ月程度の開差があるわけでございますから、その間に離婚による受給者数も四万三千件程度になりますか、大分ふえてきたというところでございますので、その点のずれはやむを得ないかと思ひます。

さらに、先ほど申し上げましたように、離婚による支給対象者であっても、受給者が必ずしも母親になつておりません。それは子供の養育の仕方によつて変わってきますので、そういう意味で、母子家庭というふうなとらえ方と離婚による受給者のとらえ方というのではどうしても差が出てまいりますので、そこは実態としてこういうものである、こういうふうな認識しております。

○安武洋子君 七カ月間で四万人近くも離婚がふえたんですか。今の数字だったらそういうことになるんです。そして先ほど言いましたように、この制度の——聞いておられるの、あなた。後ろ向いて。大体そんなふうなせぬとわからぬぐらい

なんでしょう。だからいかげんなのよね。だから私は申し上げるんですけれども、七カ月に四万人も離婚がふえるんですか。先ほどは一年間で四万弱という数字が二年間出てきて、それが一般的な傾向でしょう。いかに離婚がふえるといったって、倍になるというふうなことになるのかどうか。

それから、あなたたちはそうおっしゃいますけれども、こういう支給率が一〇〇%をはるかに上回つていくなんて、そんなことが一般的に、今の世の中を見た場合にそんなことがあり得るはずがないんですよ。どこかの数字がおかしいわけですよ。そんなことで一生懸命ごまかそうとなさらないで、もう少しはつきりと現実を見詰めていただいて数字をきちつとやつていただきたい。それで、制度が一体どれぐらい普及しているのか、間違つて百何%も支給しているというところになつてしましますよ。こういう制度の改正、まあ改悪ですけれども、こんなものを審議するときに、その前提の支給率というものをちゃんとわからないう、こういうことであれば、国会は判断のしようもないではありませんか。ですから、今のところあなたたちはいろいろなことをおっしゃる。数字が狂つていからこれをごまかすのにきゅうきゅうとなさつていらつしやるけれども、支給とか不支給とかいふのは申請があつた場合にそれを決めるだけなんだというふうなやつてこられてい。だから私は何のための母子福祉であり、厚生省は何のために存在するかわからないというふうな思ひます。これでは審議なんてできないというふうな思ひます。

ですから、支給率とそれから母子世帯の該当有資格の正しい数字を私はやつぱりきちつと出していただきたい、こう思ひますけれども、これは抽出調査ということで不十分であるというふうなことも言われているわけでしょう、厚生省が調査なさつて。だつたらもっとしっかりした数字を出してきていただきたい。それでなければ、最初の話と、そして先ほど申し上げたように百何%の支

給率である、こういうおかしい話になつてしましますから、いろいろ例外的なことを言われておりますけれども、そういうものが全然ないとも申し上げません。しかしそれにしても、現実を見た場合にこれはなかなかもらえない、この制度を知らないという人が多いわけですよ。それなのに、百何%もの支給率になるのか。全くこれでは解明ができません。ですから私は、ちゃんと審議ができるように、有資格の母子世帯の正しい数字、それから支給率、これをきちつと出していただきたい、そのことを要求いたします。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほどの七カ月で四万件というのは、計算間違えまして、二万七千件ぐらゐの増加でございます。

先ほど申し上げましたように、あくまでも離婚による母子家庭の児童の健全育成のためという趣旨でございますので、離婚した場合、母親が子供を監護している場合、母親以外の人が監護している場合を問わずに支給をしているというのが実態でございます。したがって、離婚による母子世帯の新規増加分それ以上のカバー率が出るというふうな格好になりました。それは母子世帯という形で調査したものと離婚による受給者ということはずれがございまして、どうしてもそういう形になるわけでございます。

それから、母子家庭の実態調査、抽出調査であることは事実でございます。一方は支給認定の実数でございますので、精度の点につきましてはそのれは抽出調査である限界はあらうかと思ひますが、一般的に行政手法といたしまして、できるだけ正確なように、統計上の数理を用ひまして抽出率等も考えた調査にしております。したがって、この根拠の数字というのははるかに大きざればないものと考えております。

○安武洋子君 二万七千にしても、これは四万から五万までの数字と、一年の増加率よりもはるかに上回るような数字、これが出てくるわけですよ。ということになりますと、一〇〇%を上回るんです。そんなことがどこにあり得るか。

私が今憂えていることは、これは申請主義だということ。PRが手抜きされる。こういうことになりまして、児童の福祉増進とうたつておられますけれども、それが欠けてしまつたというふうなことになるわけですよ。そういう人がまだたくさんいるわけですよ。この制度が充足してもまだ知らない人がたくさんいるんだという答弁をなさつてい。けさほどからそういう場面もありました。ですから私は、この周知徹底をちゃんとやつていただかなければならぬ、お出しになつてい。この資料というのは余りにも不思議過ぎるということで、次に私はこの点も含めて質問をさせていただきます。残念ながら時間が来てしまつたので、大変時間が圧縮されたということにも私は抗議を申し上げるわけですが、そういうことでやむを得ずきょうは質問を終わらせていただきます。

○下村泰君 この法案なんですが、先ほどから各委員からもいろいろ御意見が出てい。ようございましてけれども、「この法律の目的」というところに、「この法律は、父と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」こちらの旧法の方を拝見しますと、「この法律は、国が、父と生計を同じくしない児童について児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」先ほどこれは安武委員よりも、「国」をどうして外したかということに關して、地方自治体とともにやらないやなやなと、いつまでも国が全面的にやるといふのはおこがましいからというので「国」を外した。本当は外してもらいたくないんですが、外しちゃつた以上しょうがない。ただしその後です、「父と生計を同じくしない児童について」とところが、「父と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立」、この字句の入つたのはどう

いう意味なんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 従前からの児童扶養手当制度、改正前の児童手当扶養制度につきましても、先ほど来申しておりますように、母子福祉年金制度の補完的制度という形で出ておりますので、離婚により、夫による生活の支柱を失ったという家庭生活の変化に着目いたしまして、その母子家庭生活の安定を図るために出したということに変わりありません。ただ出す趣旨、目的が、児童のための手当であるということは今も変わっておりませんが、今回手当の支給期間を有期化するというようなことで、七年間ということをお奨め申し上げておりますが、要するにこの手当を支給するという趣旨が、生活の安定を図るとともにその母子家庭の自立を促進することによって、その自立をするまでの間のいわば激変緩和措置として手当を支給するという性格を明示しながら、そういう福祉の制度に改めましたという趣旨をより明確にするためにこの字句を挿入させていただいたわけでございます。

○下村泰君 まだ生活力もないような子供さんを抱えているお母様方に、「家庭の生活の安定と自立」という字句を見せて、これはどういうふうにしるというんですか。どういう状態をお役所の方は自立と見ているんですか、母子家庭の母親の。

○政府委員(小島弘仲君) 自立ということについてはいろいろな見方があると思いますが、特にここでは母子家庭の経済的な困窮に対する手当で、現金給付でございますので、経済的な困窮ということが一番問題であると思っております。したがって、自立できないというのは、自分の稼ぎと申しますか収入で生活を賄えない、あるいはいろいろな形の援助が必要だという形がまだ自立し得ない状態であると考えております。したがって、子供の世話を、生計費を賄いながら、その母子家庭が他の援助を受けることなく生活できる、しかも児童の育成も図られるという状態が母子家庭としてこの中で言う「自立」というふうに考えてお

ります。

○下村泰君 その場合でも、実際に月々の収入がこのくらいになれば自立できるんだという目安があるわけでしょう。それは何ら示されてないで、ただ自立自立と言わなければならない。みずから立つということとはみずから努力しろということですね。

この過程を振り返りますと、第四十一国会、昭和三十一年にこれが審議されました、その過程で拝見すると、大変いいことがたくさんあるわけですね。所得制限の緩和であるとか、あるいは十八歳までとかというふうになっている改正されてきています。これは七十七国会、昭和五十一年、十八歳未満に引き上げることというようになっていきます。私は、この段階までは、この手当を支給されるお母さん方はまことに喜んだと思えますよ、日本という国は何という素晴らしい福祉国家であろうかと。ところが、今こへ来て目の前真暗になるわけですね。しかも、自立自立とおっしゃいますけれども、じゃ自立してこの資格を失った家庭がどのくらいあるんだらうか。つまり自立して、今局長のおっしゃったようなみずからがそれだけの経済を確保できて資格を失う、むしろこれは喜ばしいことだ、同じ資格を失うんでもね。じゃ、その家庭がどのくらいあるかということですよ。——いいですよ、私の方にあるから。

資格喪失事由別件数というのがある。支給停止者数、五十七年、総数五万九千八百一。この資格を喪失したという事由で、早い話が、これの一番多いのが、十八歳に達したというのが一番多いんですよ。十八歳に達したというのが二万六千五百七十七なんです。公的年金を受給したというのが千五百五十四。受給者が死亡した、お亡くなりになったというのが七百七十四。母が婚姻した——結構なことですね、これが一万八千三百七。遺棄ではなくなった、千九百六。未婚の母の児童が認知された、四百五十二。その他が一万一千七百一十となっております。これ、自立したんで何でもないんですよ。早い話が十八歳に達したから打ち切られたんです。これで自立と言えま

すか。こういう停止された状況で。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに失権の事由といましては、十八歳までということになっておりますので、十八歳ということが四七〇程度出てくるかと思っております。

母子家庭の実態の状況を見ますと、生活保護の受給の状況を見ても、母子寮でお世話を受けている方々のその期間を見ても、大体、母子家庭の場合のケースで見ますと、生活保護の場合も、七年間の受給で大体九割の方がその生活保護を脱却していらっしゃる。それから母子寮なんかについても、七年たちますとやはり九割以上の方が母子寮から出て自立する道を歩んでいらっしゃるということから、一応七年程度の自立までの準備期間ということが妥当じゃないかろうか。その間に、こういう手当の支給等もすると同時に、労働省なんかとも協力しながらさまざまな職業訓練とか、あるいは保育所等による、児童をお預かりして就労の態勢を整えていただくというようなことを通して自立の努力もしていただくという、また必要なそういう面での助成策についても拡充してまいりたいと考えております。

○下村泰君 今局長は、母子寮にいる方も大体七年ぐらいいで出ていくかおわかりですか。本で七年間ぐらいいで出ていくかおわかりですか。本に母子寮に入っている方々について、母子寮に入っている方も大体七年ぐらいいで出ていくかおわかりですか。九〇%出ていかれるんだそうですというふうにおっしゃっていますが、出ていかなきゃならない理由を押つけられて出ていくのが多いんですよ、母子寮に入っている方は。

例えば、一つ一つのお話を伺うと、大人の集まって入っているところに、時間の制限がある。あるいはちょっと男の人から電話がかかってきたらもう周りがさがさ言われる。つまりいびり出されるわけだ、早い話が。それで、ここにはいつまでもいられないと、ない金を無理して、あるいはあちらこちらから融通して出ていくという人が多

い。大体それで七年ともたないんだ、みんな。だから七年以内にでていくから、局長の方ではそういうデータを集めて、七年ぐらいいで出ていくと大体いなくなる、こういう言い方をしているわけですよ。本が当たらない入らなくはないですよ。

一戸建て、まあ一戸建ては無理かもしれないが、一部屋に入りたい、これは当たり前だ、人情として。しかしそれも許されない経済状態だから、できればお助けくださいで母子寮へ入るわけでしょう。入ったら、その母子寮に管理人みたいな変な薄らじじいがおって、こいつらがいろんなことを言ったり、薄らばあなのかそれは知りません、私は。そういう、いわゆる自分が管理しているという、その管理職をかさに着ているなことをやるやつが多いからそういう状態が生まれてくるんですよ。もう目に見えようですよ、これは。今なんかでも学校の問題になっている中学生のいじめとこれは大して変わらないんだ、大人になっても。

それと、この制度というのは、もともと御主人に亡くなったお母さんとお子さんのため。それが、そういう御家庭よりも離婚の方が多くなつた。ですからこういうふうになった。これはまた結構だと思えますよ、それはそれなりに。しかし、この社会福祉六法を拝見しても、この中の児童と名のつく法の中では全部、児童とは十八歳未満から二十歳未満と書いてあるんだ。そういう子供を守らなきゃいけないのに、今度は義務教育までと、こういうことになるわけですよ。それともう一つ、児童憲章なんか拝見しますと、子供さんというものをいかに国が大事に扱わねばならないかということがうたい上げられているんですよ。この一文一文を拝見していくと、いかにも子は国の宝。お子さんが、将来国を背負って立つことができる大人に育たないとも限らないわけでしょう。そういう大事な子をいかにけんがけんが扱ってやる方がいいはずがない。局長うなずいてはいるけれども、いいかげんにしつあるじゃないですか、この問題。

そしてしかも、死別した場合には、御主人が亡くなられた、いろんな事情があつてお亡くなりになつた、お氣の毒だからお母さんとお子さんは面倒見ましよう。ところが離婚の方は、おまえら勝手に別れたんじゃないか、しかも五体満足だ、地べたはつても勝手に生活しろ、足りないものは何ほかやるよ、こういう感じなのね。それがもうとひどくなるわけ、今度はそれが如実にそういう形になるわけだ。これはしかし、今受給しているお母さん方が納得しませんよ。一たん出したものを引込めるといふのはよくないです、これは。ですからもう少し何とか方法を考えなきゃいけないんじゃないかなという気がするんです。私が厚生大臣なら大盤振舞いしますよ。自分の金じゃないから楽だからね、これは。

それと、今申し上げました教育の問題ですけど、十五歳で打ち切られますわね。高校へやりたんです、みんな。この厚生省からいただいた各資料とかそういうのに基づきますと、大変皆さんやりたいわけですね。修学させたい。殊に女の子の場合にはもう半分以上ですわ。それから男の子でも、大学へ行くのは半分。高校へ行くのと大学へ志望しているのとほとんど同じ数ですわ、志望者の数が。そうすると、十五歳で打ち切られて、大学へやるまでのその三年間、どんな手当ての方法がありますか。

○政府委員(小島弘仲君) 七年間ということになりますと人によって、十八歳までの人もありますし、小さいときから受給しているという場合には義務教育終了時までで打ち切られるというケースが出てくるのは御指摘のとおりでございます。これらにつきましては、そういうような形で支給期間の七年間とか義務教育終了時までということに該当して手当が受給できなかったというふうな方につきましては、児童扶養資金というものを母子福祉資金貸付制度の中に新たに起こしまして、手当相当額三万三千円を無利子でお貸しするという制度を新たに設けることにしておりますし、また、母子家庭のお子様については、従来手当を受

給していらつした方についても無利子で高校卒業まで修学資金をお貸しするという制度も実施しておりますので、そういう面を御活用願うというところをあわせて考えておりますと同時に、先ほど来御議論のあります母親の自立のためのいろいろな便宜供与と申しますか、施策の拡充を図つてまいることと考えております。

○下村泰君 それはまあ局長にしてみればそういう言い方しかできないと思ひますけれどもね。私の手元にある資料に、「現行児童扶養手当制度の概要」というのがありまして、その中に「支給状況」というのがあります。これは昭和五十九年八月末になつております。児童扶養手当を受けていらつした方が六十一万二千六百七十七人。そのうち離婚が四十四万三千五百四十三人、死別が三万四千六百八十五人、未婚の母子が三万五千九百十六人で、未婚の方が死別を上回つてゐる。父障害が三万二千七百五十六人、遺棄が五万一千二百五十五人、その他が一万二千二百二十二人、こうなつてゐます。これを率的に割つてみますと、受給者数の七二・六八%、これが離婚なんですね。四十四万三千五百四十三人、これだけ多いんです。今や、最初にこの手当のできた趣旨と現在ではもうまるで内容と形が変わつてきてゐるわけですね。それだけにやはりもう少し何か考えなきゃならないんじゃないかなということをお自身は思ひます。

それと、死別の御家庭とそれから生別、離婚の御家庭とは違ひますわね、お手当ての方法が。当然死別の方が幾らかいろいろ理由でふえてきますわね。これはこれでしようがないことだとは思ひますけれども、ただやっぱりそこところなんですね、納得のいかならないのは。片方はお亡くなりになつた、片方は別れたつてゐたつて、別れるにつれていろいろ理由がありますわね。私も民間放送で身の上相談というのを引き受けたことがあるんですよ、五年ばかり。そのときに、御夫婦の問題で、こんな問題は当事者同士ですぐに解決できるようなことじゃないかと思ひよう

うな問題でも、最近の二十代、三十代くらいの人というのは見当つかないのね。昔は棟割り長屋があつて、町内の世話役がいて、その町内の世話役のところに行くとか何でもなく解決したような問題なんです。私自身の生活状態から考えてそういうものがあるんですよ。そんな問題でも、二十代、三十代の前半の人だと重要問題でわからないんですよ。そんな問題も来ますよ。その中で、私は夫と別れたいという離婚の理由の一番大きいのが暴力と酒乱ですな。これが一番多いんですよ。暴力、酒乱の夫と別れて、例えばさつき局長がおつしやつたように、十五歳から三年間何とかして資金を受けて子供を学校へやりたいというふうなことで手続をとりますわね。ところがこれ、ばれるんだ、父親の方に。酒乱と暴力の父親の方に。そのために受けにくい、受けられないという人もあるんです。そういう相談もかつて私は受けたことがあるんですよ。

そういうことを考えますと、こういう制度があるからどうのこうのとはおつしやいますけれども、中にはそれをやりたくてもできない人、これは事実あるんです。先ほど中野委員からも御発言がありましたけれども、それをよくひとつ頭の中に入れておいてほしいんです。そうしないとこういうのは生きてきませんからね。

それからもう一つ伺ひたいのは、この制度を利用するという場合に、申請しなきゃなりません。その申請の手続というふうなことを、私よくわからないんですが、ちょっと説明していただきたいんです。

○政府委員(小島弘仲君) 申請の手続につきましては、申請書に所定の、いわゆる状況を説明する資料を添付していただきまして、市町村の窓口へ提出していただくというふうな形で、その認定は都道府県知事が行うという仕組みになつております。

○下村泰君 その場合によく民生委員という方の名前が出てきますけれども、その民生委員という方は、やはりいつも地域の中にいらつしやつて、

大体そういう方に相談したりなんかするわけでしょう。そうすると、そういう方からそつちに行くわけですね、順序としては。どうですか。

○政府委員(小島弘仲君) これは、申請については必ずしも民生委員が関与しなくてはならぬというものではございませんが、その申請の事実がそのままだるかどうかというふうなことを調査いたします場合に民生委員を煩わせるところでございます、この制度の運用上やつておるところでございます。

○下村泰君 話に聞くと、その民生委員という方が非常によくない方がおるんだそうですね。局長、とほけたような顔をしてもだめですよ、ここに現に資料があるんだから。各都道府県民生主管部(局)長殿、厚生省児童家庭局企画課長」と、これで通達を出しています。この通達の中にはこういうことをちゃんと書いてあるんですよ。

児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存等個人の秘密に属する事項に係るため、受給資格の認定に当たつては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たつて配慮するとともに、職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によつても禁止されてゐるところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

特に、遺棄調書、未婚の母子の調査及び事実婚の解消に関する調査の取扱いについては、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃がれて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と言えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。

児童扶養手当法上事実婚の解釈については、昭和五十五年六月二十三日児企第二十六号本職通知をもつて示したところであるが、本手当の趣旨に鑑み、同通知の記の(1)及び別添の第一の問九の答中「ひんぱんに定期的な訪問があ

る場合」を「ひんばんに定期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合」に改めることとしたので御了解願いたい。なお、「ひんばんに定期的な訪問」の解釈については、事実関係を総合的に勘案のうえ、社会通念に照らし判断されたい。

これ、ちょっとした解釈の間違いでとらえらるようになるわけですね。

そうすると、いわゆる民生委員という方々、それは悪い人ばかりじゃないでしょう。でも、中にはそういう職権を利用する人もいないとも限らない。中には性的魅力のあるお母さんがいて、迫らないとも限らない、こういうのは。第一民生委員が、これは望遠鏡どころじゃないでしようけれども、母子家庭に対する男の出入りを監視するとか、あるいは母子家庭の子供さんを電話口で呼び出して、おまえのところは男が来るのか来ないのかとか、こんなことまで調査する必要があるんですかね。そこをちょっと私伺いたいんだ。

○政府委員(小島弘仲君) 民生委員につきましては厚生大臣が委嘱しているわけですが、まず市町村長の段階で民生委員の推薦委員会、それから都道府県段階は審査委員会というようにことを通しまして間違いない人、本当に福祉に情熱を持って理解のある方を委嘱するという格好に考えておりますので、そういう先生御指摘のような問題がないことに万般の配慮をしておるところでございます。

その職務執行につきましては、さらにこういう事柄の性質上十分な配慮をお願いするというので企画課長から入念的に通知をいたしました。あるいは制度の取り扱い、運用を改めまして場合にその要点を御通知申し上げて、こういう制度の全体としての運用に支障のないように配慮しているところでございます。

事柄の性質上、やはり生活の実態、あるいは母の事実上の配偶者に養われているという実態があるのかどうか、あるいは父が生計を同一に

していないということになりますと、父の仕送りがあるのかどうかというふうなこともやはり調査いたしましてその事実を確認いたしませんとこの制度の適正な運用ができないというこの制度の宿命でございます。したがって、不正受給とか何かという御批判もいろいろ出てくることでございますが、なかなか難しい問題でございますけれども、プライバシーの侵害という点には十分配慮しますが、事実関係を正確に御報告願わないとこの制度が適正に運用できないという問題がありますので、受給者あるいは申請者の方にはそういう面での御理解もお願いしながら、民生委員がいろんな調査したり事実関係を調べる場合にも特段の配慮をお願いしているところでございます。

いつも監視しているというふうな表現をいたしているわけですが、そういうことではなくて、生活の実態を調べる、生活保護世帯なんかも同様、その地区の生活の実態を的確に把握しておくというのが民生委員の本来の仕事でございます。それに対応しているんな福祉の措置を知らせたり、また、いろんな行政機関に助言をしたり、協力したりというのが民生委員の職務でございますので、そういう観点から先ほど申し上げましたような慎重な手続で人選しておりますし、また、万が一民生委員として不適格な場合は解職をする手続もございまして、そういうことで万般遺憾のないように今後も努めてまいりますと同時に、先ほどお答え申し上げましたが、実態の調査等、必要最小限度で、しかも無用にプライバシーの侵害に触れるようなことがないような配慮をします。それと同時に、民生委員も特別職の公務員という資格を得るわけでございますので、守秘義務がございまして、したがって、それを職務上必要限度で必要ないところに報告するだけでございまして、漏れるということとはあり得ない仕組みになっております。

○下村泰君 何か局長、いままでいろんな委員の方に答弁した中で、今が一番自信のある答弁で

したよ。

と申しますのは、きのうの月曜日ですけれども毎日新聞に出ていたんですよ。「児童扶養手当一千万円着服」、これ伊勢崎でこういうことが起きている。八十世帯分。これ、けさの新聞見ると捕まりました。当たり前だ、これは。こういうのがいるんですよ、実際に担当しているやつで。これはあんな、悪質プロダクションなんかよりもひどい、こういうのは。役人というやつではない立場にいる人がこういうことをやるんですからね。ましてあなた、人に頼まれてやる民生委員、逆にこの監視の目の届かない方の民生委員の方がよほどやりやすいわけだ。

そういう人たちのちょっとしたことによつて母子家庭のお母さんにしても、お子さんにしても大きな精神的打撃を受けた。そのことが原因でどういふふうになるかわかりませんよ。そうしますと、ここにうたわわれている趣旨と全然違った方向へその子供が行かないとも限らないわけでしょう。こんな恐ろしいことはないんですよ。私たちの子供の時代でもそうですけども、大人のちょっとした不注意、大人のちょっとした愛情のなさ、それから出た一つの行動、それから人の心臓をえぐるような一つの言葉、これによって人間の性格がどういふふうに変わっていくかという限りませんからね。そういうことについては十分ひとつ気をつけてやっていただきたいと思います。

厚生大臣、これについて一言だけお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 伊勢崎市の不正の件はまことに遺憾なことでございます。今後、このようないことがないようにいたさなければならぬと思ひます。

同時に、御指摘のように、人の心に関するような問題は、現場の直接担当者の方々の配慮、思慮を必要とするものでありまして、社会的に極めて弱い立場の方々でございますので、その面につきましては特段の注意を行つてもらうように、私からも配慮をしてみたいと思ひます。

○下村泰君 ありがとうございます。

○委員長(遠藤政夫君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

- 四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六〇九号)
 - 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五六一〇号)
 - 一、長野県内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願(第五六一一号)
 - 一、茨城県内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願(第五六一二号)
 - 一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第五六一三号)
 - 一、労働基準法の改悪反対等に関する請願(第五六一四号)
 - 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六一五号)
 - 一、国民年金制度の改善等に関する請願(第五六一六号)
 - 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五六一七号)
 - 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五六一八号)
 - 一、労働者派遣法案反対に関する請願(第五六一九号)
 - 一、国民年金法の抜本的改悪反対に関する請願(第五六二〇号)
 - 一、労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六二四号)
 - 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六二五号)

- 一、婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に関する請願(第五六二七号)
- 一、岡山県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六三〇号)
- 一、福島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六三一七号)
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第五六三二二号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六三二六号)
- 一、公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願(第五六三七七号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六三八八号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五六三九四号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五六四〇号)
- 一、公的年金制度の改悪・統合反対に関する請願(第五六四一四号)
- 一、道南地方の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六四二二号)
- 一、大阪府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六四三三号)
- 一、年金制度の改善に関する請願(第五六四四号)
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第五六四六号)
- 一、京都府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六四七号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五六五九号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六六〇号)
- 一、国立腎臓センター設立に関する請願(第五六六一号)
- 一、年金改悪反対に関する請願(第五六六二二号)
- 一、鹿児島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六七九号)
- 一、食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化に関する請願(第五六八〇号)
- 一、労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六八一七号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六八二二号)
- 一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五六八三三号)
- 一、年金制度の改悪反対等に関する請願(第五六八四四号)
- 一、労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願(第五六八六六号)
- 一、国立腎臓センター設立に関する請願(第五六八八号)
- 一、国民生活本位の年金制度改革に関する請願(第五六八九四号)
- 一、年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(第五六九〇号)
- 一、健康保険本人の十割給付復活等に関する請願(第五六九二二号)
- 一、静岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五六九三三号)
- 一、労働者派遣法案反対に関する請願(第五六九四四号)
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第五七二二三号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第五七二五五号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第五七二六六号)
- 一、在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願(第五七二七七号)
- 一、在宅重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第五七二九〇号)
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第五七二二二号)
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第五七二三三号)
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第五七二五五号)
- 一、労災有難損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第五七二七七号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第五七二九〇号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第五七三三三号)
- 一、有難損傷者の有難神経治療技術研究に関する請願(第五七三三三号)
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五七三三五五号)
- 一、労災被災者の有難神経治療技術研究に関する請願(第五七三七七号)
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五七三九四号)
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第五七四二二号)
- 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第五七四三三号)
- 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第五七四四四号)
- 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第五七四七七号)
- 一、医療用漢方製剤の健康保険適用存続に関する請願(第五七四九四号)
- 一、心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願(第五七五〇号)
- 一、富山県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五七五五五号)
- 一、徳島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五七五二二号)
- 一、福祉年金の口座振込み等に関する請願(第五七五三三号)
- 一、青森県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五七五四四号)
- 一、療養の制度化促進に関する請願(第五七八五五号)
- 一、小規模障害者作業所の助成に関する請願(第五七八七七号)
- 一、福岡県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五七八八八号)
- 一、島根県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(第五七八九四号)
- 一、国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願(第五七九〇号)
- 第五六〇九号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区元塩町一ノ六ノ一 桜井敏正 外三百九十六名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。
- 第五六一〇号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願
請願者 富山市不二越町九丁目南郡一七 能又清 外七十五名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。
- 第五六一一号 昭和六十年四月二十二日受理
長野県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町上町二、〇二

七ノ二 安藤三郎 外四百九十九

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第五三四五号と同じである。

第五六一二号 昭和六十年四月二十二日受理

茨城県内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村舟石川五六二

ノ七 藤井久美子 外四百五十三

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第五四七八号と同じである。

第五六一三号 昭和六十年四月二十二日受理

国立病院・療養所の統合・廃止反対等に関する請願

請願者 福岡市中央区城内二ノ二 段原敏

行 外九百九十九名

紹介議員 原田 立君

政府は昭和五十八年五月二十四日、臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（行革大綱）を閣議決定し、そのなかで国立病院・療養所（二百五十四施設）の統廃合・縮小・移譲（地方自治体や民間への払下げ）、現場業務の下請方針を打ち出した。これにそつて国立医療を切り捨てることは、社会保障、医療保障、公衆衛生の向上・増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、国民の期待にそむくものである。国立病院・療養所は、高度化専門化する医療の分野で、営利を目的としない国民医療機関として高度総合的な診療機能を発揮し、他の私的・公的医療機関で受けることが困難な循環器病、癌、小児・母子医療など専門機能を強化し地域医療の中心、指導的役割を果たすとともに、国民の疾病構造の変化のもとで結核、脳卒中、重度心身障害・筋ジストロフィーなどをはじめとする

る難病、精神疾患、ハンセン氏病など長期慢性疾患への医療の対応を果たしてきた。こうした国立医療機関の役割は、貴重な国民の医療資源として、その存在が国民生活のなかに深く定着している。行革大綱のいう整理合理化には反対であり、すべての国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、地域住民、国民のためによい医療を提供するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国立病院・療養所の廃止や地方自治体・民間への移譲計画の策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、国立病院・療養所が、地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるよう、医療従事職員の大増員による増床と機能・役割を強化拡大すること。

第五六一四号 昭和六十年四月二十二日受理

労働基準法の改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町三丁五 月足

陽行 外三百三十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五二号と同じである。

第五六一五号 昭和六十年四月二十二日受理

年金制度の改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中川区柳川町八ノ五 森

上章 外七百十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五六一六号 昭和六十年四月二十二日受理

国民年金制度の改善等に関する請願

請願者 大阪市西成区千本北二ノ二四ノ四

和田謙策 外五百名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一五七三号と同じである。

第五六一七号 昭和六十年四月二十二日受理

国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市塚野目四六六 中田

武志 外二十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五六一八号 昭和六十年四月二十二日受理

年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山県山本三三ノ三 小谷秀子

外二百九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五六一九号 昭和六十年四月二十二日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 千葉市寒川町一ノ一八八 菅谷信

幸 外四百四十九名

紹介議員 下田 京子君

労働者派遣法案は中間搾取の禁止、労働者供給事業の禁止など、労働者保護法を根本的に否定し、営利目的の人賃し業を公認するばかりでなく、賃金など労働条件の全面的引下げ、不安定雇用を拡大するもので容認できない。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、労働者派遣法案を直ちに撤回すること。

二、違法・不当な労働者派遣事業は直ちに禁止すること。現在働いている派遣労働者については派遣先企業の責任で、賃金、労働条件の改善、雇用の安定に必要な措置をとらせること。

三、労働組合による労働者供給事業を積極的拡充するとともに、労働基準、職業安定行政職員の増員など労働行政を充実強化すること。

国民年金法の抜本的改悪反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市半田一、七六八 高

橋実五郎 外三十五名

紹介議員 下田 京子君

政府は第二次臨時行政調査会の行政改革に基づいて、基礎年金構想を打ち出し、国民すべてに五万円を公平に保障するとしているが、この五万円も、国民年金については現行より三十四パーセントも引き下げたものであるうえ、四十年間も保険料を払い続けた者だけであり、三十五年、三十年と、保険料を払った期間が短い者は五万円が削られ、二十五年未満ではゼロになる。また、年金受給者の七十二パーセントを占める国民年金、福祉年金受給者の年金額二万数千円という低水準や無年金者の増大は放置したままである。これは、老人福祉法の、老人は健全で安らかな生活を保障されるものとするという理念を踏みにじるものである。ついで、中小業者の老後の暮らしを守り、国民年金制度を改善するため、次の事項について実現を図りたい。

一、国民年金の抜本的改悪をしないこと。

二、年金額の三十四パーセントの引下げとなる給付額の改悪をしないこと。また、国民皆年金制とし、年金額の最低保障を定め、国民年金加入者の保険料納付部分は基礎年金に上乗せすること。更に、国民年金に遺族年金を新設し、子どもが無にかかわらず配偶者の死亡時から支給すること。

三、年金への国庫負担の削減をやめ、保険料を二倍以上引き上げる改悪をしないこと。保険料は所得に見合つて払うなど改善をし、当面低所得者の負担を軽減する措置を講ずること。また、小零細事業所の厚生年金移管にともなう事業主負担を国の補助で軽減すること。

第五六二四号 昭和六十年四月二十二日受理

労働基準法改悪反対・実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町八戸溝無善地 西村
タツエ 外千二百七十八名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五六二五号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 愛知県東海市名和町西中嶺二ノ
八 小島磨千代 外八百二十三名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五六二七号 昭和六十年四月二十二日受理
婦人の地位向上を目指し、真の男女平等実現に
関する請願

請願者 静岡県藤枝市高柳三ノ五ノ三九
大畑朗 外八百七十五名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第五六三〇号 昭和六十年四月二十二日受理
岡山県内の国立病院・療養所の整理統合に反対
し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 岡山県備前市佐山二、〇九一 沖
田愛子 外千九百九十九名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五三三五号と同じである。

第五六三二号 昭和六十年四月二十二日受理
福島県内の国立病院・療養所の整理統合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 福島県須賀川市芦田塚一三全医労
福島地区協議会内 森合光子 外
二千八百二十名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第五六三三二号 昭和六十年四月二十二日受理
この請願の趣旨は、第五五五八号と同じである。

第五六三三二号 昭和六十年四月二十二日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野市南長野町六九二ノ二長野
県議会内 小林庄司
紹介議員 小山 一平君
原子爆弾被爆後四十年目をむかえた今日、なお多
くの被爆者とその家族は、肉体的、精神的な苦し
みと経済的な不安におびやかされており、更に被
爆者の高齢化にともない深刻なものとなってい
る。しかしながら、被爆者に対する援護は、現在
原子爆弾被害者の医療等に関する法律及び原子爆
弾被害者に対する特別措置に関する法律によつて
医療給付等の対策が講ぜられているが、十分とはい
えず国家補償の原則にたつた抜本的な対策が求
められている。つては、被爆者等に対する総合
的な対策を確立するため、次の事項を根幹とする
原爆被害者援護法を早急に制定するよう強く要請
する。

一、原爆死没者遺族に申慰金と遺族年金を支給す
ること。
二、被爆者の健康管理と治療・療養を国において
行うこと。
三、被爆者全員に年金を支給するとともに、障害
者に対しては加算すること。

第五六三六号 昭和六十年四月二十二日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の
制定に関する請願

請願者 北九州市門司区小松町一〇ノ三
金子妙香 外百二十五名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

第五六三七号 昭和六十年四月二十二日受理
公的年金制度の抜本改悪反対に関する請願

請願者 山口市宮野下一、九五六 土肥和
宏 外九十一名
紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第九五三三号と同じである。

第五六三八号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 愛知県春日井市出川町四一六ノ一
〇 沢村純雄 外三百六十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五六三九号 昭和六十年四月二十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県三条市南保一ノ四 金
子光治 外三十一名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五六四〇号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(二
通)

請願者 富山県小矢部市浅地三二〇 松井
明 外百九十九名
紹介議員 山田 譲君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五六四二号 昭和六十年四月二十二日受理
道南地方の国立病院・療養所の整理統合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 北海道山越郡八雲町野田生 相馬
行男 外四千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君

道南地方の国立病院・療養所(三施設)は、営利追
及を目的としない医療機関として、国民・地域住
民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門
医療を提供してきた。このことにより、国立病
院・療養所は、道南の地域医療の充実や医療水準
及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてい
る。今日、国民の医療需要が増大するなかで、道
南の地域住民は、国が直接医療を提供することに

を全面的、抜本的に改悪するものである。臨調路
線による軍拡と大企業奉仕のために国民に犠牲と
負担を強要する公的年金制度の改悪は容認できな
い。つては、公的年金制度を拡充改善するた
め、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国民年金法等の一部を改正する法律案は、給
付引下げ、保険料引上げ、支給開始年齢の繰延
べなど年金制度の改悪であり廃案にすること。
二、公的年金(厚生年金・国民年金・船員保険・
各共済制度)の改悪統合に反対し、国が社会保
障に責任をもつ立場にたつて、国庫負担の大幅
な増額・各年金制度の拡充改善を図ること。
三、国民年金について、次のようにすること。
1 月二万円の低い年金をなくし、直ちに大幅
な引上げをすること。
2 無年金者解消対策を講ずること。
四、厚生年金・共済年金について、次のようにす
ること。
1 保険料は労使折半負担を改め、労働者三対
使用者七とし、中小零細事業主の負担を軽減
すること。
2 積立金は被保険者(労働者)代表の過半数参
加による民主的管理・運営を行うこと。

第五六四二号 昭和六十年四月二十二日受理
道南地方の国立病院・療養所の整理統合に反対
し、充実強化に関する請願

請願者 北海道山越郡八雲町野田生 相馬
行男 外四千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君

道南地方の国立病院・療養所(三施設)は、営利追
及を目的としない医療機関として、国民・地域住
民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門
医療を提供してきた。このことにより、国立病
院・療養所は、道南の地域医療の充実や医療水準
及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしてい
る。今日、国民の医療需要が増大するなかで、道
南の地域住民は、国が直接医療を提供することに

を全面的、抜本的に改悪するものである。臨調路
線による軍拡と大企業奉仕のために国民に犠牲と
負担を強要する公的年金制度の改悪は容認できな
い。つては、公的年金制度を拡充改善するた
め、次の事項について実現を図らねばならない。

より医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものである。道南・地域住民の期待にそむくものである。道南・地域住民の生命と健康を守るため、道南の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、道南・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五六四三号 昭和六十年四月二十二日受理
大阪府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達大苗代六二一丘
団地二九ノ五〇三 竹内悦子 外
二百名

紹介議員 白木義一郎君
大阪府内の国立病院・療養所等（七施設）は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供（一日平均入院三千七百八人、外来三千九十二人）してきた。このことにより、国立病院・療養所は、府内の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、府民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実・強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合・縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものである。府民・地域住民の生命と健康を守るため、府内の国立病院・療養所等の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、府民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五六四四号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 東京都青葉市東青梅四ノ一九ノ一
〇 三宅一也 外八名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五六四五号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改善に関する請願

請願者 京都市伏見区深草北鍵屋町九九五
ノ一 安田義武 外九百二十一名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第七四六号と同じである。

第五六四六号 昭和六十年四月二十二日受理
労基法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 香川県高松市藤塚町三ノ二ノ一五
青木ハルエ 外千四百十六名

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五六四七号 昭和六十年四月二十二日受理
京都府内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 京都府福知山市篠尾新町一丁目
福山和子 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五五五九号と同じである。

第五六四九号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願

請願者 富山市高岡町二区二二 高木良孝
外百四十二名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五六六〇号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願（二通）

請願者 名古屋市中村区押木田町二ノ四
日菜清信 外九百三十五名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五六六一号 昭和六十年四月二十二日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ二三ノ一
二 秋山喜代子

第五六七九号 昭和六十年四月二十二日受理
鹿児島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願（五通）

請願者 鹿児島県薩摩郡那覇院町下手二八
島袋徳造 外九百九十九名

紹介議員 久保 亘君
鹿児島県内の国立病院・療養所（八施設）は、営利追及を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、県内の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することにより医療機関の模範となつてゐる国立病院・療養所の充実強化を望んでゐる。一方、政府は、行政改革の推進に関する当面の実施方針について、のなかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。

二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。

三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五六八〇号 昭和六十年四月二十二日受理
食品添加物の規制緩和に反対し、食品衛生行政の充実強化に関する請願

請願者 長崎県島原市城内三ノ一、二四二

柴田久枝 外七百二十一
紹介議員 安武 洋子君

現在、毎日の食べ物うち、外食と加工食品が食費の七十五パーセントも占め、食品添加物の一日一人当たり摂取総量は約十グラムにもなったといわれている。しかし、既に発がん性が確認され、いつたは禁止を官報に告示した酸化防止剤BHAの禁止施行を延期し、国際標準化の名のもとに新規の食品添加物を一挙に大量指定した。このような食品衛生行政の後退は、貿易の自由化、非関税障壁の撤廃などを求める内外の政治的な圧力によるものである。特に、米国からの強い要求におされて、今まで以上に大量の新規食品添加物を指定しようとしており、国民の食生活の安全性や食糧輸入に対する不安は増大している。また、食品公害の根絶やその患者救済に対する法制度の不備についても指摘しているところである。加工食品は増える傾向にあり食品添加物の指定数を増やすことは、それによる複合作用を増大させ、国民の健康を危うくするものである。現在の指定食品添加物の再点検と、総量規制を行うことが国民の願いである。昭和四十七年の国会の食品添加物の使用は極力これを制限するとの附帯決議を尊重し、食品衛生行政を充実・強化すべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、食品添加物の新規指定をしないこと。
二、発がん物質BHAの使用禁止告示を直ちに施行すること。
三、昭和四十七年の国会の附帯決議を尊重し、食品衛生行政を一層充実すること。

第五六八一号 昭和六十年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対・男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 大阪府松原市天美我堂三丁二六一ノ四四 前田史郎 外百二十八名
紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五六八二号 昭和六十年四月二十二日受理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願

請願者 福島市松川町字町端五一 植松則彦 外百八十四名
紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五六八三号 昭和六十年四月二十二日受理
労働基準法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法制定に関する請願(四通)

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町東餅田七二一ノ二 折田信二 外四千五十三名
紹介議員 久保 巨君

この請願の趣旨は、第九四九号と同じである。

第五六八四号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 名古屋市中川区中須町辻の上一五〇ノ三八 松田典子 外九百四十二名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五六八五号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の改悪反対等に関する請願(五通)

請願者 名古屋市天白区天白町植田一本松六九 浅井福子 外八百八十五名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一〇〇九号と同じである。

第五六八六号 昭和六十年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 岡山市湊三八一ノ四二 松崎清美 外七百九十九名

紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五六八七号 昭和六十年四月二十二日受理
労働基準法改悪反対・母性保護拡充等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市八幡町 磯江和美 外百八十三名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一五八〇号と同じである。

第五六八八号 昭和六十年四月二十二日受理
国立腎センター設立に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿四ノ二三ノ一 二上原美智子
紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一七一二号と同じである。

第五六八九号 昭和六十年四月二十二日受理
国民生活本位の年金制度改革に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡下田村原下一、三 四八 船見栄一 外三十七名
紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第一九六七号と同じである。

第五六九〇号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷台地二、四六八 伊藤スミ 外二百四十二名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五六九一号 昭和六十年四月二十二日受理
年金制度の拡充と労働時間短縮に関する請願(三通)

請願者 富山県魚津市村木七〇一ノ一 加藤寛子 外二百二十四名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第二四一八号と同じである。

第五六九二号 昭和六十年四月二十二日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎一ノ一七ノ一二 岸たみ子 外二万八千十一名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五三三三号と同じである。

第五六九三号 昭和六十年四月二十二日受理
静岡県内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 静岡市川合二六一ノ一六 白鳥勝利 外四百九十九名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五四七〇号と同じである。

第五六九四号 昭和六十年四月二十二日受理
労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 富山県魚津市西尾崎一、五四七ノ一 西尾忍 外百七十一名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第五七一三三号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中勇
紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五七一四号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊髄損傷者連合会山梨県支部内 北

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五七二五号 昭和六十年四月二十二日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五七二六号 昭和六十年四月二十二日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五七二七号 昭和六十年四月二十二日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五七二八号 昭和六十年四月二十二日受理
在宅重度障害者の暖房費に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五七二九号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五七二〇号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五七二二号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五七二三号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五七二三号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五七二四号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五七二五号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五七二六号 昭和六十年四月二十二日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五七二七号 昭和六十年四月二十二日受理
労災有職損傷者の遺族年金・介護料に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五七二八号 昭和六十年四月二十二日受理
労災有職損傷者の遺族年金・介護料に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五七二九号 昭和六十年四月二十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五七三〇号 昭和六十年四月二十二日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊 髓損傷者連合会山梨県支部内 北 村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五七三二号 昭和六十年四月二十二日受理
年金の官民格差は正に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五七三三号 昭和六十年四月二十二日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五七三三号 昭和六十年四月二十二日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五七三三号 昭和六十年四月二十二日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中 勇

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五七三三号 昭和六十年四月二十二日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

村見一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五七三五号 昭和六十年四月二十二日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中

勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五七三六号 昭和六十年四月二十二日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

村見一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五七三七号 昭和六十年四月二十二日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中

勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五七三八号 昭和六十年四月二十二日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中

勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五七四四号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

村見一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五七四五号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中

勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五七四六号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

村見一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五七四七号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願

請願者 宮崎市赤江一、二五九ノ六 田中

勇

紹介議員 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五七四八号 昭和六十年四月二十二日受理

車いす重度身体障害者終身保護施設に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一全国脊

髓損傷者連合会山梨県支部内 北

村見一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五七四九号 昭和六十年四月二十二日受理

医療用漢方製剤の健康保険適用存続に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋三ノ四ノ一〇

社団法人日本東洋医学会内 菊谷

豊彦 外五千七百六十三名

紹介議員 遠藤 政夫君

漢方製剤は種々の病氣、特に老人病、成人病、その他慢性病に有効である。現代医学の薬で治らなかつた病氣が、漢方製剤によつて軽快又は治癒しているデータは多数集められている。また、漢方製剤と現代医学の薬は互いに長所をのびし、短所を補い、いわば補完する形で用いられ、目覚ましい効果をあげている。ついで、このような漢方製剤の有用性を重視し、医療用漢方製剤の健康保険適用を今後も続けられたい。(資料添付)

第五七五〇号 昭和六十年四月二十二日受理

心臓病児者の医療と生活の保障に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡鹿島町下塙一、三九

九 石神寿夫 外二百六十七名

紹介議員 曾根田郁夫君

先天性の心臓病児は毎年一万人以上出生しているが、後天的に心臓病をおこす者の数はもつと多く、十八歳以上で身体障害者手帳を持つてゐる者だけでも十一万五千人(昭和五十五年)にのぼつてゐる。心臓病児者は、昔は短命であつたが、い

までは医学・医術の進歩によつて、外科手術や内科的治療など高度な専門医療を受け、多くの者が命を長らえることができるようになり、心臓病をもちながら生きる者が増えている。心臓病とともに生きることは厳しく、絶えず生命の不安におびえ、生涯医療を受け続けなければならないし、教育も十分に受けられない場合もあり、働かなくても雇ってくれる会社は少なく、就職しても健康な者の何倍もの苦勞が伴う。それでも乏しい体力で、人間として生きたあかしを残せる人生を送らうと努力している。心臓病児者が自立し、社会生活に参加し、平等をうめるためには、医療の保障、ハンディキャップを補う社会的な施策が必要である。国や地方自治体による心臓病児者への施策は次々とつづられていくが、まだ十分ではない。そのうえ昨今の社会保障制度・社会福祉施策の引締め動きは不安である。特に、医療保険制度の改革の方向については、直接生命にかかわる問題であり、高度な専門医療を必要とする者は、恐怖さえ感ずる。ついでに、心臓病児者の不安と心配を取り除き、希望をもつて生きられるようにするため、次の事項について実現を図りたい。

- 1 医療保険制度によつて、必要で適切なすべての医療が受けられるようにすること。
- 2 健康保険本人の一部負担をやめ、健康保険家族と国民健康保険の本人、家族ともに給付率を引き上げること。
- 3 差額徴収は厳しく規制すること。心臓病治療には、次々と新しい高度医療が開発されているが、高度医療と一般医療の差額を患者に負担させないこと。
- 4 現金立替払制はやめること。心臓病児者の大半が大病院で医療を受けているので、現金がなければ大病院にかかれないうこととのないようにすること。

二、心臓病の治療には、障害を軽減するための外科手術と、障害の悪化を防ぎ体調を維持するための内科的治療があるが、どちらも心臓病者の

社会生活を保障する医療として、更生医療制度の対象を外科手術だけに限定しないで、内科医療にも広げること。

- 三、障害年金制度は、年金額を大幅に引き上げ、障害者の自立・平等・参加を真に保障するものとする。
- 1 二十歳前の障害者に対する障害基礎年金の所得制限をなくし、一定期間以上厚生年金に加入した場合は、厚生障害年金も支給すること。
- 2 事後重症五年、三年失権などの制限を撤廃すること。

第五七五号 昭和六十年四月二十二日受理

富山県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 富山県婦人郡婦中町新町一、一三八 内山みよの 外千二百四十名

紹介議員 高平 公友君

富山県内の国立療養所(富山病院・北陸病院)は、戦後三十数年、地域住民と結びつき、国民の医療を守る県内医療機関の一員として専門的役割を果たし、特に、国立医療機関の使命として、医療法でも決められている営利を目的としない原則を守つてきた。医療内容については、当初結核専門病院として開設したが、医学と国民生活の向上にあわせて結核患者が減少していくなかで、結核の最終拠点として、また、不採算医療でもある長期慢性疾患・重度心身障害児・精神障害者及び神経・難病を中心とした専門病院としての対応に転換し、その結果満床に近い状態が続いている。更に、将来展望として、富山病院はその他に心臓リハビリを行うことを目的とした整備をすすめており、北陸病院も昭和五十九年九月からデイケア棟を開設し精神・神経障害者の総合的医療機関として整備を行っている。しかるに、政府は財政難を理由に、行政改革の名のもとで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体・民間への移譲及び

現場業務の民間委託を打ち出している。このような国立医療切捨て政策は、医療・公衆衛生の向上に努めなければならない国の役割を放棄するだけでなく、その責任を地方自治体に転嫁することになり、財政負担をつよめるとともに、結果的には、医療の採算性・営利化を求めることにつながる。県内にある国立療養所は、一般医療機関にはなじみにくい長期慢性疾患を取り扱うところでもあり、これを切り捨てることは県民の療養権に影をなげかけることになる。現在入院中の患者を守り、県民医療を守るため、県内の国立療養所を充実強化すべきである。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国立療養所の統廃合や、地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
- 二、国立療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
- 三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立療養所を充実強化すること。

第五七五二号 昭和六十年四月二十二日受理

徳島県内の国立病院・療養所の整理統廃合に反対し、充実強化に関する請願(二通)

請願者 徳島県名西郡石井町島坂 山本時子 外九百九十九名

紹介議員 内藤 健君

徳島県内の国立病院・療養所(二施設)は、営利追求を目的としない医療機関として、国民・地域住民に高度総合的な医療や慢性疾患等に対する専門医療を提供してきた。このことにより、国立病院・療養所は、県内の地域医療の充実や医療水準及び公衆衛生の向上に大きな役割を果たしている。今日、国民の医療需要が増大するなかで、県民・地域住民は、国が直接医療を提供することに

なかで、国立病院・療養所の統廃合縮小、地方自治体や民間への移譲及び現場業務の下請けを打ち出した。このような国立医療の切捨ては、医療・公衆衛生の向上増進に努めなければならない国の責任を放棄するものであり、県民・地域住民の期待にそむくものである。県民・地域住民の生命と健康を守るため、県内の国立病院・療養所の充実強化が必要である。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

- 一、国立病院・療養所の統廃合や地方自治体・民間への移譲計画策定を取りやめること。
- 二、国立病院・療養所の現場業務の民間への下請けはしないこと。
- 三、県民・地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるように、国立病院・療養所を充実強化すること。

第五七五三号 昭和六十年四月二十二日受理

福祉年金の口座振込み等に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野 県議会内 小林庄司

紹介議員 夏目 忠雄君

福祉年金は、制度発足以来、その支給要件に該当する高齢者、障害者、母子等の生活の維持に大きな役割を果たしている。しかしながら、現在、福祉年金は、受給権者又は家族等の代理人がそのつど、印鑑、国民年金証書を郵便局に持参して支払いを受けることになっており、このことは、受給権者にとつて負担となつており、また、早期に受給とならないなどの問題が生じている。よつて、口座振込みを希望する受給権者に対して、この方法をとりいれるとともに、他の国庫支出金と同様に郵便局以外の金融機関においても取扱いはするよう強く要請する。

政に関する請願(第五八五八号)(第五八五九号)

一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第五八六〇号)(第五八六一号)

一、車いす重度身体障害者の終身保護施設に関する請願(第五八六二号)(第五八六三号)

一、旧労災法の打切補償費を受給し、なお療養を継続している者等に対する援護措置の充実に関する請願(第五八六四号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第五八六五号)(第五八六六号)(第五八八五号)

一、労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に関する請願(第五八九一号)

第五八二八号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五八二九号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五八三〇号 昭和六十年四月三十日受理
在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五八三一号 昭和六十年四月三十日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五八三二号 昭和六十年四月三十日受理
在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五八三三三号 昭和六十年四月三十日受理
在宅重度身体障害者の暖房費に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五八三四号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五八三五号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五八三六号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五八三七号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五八三八号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五八三九号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五八四〇号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五八四一四号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五八四二二号 昭和六十年四月三十日受理
労災遺族年金・介護料に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五八四三三号 昭和六十年四月三十日受理
労災遺族年金・介護料に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五八四四四号 昭和六十年四月三十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五八四五五号 昭和六十年四月三十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ四三 小杉健次
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五八四六六号 昭和六十年四月三十日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五八四七七号 昭和六十年四月三十日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五八四八八号 昭和六十年四月三十日受理
年金の官民格差是正に関する請願

請願者 長野県須坂市小山二、〇二二 竹
前敵
紹介議員 夏目 忠雄君

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五八四七号 昭和六十年四月三十日受理
年金の官民格差是正に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五八四八号 昭和六十年四月三十日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五八四九号 昭和六十年四月三十日受理
脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五八五〇号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五八五一号 昭和六十年四月三十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五八五二号 昭和六十年四月三十日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五八五三号 昭和六十年四月三十日受理
労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五八五四号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五八五五号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五八五六号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五八五七号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五八五八号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五八五九号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五八六〇号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五八六一号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五八六二号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前敵

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五八六三号 昭和六十年四月三十日受理
車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願
請願者 愛知県豊橋市西口町西ノ口四五ノ
四三 小杉健次

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五八六四号 昭和六十年四月三十日受理
旧労災法の打切補償費を受給し、なお療養を継続している者等に対する援護措置の充実に関する請願
請願者 横浜市戸塚区舞岡町二一 伊藤喜代次

紹介議員 前島英三郎君

理由
労働者災害補償保険法（以下労災法という）は、数次の改正を経て、現在では、年金制度の導入、更に特別加入制度、通勤災害保護制度、労働福祉事業の新設拡充等をつうじて、総合的な保険制度となり、保険給付内容も国際的水準に達している。しかしながら、その反面において、旧労災法の労働災害被災者のなかで、昭和三十年六月三十日以前に打切補償費（平均賃金の千二百日分）を受

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

給した以後は労災補償の恩恵に浴さないでそのままになつてゐる者に対しては、労働者災害補償保険制度に労災年金給付を導入する法律案が成立したとき以後は、これまで、労災法等の一部を改正する法律案が、国会において成立するたびに、附帯決議で、政府は、次の事項に關し、所要の措置を講ずべきである。として、労災保険制度に年金給付を導入される以前に打切補償費を受給し、なお療養を継続してゐる者等に対する援護措置の充実に努めること。と決議してゐる。このように、衆議院・参議院両議院において、同じような附帯決議を付して、政府に対し、その援護措置の充実に努めることを求めているが、援護措置は充実にされていない。労働省はその援護措置の充実に努めているというが、生活保護法の生活扶助との兼ね合ひで、これ以上の援護措置は不可能であるから、これ以上の充実はできないとのことである。

第五八六五号 昭和六十年四月三十日受理
療術の制度化促進に關する請願(二三通)
請願者 茨城県日立市諏訪町一ノ五ノ三 桧山茂 外二名
紹介議員 曾根田郁夫君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五八六六号 昭和六十年四月三十日受理
療術の制度化促進に關する請願(二通)
請願者 長野県小諸市甲一、三六九ノ九 尾崎敦雄 外一名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五八八五号 昭和六十年五月二日受理
療術の制度化促進に關する請願(二通)
請願者 岐阜県各務原市那加門前町三ノ四 二村潤正三 外一名
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五八九一號 昭和六十年五月二日受理
労基法改悪に反対し、実効ある男女雇用平等法の制定に關する請願
請願者 福岡県直方市頓野二、一〇四ノ一 一井田繁幸 外四十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二八三三号と同じである。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、職業安定法の一部を改正する法律案(衆)
一、情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する

臨時措置法案(衆)

職業安定法の一部を改正する法律案
職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條の見出しを「(用語の意義)」に改め、同条第三項を次のように改める。

この法律で有料の職業紹介とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

第二章第四節中第二十六條から第三十一條までを削り、第二十五條の四の次に次のように加える。

第二十六條から第二十九條まで 削除
第三十一條の二を第三十條とする。

第三章第二節中第三十二條の前に次の一條を加える。

(職業紹介事業を行う者の責務)
第三十一條 次条又は第三十三條の規定により職業紹介事業を行う者は、当該事業の業務の運営に当たつては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二條第三項中「営利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「その事業を開始する前に」を削り、「第四項」を「次項」に、「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額」を「第六項の規定により定める手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、中央職業安定審議会に諮問の上定める金額」に改め、同条第六項中「実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「それぞれ」を削り、「のうえ」を「の上」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第七項及び第八項中「第一項」を「第一項ただし書」に改め、同条第七項の次に次の二項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(当該許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

前項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の更新手数料を納付しなければならない。

第三十二條第五項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ただし書の許可を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の許可手数料を納付しなければならない。

第三十三條第二項中「なす」を「する」に、「予め」を「あらかじめ」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働組合法による労働組合の下に」その他これに準ずるものであつて命令で定めるもの(第四十五條及び第四十六條において「労働組合等」という。)を加え、同条第三項中「二年」を「三年」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る無料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

第三十三條の二の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる施設の長は、労働大臣に届け出て、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 学校教育法第一條に規定する学校(小学校及び幼稚園を除く) 当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業した者(命令で定める者を除く)。

二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専

修学校を卒業した者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設
当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を受けた者

四 職業訓練大学校 当該職業訓練大学校の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を受けた者

第三十三条の二第三項中「第一項」を「前項」に、「学校の長は、その学校を」を「同項各号に掲げる施設の長は、当該施設に」、「の中」を「のうち」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第四項中「文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう」を「第一項各号に掲げる施設の長が同項の規定により行う」に改め、同条第五項中「学校の長」を「同項各号に掲げる施設の長」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

労働大臣は、第一項第一号及び第二号に掲げる施設の長に係る前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ文部大臣と協議しなければならない。

第三十三条の二第二項を削る。

第三十三条の三第二項中「行わうとする学校の長を」を「行おうとする同項各号に掲げる施設の長」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「学校」を「第三十三条の二第一項各号に掲げる施設」に改める。

第三十五条ただし書を削る。

第三十六条中「労働者を募集し」を「労働者の募集を行い」に、「労働者を募集せよとする」を「労働者の募集を行わせよとする」に、「許可を受けなければ」を「に届け出なければ」に、「但し」を「ただし」に、「労働者を募集する」を「労働者の募集を行う」に改める。

第三十八条第一項中「第三十六条ただし書」を「第三十六条に」、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条第一項」に、「行わうとする」を「行おうとする」に、「なす」を「する」に改める。

改める。

第四十二条に次の一項を加える。

第三十五条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十四条に次の二項を加える。

労働者を提供して他人に使用させる事業は、その事業が請負の形式によるものであつても、その事業を行う者が次の各号のいづれにも該当する場合を除き、前項の労働者供給事業とする。

一 作業の完成について事業主として法律上の責任を負うものであること。

二 作業に従事する労働者を指揮監督するものであること。

三 作業に従事する労働者に対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、雇用保険法等の法律に規定されている使用者又は事業主の義務を負うものであること。

四 自ら提供する機械、設備、器具（簡単な工具を除く）若しくは材料を使用し、又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであつて、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

事業を行う者が外見上前項各号のいづれにも該当する場合であつても、それが第一項の規定に違反することを免れるために偽装されたものであつて、当該事業の目的が労働者供給であるときは、当該事業は、同項の労働者供給事業とする。

第四十五条中「労働組合法による労働組合」を「労働組合等」に改める。

第四十六条中「前条の労働組合の」を「労働組合

等が前条の規定により」に改める。

第五十条第二項中「学校」を「同項第一号又は第二号に掲げる施設」に、「前項」を「第一項」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、命令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「二千元以上三万円以下」を「五万円以上百萬元以下」に改める。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「一萬元」を「二十萬元」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一 偽りその他不正の行為により、第三十条第二項ただし書の許可、同条第八項の規定による許可の有効期間の更新、第三十三条第一項の許可、同条第四項の規定による許可の有効期間の更新、第三十七条第一項の許可又は第四十五条の許可を受けた者

第六十四条第三号中「第三十六条又はを削り、同条第五号を次のように改める。

五 第五十条第一項の規定による事業又は業務の停止の命令に違反して、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つた者

第六十五条中「左の」を「次の」に、「五千元」を「十萬元」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第三十六条の規定による届出をしない、労働者の募集を行つた者

第六十六条中「左の」を「次の」に、「五千元」を「十萬元」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（昭和六十年法律第号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の職業安定法（以下この条において「旧職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、改正後の職業安定法（以下この条において「新職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十二条第七項に規定する許可の有効期間は、その者が旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までとする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第三項の規定により供託されている保証金は、その価額の限度で、新職業安定法第三十二条第四項の規定により供託されている保証金とみなす。

3 施行日前に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者に係る同条第五項の許可料については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定により実費職業紹介事業の許可を受けている者が、施行日から起算して三十日を経過する日（施行日からその者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までの日数が三十日に満たないときは、その有効期間の末日）までに、労働大臣に対し、新職業安定法第三十三条第一項の無料の職業紹介事業を行うことの希望を有する旨の届出をしたときは、その者は、当該届出をした日に、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十三条

第三項に規定する許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、その者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までとする。

5 前項の場合において、同項の規定により新職業安定法第三十三条第一項の許可を受けた者とみなされた者についての第一項後段に規定する許可の有効期間は、同項後段の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。

6 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 専修学校の長、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設の長又は職業訓練大学の長であつて、この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けているもの又はその申請をしているものは、施行日に、新職業安定法第三十三条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六条の許可を受けている者又はその申請をしている者は、施行日に、新職業安定法第三十六条の規定による届出をした者とみなす。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働省設置法の一部改正）
第三条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四十四号中「又は営利を目的として」を削り、同条第四十五号中「文書以外の方法により行う」を「被用者以外の者をして行わせる」に改め、同条第四十七号中「労働組合法による労働組合の下に」その他これに準ずるもの」を加える。

情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び

派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案

情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 労働者派遣事業の規制（第四条—第十九条）

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十条—第二十三条）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第二十四条—第三十二条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十三条—第三十八条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第三十九条—第四十一条）

第五章 罰則（第五十二条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における情報処理業務に係る労働力の需給状況にかんがみ、臨時に、情報処理業務に係る労働者派遣事業について許可制その他の規制の下にこれを行うことができることとするとともに、情報処理業務に係る派遣労働者の就業条件の整備等を図り、もつて情報処理業務に係る派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために情報処理業務（情報処理（電子計算機（計数型のものに限る。以下

この号において同じ。）を使用し、情報につき計算、検索その他これらに類する処理を行うことをいう。）の業務、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み込まれたものをいう。）の作成の業務その他これらに類する業務であつて政令で定めるものをいう。）に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

（船員に対する適用除外）

第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 労働者派遣事業の規制

（労働者派遣事業の許可）

第四条 労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 事業所の名称及び所在地

四 第三十条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格事由）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前

条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 第十三条第一項（第一号を除く。）の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）

第六条 労働大臣は、第四条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業の実施が、情報処理業務に係る労働力の需給状況に照らし必要であり、かつ、適切であること。

二 申請者が、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2 労働大臣は、第四条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第七条 労働大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

四一

第七部 社会労働委員会会議録第十九号 昭和六十年五月二十一日【参議院】

(許可の条件)

第八条 第四項第一項の許可には、条件を付し、及びこれを變更することが出来る。

(許可の有効期間等)

第九条 第四項第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して二年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)については、この項の規定により更新を受けたときは、当該更新を受けた許可の有効期間(当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第六項第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第四項第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して二年とする。

5 第四項第二項及び第三項、第五項(第三号を除く)並びに第六項第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(事業所の所在地の變更)

第十条 第四項第一項の許可を受けた者(以下「派遣元事業主」という)は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち事業所の所在地を變更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、労働省令で定める軽微な變更については、この限りでない。

2 第四項第二項及び第三項、第五項(第三号を除く)並びに第六項の規定は、前項の許可について準用する。

3 派遣元事業主は、第一項ただし書の労働省令で定める軽微な變更があつたときは、遅滞な

く、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(氏名等の變更等)

第十一条 派遣元事業主は、第四項第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に變更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業所の廃止)

第十二条 派遣元事業主は、当該労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第四項第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第十三条 労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第四項第一項の許可を取り消すことができる。

一 第五項各号(第三号を除く)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律(第三章第四節の規定を除く)若しくは職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第八項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることが出来る。

(派遣の制限)

第十四条 派遣元事業主は、常時雇用する労働者以外の労働者を対象とする労働者派遣をしてはならない。

(名義貸しの禁止)

第十五条 派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に労働者派遣事業を行わせてはならない。

(事業報告)

第十六条 派遣元事業主は、労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

(職業安定法第二十條の準用)

第十七条 職業安定法第二十條の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法(以下「労働者派遣法」という)第二十條第一項に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という)」と、同条第二項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは、「事業所に關し、労働者派遣法第二條第一号に規定する労働者派遣(以下単に「労働者派遣」という)。(当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に關し労働者派遣をしていない場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く)をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは、「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に對し、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に關し、労働者派遣(当該通報の際現に当該事業所に關し労働者派遣をしていない場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く)をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは、「使用されていた労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む)」と、

「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替へるものとする。

(労働条件の改善等の勧告)

第十八条 労働大臣は、派遣労働者の賃金その他の労働条件が、派遣先(派遣元事業主が雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。次章第四節を除き、以下同じ)が雇用する同種の労働者と比較して著しく低劣であり、かつ、派遣先が雇用する労働者の労働条件の維持又は改善を妨げるおそれがあると認めるときは、派遣元事業主又は派遣先に対し、派遣労働者の労働条件の改善その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(職業安定法の適用除外)

第十九条 職業安定法第四十四條及び第四十五條の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む)は、労働者派遣事業については、適用しない。

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

第二十条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ)の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩

時間

六 安全及び衛生に関する事項
七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第四条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。

(契約の解除等)

第二十一条 労働者派遣の役務の提供者を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。

第二十二条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供者を受ける者が、当該派遣就業に關し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。第二十五条において同じ。）に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

第二十三条 労働者派遣契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等
(派遣労働者の福祉の増進)

第二十四条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者について、教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、当該派遣労働者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第二十五条 派遣元事業主は、派遣先がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に關しこの法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないようにその他当該派遣就業が適正に行われるように、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第二十六条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇入れた労働者及び労働協約において労働者派遣の対象となる旨の定めのある労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(派遣労働者に係る雇用制限の禁止)

第二十七条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者（派遣先であつた者を含む。次項において同じ。）又は派遣先となることとなる者に当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る派遣先である者又は派遣先となろうとする者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(就業条件等に係る書面の交付)

第二十八条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その旨及び第二十条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るものを記載した書面を交付しなければならない。

2 派遣元事業主は、派遣労働者の請求があつたときは、労働省令で定めるところにより、当該派遣労働者に係る労働者派遣の対価の額その他

労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

(派遣先への通知)

第二十九条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働省令で定める事項を派遣先に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第三十条 派遣元事業主は、派遣就業に關し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、第五条第一号から第三号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第二十六条、前二条及び次条に定める事項に關すること。

二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當ること。

四 当該派遣先との連絡調整に關すること。

(派遣元管理台帳)

第三十一条 派遣元事業主は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に關し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先の氏名又は名称

二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

四 始業及び終業の時刻

五 従事する業務の種類

六 その他労働省令で定める事項

2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(準用)

第三十二条 第二十七条及び第二十八条の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第二十七条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の

役務の提供者を受ける者」と読み替えるものとする。

第三節 派遣先の講ずべき措置等
(労働者派遣契約に関する措置)

第三十三条 派遣先は、第二十条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項に關する労働者派遣契約の定めと反することのないように適切な措置を講じなければならない。

(交渉応諾義務)

第三十四条 派遣先は、派遣労働者を組合員とする労働組合から当該派遣労働者の労働条件であつて当該派遣先の事業に係るものに関し交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応じなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十五条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣先は、派遣就業に關し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、派遣元責任者を選任しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）

ロ 当該派遣労働者に係る第三十三条に規定する労働者派遣契約の定め

ハ 当該派遣労働者に係る第二十九条の規定による通知

二 次条に定める事項に關すること。

三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に當ること。

四 当該派遣元事業主との連絡調整に關すること

条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十條第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第三十九條第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に關しては、第二号の業務、第三号の業務（第六十六條の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（労働者令で定めるものに限る。）を除く。第十二條第一項において「派遣先安全衛生管理業務」という。）と、同法第十二條第一項中「第十條第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、同法第十三條中「健康管理その他の労働者令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の労働者令で定める事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものを除く。）」と、同法第十八條第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものを除く。）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第十條第一項、第十二條第一項、第十三條及び第十八條第一項の規定の適用については、同法第十條第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第三十九條第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に關しては、労働者派遣法第四十條第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第三十九條第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二條第一項において「派遣先安全衛生管理業務」という。）」と、同法第十二條第

一項中「第十條第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、同法第十三條中「健康管理その他の労働者令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の労働者令で定める事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものに限る。）」と、同法第十八條第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものに限る。）」とする。

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に關しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一條、第十七條、第二十條、第二十二條から第二十五條まで、第二十六條、第二十九條、第六十條、第六十四條、第六十五條、第六十八條、第六十九條、第九條第一節、第八十八條及び第八十九條の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第二十九條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第四十條の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第二項及び同法第八十八條第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十條の規定により適用される場合を含む。）」とする。

4 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に關する前項前段に掲げる規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者を使用さ

れないものとみなす。

5 派遣元の事業の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第六十八條又は第六十九條の規定（次項において単に「労働安全衛生法」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

6 派遣元の事業の事業者が前項の規定に違反したとき（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に關し第三項の規定により当該派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者において当該労働安全衛生法の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の事業の事業者は当該労働安全衛生法の規定に違反したものとみなして、同法第九十九條及び第二百二十二條の規定を適用する。

7 第一項及び第三項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に關しては、労働安全衛生法第九十九條及び同法第四十條において準用する同法第十七條第四項中「事業者」とあるのは「情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第三十九條第一項に規定する派遣先の事業を行う者」と、同法第九十九條第一項中「第十七條及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十條の規定により適用される第十七條及び前条」と、同法第二項及び第三項並びに同法第四項において準用する同法第十七條第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」として、これらの規定を適用する。

9 前各項の規定による労働安全衛生法の特例については、同法第九條中「事業者」とあるのは「事業者（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第三十九條第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）」と、同法第二十八條第四項、第三十四條、第六十三條、第九十三條第二項（同法第三項において準用する場合を含む。）、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條第一項、第一百條、第一百一條、第一百三條第一項、第一百六條第一項及び第一百八條の二第三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事業者を含む。）」と、同法第九十條、第九十一條第一項及び第一百條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十條の規定」と、同法第九十二條中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十條の規定により適用される場合を含む。）」に違反する罪（同法第六項の規定による第九十九條及び第二百二十二條の罪を含む。）」と、同法第九十七條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十條の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第五項の規定」と、同法第九十八條第一項中「第三十四條の規定」とあるのは「第三十四條の規定（労働者派遣法第四十條の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百條中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十條の規定を含む。）」と、同法第一百三條第

一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十五条第一項中「第二章の規定を除く。」とあるのは「第二章の規定を除く。及び労働者派遣法第四十条の規定として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。」

10 前各項（第五項を除く。）の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第五項の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第四十六条第二項第一号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第四十条の規定により適用される場合を含む。）又は同法第五項の規定」と、同法第五十一条第二項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第五項の規定」と、同法第五十六条第六項中「この法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれららの規定に基づく処分」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条の規定により適用される場合を含む。）若しくはこれららの規定に基づく処分又は同法第五項の規定」と、同法第七十四条第二項第二号、第七十五条の三第三項第三号及び第八十四条第二項第二号中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条の規定により適用される場合を含む。）又は同法第五項の規定」と、同法第七十五条の四第二項及び第七十五条の五第四項中「この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条の規定により適用される場合を含む。）並びに労働者派遣法（同法第五項の規定に限る。）」とする。

11 この条の規定により労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替その他の必要な事項は、命令で定める。

（作業環境測定法の適用の特例）
第四十一条 前条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二十一条に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八章第二項（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三章第一項中「労働安全衛生法第六十五条第一項」とあるのは、「労働安全衛生法第六十五条第一項（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法第四十条第三項の規定により適用される場合を含む。次条において同じ。）」とする。

2 前条の規定により適用される労働安全衛生法若しくは同法に基づく命令の規定、同法第五項の規定又は前項の規定により適用される作業環境測定法若しくは同法に基づく命令の規定に違反した者に関する同法の規定の適用については、同法第六条第三号中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）」の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法（以下「労働者派遣法」という。）第四十条又は第四十

一条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十条第五項の規定」と、同法第二十一条第二項第五号イ中「この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）」の規定」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条又は第四十一条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十条第五項の規定」と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第四項中「この法律若しくは労働安全衛生法（これらに基づく命令又は処分を含む。）」とあるのは「この法律若しくは労働安全衛生法若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条又は第四十一条の規定により適用される場合を含む。）」と、これらの規定に基づく処分、労働者派遣法第四十条第五項の規定」と、同法第三十二条第二項及び第三十四条第一項中「この法律若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）又はこれらに基づく命令」とあるのは「この法律若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十条又は第四十一条の規定により適用される場合を含む。）又は労働者派遣法第四十条第五項」とする。

3 この条の規定により作業環境測定法の規定を適用する場合における技術的読替その他の必要な事項は、命令で定める。

第四章 雑則

（指導及び助言）

第四十二条 労働大臣は、この法律（前章第四節の規定を除く。第四十四条及び第四十五条において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の業務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

（改善命令）
第四十三条 労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他の労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（報告）
第四十四条 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、労働者令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

（立入検査）
第四十五条 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所屬の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（協議等）
第四十六条 労働大臣は、次に掲げる場合には、関係行政機関の長に協議するものとする。

一 第四条第一項又は第十条第一項の許可をし、又は許可をしないこととするとき。
二 第八条の規定により条件を付し、又はこれを変更しようとするとき。
三 第九条第二項の規定による許可の有効期間の更新をしないこととするとき。
四 第十三条の規定による処分をしようとする

とき。

2 労働大臣は、第十条第三項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による届出があつたときは、関係行政機関の長に通知するものとする。

(聴聞)

第四十七条 労働大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(手数料)

第四十八条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第四条第一項の許可を受けようとする者
二 第七条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者
三 第九条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十条第一項の許可を受けようとする者
五 第十条第四項(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の書換えを受けようとする者

(経過措置の命令への委任)
第四十九条 この法律の規定に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)
第五十条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

(労働省令への委任)
第五十一条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

第五章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者
二 偽りその他不正の行為により第四条第一項の許可又は第九条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

三 第十三条第二項の規定による処分に違反した者
四 第十四条又は第十五条の規定に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の許可を受けないで事業所の所在地を変更した者
二 偽りその他不正の行為により第十条第一項の許可を受けた者

三 第四十三条の規定による処分に違反した者
第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第二項(第九条第五項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第四条第三項(第九条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
二 第十条第三項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十八条から第三十一条まで、第三十六条又は第三十七条の規定に違反した者
四 第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(廃止)
第三条 この法律は、その施行の日から五年以内に廃止するものとする。

(労働基準法の一部改正)
第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「及び作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)」を、「作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)及び情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法(昭和六十年法律第三十九号)」と改める。

第五十条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)及び情報

処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法(昭和六十年法律第三十九号)」と改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十一の次に次の一号を加える。

二十の十二 情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法(昭和六十年法律第三十九号)

(労働者派遣法の一部改正)

第七条 労働者派遣法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十九号の次に次の一号を加える。
三十九の二 情報処理業務に係る労働者派遣事業の規制及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する臨時措置法(昭和六十年法律第三十九号)以下「労働者派遣法」という。

第四十一条 以下「労働者派遣法」という。に基づいて行つ労働者派遣事業についての許可その他その監督に関すること。

第四十二条 第五十一条中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)及び労働者派遣法」に改める。

第五十条 労働者派遣法に基づいて、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に必要な事項についての報告を求めること。
第七条第一項及び第八條第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

第十條第一項中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

五月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
二、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
三、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
四、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
五、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲(第四条)

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業(第五条—第十五条)

第二款 特定労働者派遣事業(第十六条—第二十一条)

第三款 補則(第二十三条—第二十五条)

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約(第二十六条—第二十九条)

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(第三十条—第三十八条)

第三節 派遣先の講ずべき措置等(第三十九条—第四十三条)

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等(第四十四条—第四十七条)

第四章 雑則(第四十八条—第五十七条)

第五章 罰則(第五十八条—第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もつて派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいふ。当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいふ。

三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいふ。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいふ。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいふ。

(船員に対する適用除外)

第三条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲

第四條 労働者派遣事業は、港湾運送業務(港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)第二条第四号に規定する港湾運送の業務をいふ。)、建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務をいふ。)、その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(以下この項及び次節において単に「労働者派遣」といふ。)により派遣労働者に従事させることができるようにすることが適当でないとして認められる業務として政令で定める業務(以下「適用対象業務」といふ。)につき、次節に定めるところにより、行うことができる。

一 その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

二 その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

2 労働大臣は、適用対象業務について前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

3 何人も、適用対象業務以外の業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業

(一般労働者派遣事業の許可)

第五條 適用対象業務について一般労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員(氏名及び住所)

三 事業所の名称及び所在地

四 事業対象業務(労働者派遣により当該事業の派遣労働者に従事させる業務をいふ。以下同じ)の種類

五 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の提供を受ける者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の欠格事由)

第六條 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

三 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

四 営業に關し成年者と同じ能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 法人であつて、その役員(うち前各号の

いづれかに該当する者があるもの
(許可の基準等)

第七条 労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業の実施が、当該事業対象業務に係る労働力の需給の適正な調整の促進のために必要であり、かつ、適切であること。

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三 前号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(許可証)
第八条 労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の条件)
第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(許可の有効期間等)
第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間)についてはこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る一般労働者派遣事業を行おうとする者は、労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して三年とする。

5 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く)並びに第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

(事業対象業務の種類等の変更等)
第十一条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」という)は、同条第二項各号に掲げる事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 第五条第二項及び第三項、第六条(第三号を除く)並びに第七条の規定は、前項の許可について準用する。

3 一般派遣元事業主は、第一項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 一般派遣元事業主は、前項の規定による届出

をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(氏名等の変更等)
第十二条 一般派遣元事業主は、第五条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)
第十三条 一般派遣元事業主は、当該一般労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)
第十四条 労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号(第三号を除く)のいずれかに該当しているとき。

二 この法律(第三章第四節の規定を除く)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づき命令若しくは処分違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)
第十五条 一般派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に一般労働者派遣事業を行わせてはならない。

第二款 特定労働者派遣事業
(特定労働者派遣事業の届出)
第十六条 適用対象業務について特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、事業計画書その他労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の提供を受ける者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(事業開始の欠格事由)
第十七条 第六条各号のいずれかに該当する者は、新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行つてはならない。

(書類の備付け等)
第十八条 第十六条第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という)は、当該届出書を提出した旨その他労働省令で定める事項を記載した書類を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(変更の届出)
第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。ただし、事業所の所在地の変更であつて労働省令で定める軽微なものについては、この限りでない。

2 特定派遣元事業主は、前項ただし書の労働省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第十六条第一項の届出書に記載すべき事項のうち第五条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項にあつては、事業所の名称に限る)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

ればならない。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(事業廃止命令等)

第二十一条 労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第三号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(第三章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 特定派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

第三節 補則

(事業報告)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

3 派遣元事業主は、派遣労働者をこの法律の施行地域の域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣(以下「海外派遣」という。)をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を労働大臣に届

けなければならない。

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)(第二十三条)に規定する派遣元事業主(以下単に「派遣元事業主」という。))と、事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「事業所に、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣(以下単に「労働者派遣」という。)(当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に、労働者派遣をしていゝる場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは、「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に、労働者派遣(当該通報の際現に当該事業所に、労働者派遣をしていゝる場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは、「使用されていた労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。))と、「労働者を紹介する」とあるのは、「労働者派遣をする」と読み替へるものとする。

(運用上の配慮)

第二十五条 労働大臣は、労働者派遣事業に係るこの法律の規定の運用に当たつては、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を考慮するとともに、労働者派遣事業による労働力の需給の調整が職業安定法に定める

他の労働力の需給の調整に関する制度に基づくものとの調和の下に行われるように配慮しなければならない。

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節 労働者派遣契約

(契約の内容等)

第二十六条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、労働省令で定める事項

2 前項に定めるもののほか、派遣元事業主は、労働者派遣契約であつて海外派遣に係るものの締結に際しては、労働省令で定めるところにより、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。

一 第四十一条の派遣責任者の選任

二 第四十二条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の労働省令で定める条件に従つた通知

三 その他労働省令で定める当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置

123 派遣元事業主は、前項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、

当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

(契約の解除等)

第二十七条 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。

第二十八条 労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該派遣就業に際し、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。第三十一条において同じ。)に違反した場合においては、当該労働者派遣を停止し、又は当該労働者派遣契約を解除することができる。

第二十九条 労働者派遣契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

第三十一条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(第四節を除き、以下「派遣先」という。)がその指揮命令の下に当該派遣労働者に労働させるに当たつて当該派遣就業に、この法律又は第四節の規定により適用される法律の規定に違反することがないように、その他当該派遣就業が適正に行われるよう、必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣労働者であることの明示等)
第三十二条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇入れた労働者及び労働協約又は就業規則において労働者派遣の対象となる旨の定めのある労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(派遣労働者に係る雇用制限の禁止)
第三十三条 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先であつた者を含む。次項において同じ)又は派遣先となることとなる者に当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る派遣先である者又は派遣先となろうとする者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(就業条件の明示)
第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、労働省令で定めるところにより、その旨及び第二十六条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るものを明示しなければならない。

(派遣先への通知)
第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名その他労働

省令で定める事項を派遣先に通知しなければならない。

(派遣元責任者)
第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、第六号第一号から第三号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、前二条及び次条に定める事項に関すること。
二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
四 当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)
第三十七条 派遣元事業主は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先の氏名又は名称
二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
四 始業及び終業の時刻
五 従事する業務の種類
六 その他労働省令で定める事項
2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(準用)
第三十八条 第三十三条及び第三十四条の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替へるものとする。

第三節 派遣先の講ずべき措置等
(労働者派遣契約に関する措置)
第三十九条 派遣先は、第二十六条第一項各号に掲げる事項その他労働省令で定める事項に関する労働者派遣契約の定めに関するものないよう適切な措置を講じなければならない。

(適正な派遣就業の確保)
第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から申出を受けた苦情の的確な処理その他当該派遣就業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(派遣元責任者)
第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、労働省令で定めるところにより、派遣元責任者を選任しなければならない。

一 一次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)。
ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め
ハ 当該派遣労働者に係る第三十五条の規定による通知
二 次条に定める事項に関すること。
三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
四 当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)
第四十二条 派遣先は、労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣元事業主の氏名又は名称
二 派遣就業をした日
三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
四 従事した業務の種類
五 その他労働省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

3 派遣先は、労働省令で定めるところにより、第一項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(準用)
第四十三条 第三十九条の規定は、労働者派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のものについて準用する。
第四節 労働基準法等の適用に関する特例
(労働基準法の適用に関する特例)
第四十四条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八号各号のいずれかに該当する事業又は事務所(以下この節において単に「事業」という。)の事業主(以下この条において単に「事業主」という)に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同法第九条に規定する労働者であつて、当該他の事業主(以下この条において「派遣先の事業主」という)に雇用されていないもの(以下この節において「派遣中の労働者」という)の派遣就業に関しては、当該派遣中の労働者が派遣されている事業(以下この節において「派遣先の事業」という)もまた、派遣中の労働者を使用する同法第十条の事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む)を適用する。

2 派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣先の事業のみを、派遣中の労働者を使用する労働基準法第十条の事業とみなして、同法第七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百の各号の規定を適用する。

この場合において、同法第三十二条第二項中

「就業規則その他により」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の使用（以下単に「派遣元の使用」という。）が、就業規則その他により」と、同法第三十六条中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合」とあるのは「派遣元の使用が、当該派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、及びこれを行政官庁に届け出た場合」とする。

3 労働者派遣をする事業主の事業（以下この節において「派遣元の事業」という。）の労働基準法第十条に規定する使用者（以下この条において「派遣元の使用」という。）は、労働者派遣をする場合であつて、前項の規定により当該労働者派遣の役務の提供を受ける事業主の事業の同条に規定する使用者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される同法第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条ただし書、第四十条、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条から第六十三条までの規定又はこれらの規定に基づいて発する命令の規定（次項において「労働基準法令の規定」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

4 派遣元の使用が前項の規定に違反したとき（当該労働者派遣に係る派遣先の労働者に関し第二項の規定により当該派遣先の事業の労働基準法第十条に規定する使用者とみなされる者において当該労働基準法令の規定に抵触することとなつたときに限る。）は、当該派遣元の使用は当該労働基準法令の規定に違反したものとみなして、同法第十八条、第十九条及び第二百一十一条の規定を適用する。

5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第百条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条の規定」と、同法第三項及び第四項並びに同法第百条の二第一項及び第三項並びに第百十條中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第百一条第一項中「使用者」とあるのは「使用者（労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者（以下「派遣先の使用」という。）を含む。）」と、同法第百二條中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）の違反の罪（同法第四項の規定による第百十八條、第百十九條及び第百二十一条の罪を含む。）」と、同法第百四條第一項中「この法律又はこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）又は同法第三項の規定」と、同法第百九條及び第百十條中「使用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用を含む。）」と、同法第百六條第一項中「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の要旨並びに就業規則」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条

の規定を含む。以下この項において同じ。）及びこの法律に基づいて発する命令の要旨並びに就業規則（派遣先の使用にあつては、この法律及びこの法律に基づいて発する命令の要旨）」と、同法第百二十二條中「この法律及びこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基づいて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）並びに同法第三項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

6 この条の規定により労働基準法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する場合における技術的統制その他必要な事項は、命令で定める。（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

第四十五条 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に關しては、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、同法第三条第一項、第四条、第十条、第十二條、第十三條、第十八條、第五十九條第二項、第六十二條、第六十六條第七項及び第七十條の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「第二十五條の二第二項」とあるのは「第二十五條の二第二項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。））」と、同法第十五條第三項の規定（以下「労働者派遣法」という。）に關しては、第二号の業務（第五十九條第三項に規定する安全又は衛生のための特別の教

育に係るものを除く。）、第三号の業務（第六十六條第一項の規定による健康診断（同条第二項後段の規定による健康診断であつて労働者令で定めるものを含む。）及び当該健康診断に係る同条第四項の規定による健康診断並びにこれらの健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断に係るものに限る。）及び第五号の業務（労働者令で定めるものに限る。）を除く。第十二條第一項において「派遣先安全衛生管理業務」という。）と、同法第十二條第一項中「第十條第一項各号の業務」とあるのは「派遣先安全衛生管理業務」と、「第二十五條の二第二項」とあるのは「第二十五條の二第二項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第十三條中「健康管理その他の労働者令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の労働者令で定める事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものを除く。）」と、同法第十八條第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に關しては、当該事項のうち労働者令で定めるものを除く。）」とする。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に關する労働安全衛生法第十条第一項、第十二條第一項、第十三條及び第十八條第一項の規定の適用については、同法第十条第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（以下単に「派遣中の労働者」という。）に關しては、労働者派遣法第四十五条第一項の規定により読み替へて適用されるこの項の規定により労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者がその選任する総括安全衛生管理者に統括管理させる業務を除く。第十二條第一項において「派遣先安全衛生管理業務」という。）」と、同法第十二條第一項中「第十條第

一項各号の業務」とあるのは「派遣元安全衛生管理業務」と、同法第十三条中「健康管理その他の労働省令で定める事項」とあるのは「健康管理その他の労働省令で定める事項（派遣中の労働者に関して、当該事項のうち労働省令で定めるものに限り）」と、同法第十八条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（派遣中の労働者に関して、当該事項のうち労働省令で定めるものに限り）」とする。

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の二まで、第二十九条から第三十条の二まで、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項並びに第三十条の二第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）、第五十七条の二から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第六項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十八條、第六十九條、第九章第一節、第八十八條並びに第八十九條の規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、

同法第二十九條第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）、第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第八十八條第七項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」とする。

4 前項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者に関しては、労働安全衛生法第四十五条第二項中「事業者」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条第三項の規定により同法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者」として、同項の規定を適用する。

5 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する第三項前段に掲げる規定及び労働安全衛生法第四十五条第二項の規定の適用については、当該派遣元の事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しないものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の事業の事業者を使用されないものとみなす。

6 派遣元の事業の事業者は、労働者派遣をする場合であつて、第三項の規定によりその事業における当該派遣就業のために派遣される労働者を使用する事業者とみなされることとなる者が当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める

派遣就業の条件に従つて当該労働者派遣に係る派遣労働者を労働させたならば、同項の規定により適用される労働安全衛生法第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十八條又は第六十九條の規定（次項において単に「労働安全衛生法」という。）に抵触することとなるときにおいては、当該労働者派遣をしてはならない。

7 派遣元の事業の事業者が前項の規定に違反したとき（当該労働者派遣に係る派遣中の労働者に関し第三項の規定により当該派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者において当該労働安全衛生法の規定に抵触することとなつたときに限り）は、当該派遣元の事業の事業者は当該労働安全衛生法の規定に違反したものとみなして、同法第九十九条及び第二百二十二条の規定を適用する。

8 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、労働安全衛生法第五條第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）、第四十四条第一項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣先の事業者」という。）を含む。）」と、同法第四項中「当該事業の事業者」とあるのは「当該事業の事業者又は労働者派遣法第四十五条の規定により当該事業の事業者とみなされる者」と、「当該代表者のみが使用する」とあるのは「当該代表者が使用し、かつ、当該事業の事業者（派遣先の事業者を含む。）のうち当該代表者以外の者が使用しない」と、「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条第一項中「第十五條第一項又は第三項」とあるのは「労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される第十五條第一項又は第三項」と、同法第六十九條及び同法第四項において準用する同法第七十七條第四項中「事業者」とあるのは「派遣先の

事業者」と、同法第九十九條第一項中「第十七條及び前条」とあるのは「労働者派遣法第四十五条の規定により適用される第十七條及び前条」と、同法第二項及び第三項並びに同法第四項において準用する同法第七十七條第四項及び第五項中「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者を含む。）」として、これらの規定を適用する。

9 その事業に使用する労働者が派遣先の事業における派遣就業のために派遣されている派遣元の事業に関する労働安全衛生法第九條第一項の規定の適用については、同項中「第十七條及び前条」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十五条の規定により適用される第十七條及び前条」とする。

10 第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者（第八項の規定により読み替へて適用される労働安全衛生法第五條第四項の規定により当該者とみなされる者を含む。）、は、当該派遣中の労働者に対し第三項の規定により適用される同法第六十六条第二項、第三項若しくは第四項の規定による健康診断を行つたとき、又は当該派遣中の労働者から同法第五項ただし書の規定による健康診断の結果を証明する書面の提出があつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同法第六項の規定による記録に基づいてこれらの健康診断の結果を記載した書面を作成し、当該派遣元の事業の事業者に送付しなければならない。

11 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の事業の事業者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

12 前二項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に對して
も、同項の罰金刑を科する。

14 前各項の規定による労働安全衛生法の特例に
ついては、同法第九條中「事業者」とあるのは
「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一
項に規定する派遣先の事業を行う者（以下「派遣
先の事業者」という。）を含む。以下この条にお
いて同じ。）」と、同法第二十八條第四項、第三
十二條第一項から第三項まで、第三十三條第一
項、第三十四條、第六十三條、第九十三條第二
項（同条第三項において準用する場合を含む。）、
第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九
條第一項、第一百條から第一百二條まで、第一百
三條第一項、第一百六條第一項及び第一百八條の二第
三項中「事業者」とあるのは「事業者（派遣先の事
業者を含む。）」と、同法第三十一條第一項中「の
労働者」とあるのは「労働者（労働者派遣法第
四十四條第一項に規定する派遣中の労働者（以
下単に「派遣中の労働者」という。）を含む。）」と、
同法第三十二條第三項から第五項までの規定中
「労働者」とあるのは「労働者（派遣中の労働者
を含む。）」と、同法第九十條、第九十一條第一項
及び第九十條中「この法律」とあるのは「この法律
及び労働者派遣法第四十五條の規定」と、同法
第九十二條中「この法律の規定に違反する罪」と
あるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四
十五條の規定により適用される場合を含む。）に違
反する罪（同条第七項の規定による第九十九條
及び第一百二條の罪を含む。）」並びに労働者派
遣法第四十五條第十二項及び第十三項の罪と、
同法第九十七條第一項中「この法律又はこれに
基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しく
はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四
十五條の規定により適用される場合を含む。）」又
は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定
若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、
同法第九十八條第一項中「第三十四條の規定」と

あるのは「第三十四條の規定（労働者派遣法第四
十五條の規定により適用される場合を含む。）」と、
同法第九十條中「この法律」とあるのは「この
法律（労働者派遣法第四十五條の規定を含む。）」
と、同法第九十三條第一項中「この法律又はこれ
に基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこ
れに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十四
條の規定により適用される場合を含む。）」と、
同法第九十五條第一項中「（第二章の規定を除く。）」
とあるのは「（第二章の規定を除く。）」及び
労働者派遣法第四十五條の規定」として、これ
らの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。
）を適用する。

15 第一項から第五項まで、第七項から第九項ま
で及び前項の規定により適用される労働安全衛
生法若しくは同法に基づく命令の規定又は第六
項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこ
れらの規定に基づく命令の規定に違反した者に
関する同法の規定の適用については、同法第四
十六條第二項第一号中「この法律又はこれに基
づく命令の規定」とあるのは「この法律若しく
はこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の
適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の
整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」とい
う。）第四十五條の規定により適用される場合を
含む。）」又は同条第六項、第十項若しくは第十
一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の
規定」と、同法第五十一條第二項中「この法律若
しくはこれに基づく命令の規定」とあるのは「こ
の法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働
者派遣法第四十五條の規定により適用される場
合を含む。）」同条第六項、第十項若しくは第十
一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令
の規定」と、同法第五十四條の三第二項第一号
中「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若
しくはこれらの規定に基づく命令」とあるのは
「第四十五條第一項若しくは第二項の規定若
しくはこれらの規定に基づく命令の規定（労働
者派遣法第四十五條第三項及び第四項の規定に

より適用される場合を含む。）」と、同法第五十
六條第六項中「この法律若しくはこれに基づく
命令の規定又はこれらの規定に基づく処分」と
あるのは「この法律若しくはこれに基づく命令
の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により
適用される場合を含む。）」これらの規定に基づ
く処分又は同条第六項、第十項若しくは第十一
項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の
規定」と、同法第七十四條第二項第二号、第七
十五條の三第二項第三号及び第八十四條第二
項第二号中「この法律又はこれに基づく命令の規
定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく
命令の規定（労働者派遣法第四十五條の規定に
より適用される場合を含む。）」又は同条第六項、
第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれら
の規定に基づく命令の規定」と、同法第七十五
條の四第二項及び第七十五條の五第四項中「こ
の法律（これに基づく命令又は処分を含む。）」と
あるのは「この法律若しくはこれに基づく命令
の規定（労働者派遣法第四十五條の規定により
適用される場合を含む。）」これらの規定に基づ
く処分、同条第六項、第十項若しくは第十一項
の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規
定」と、同法第八十四條第二項第三号中「この法
律及びこれに基づく命令」とあるのは「この法律
及びこれに基づく命令（労働者派遣法第四十五
條の規定により適用される場合を含む。）」並びに
労働者派遣法（同条第六項、第十項及び第十一
項の規定に限る。）」及びこれに基づく命令」とす
る。

16 この条の規定により労働安全衛生法及び同法
に基づく命令の規定を適用する場合における技
術的読替えその他必要な事項は、命令で定め
る。

（じん肺法の適用に関する特例等）
第四十六條 労働者がその事業における派遣就業
のために派遣されている派遣先の事業で、じん
肺法（昭和三十一年法律第三十号）第二條第一項
第三号に規定する粉じん作業（以下この条にお

いて単に「粉じん作業」という。）に係るものに關
しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣
中の労働者（当該派遣先の事業において、常時
粉じん作業に従事している者及び常時粉じん作
業に従事したことのある者に限る。以下第四項
まで及び第七項において同じ。）を使用する同法
第二條第一項第五号に規定する事業者（以下こ
の条において単に「事業者」という。）と、当該派
遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使
用される労働者とみなして、同法第五條から第
九條の二まで、第十一條から第十四條まで、第
十五條第三項、第十六條から第十七條まで及び
第三十五條の二の規定（これらの規定に係る罰
則の規定を含む。）を適用する。この場合におい
て、同法第九條の二第二項中「離職」とあるの
は「離職（労働者派遣事業の適正な運営の確保
及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六條第
一項に規定する派遣中の労働者については、当
該派遣中の労働者に係る労働者派遣法第二條第
一号に規定する労働者派遣の役務の提供の終
了。以下この項において同じ。）」と、同法第三
十五條の二中「この法律」とあるのは「この法律
（労働者派遣法第四十六條の規定を含む。）」とす
る。

2 その事業に使用する労働者が派遣先の事業
（粉じん作業に係るものに限る。）」における派遣
就業のために派遣されている派遣元の事業（粉
じん作業に係るものに限る。）」に関する前項前段
に掲げる規定の適用については、当該派遣元の
事業の事業者は当該派遣中の労働者を使用しな
いものと、当該派遣中の労働者は当該派遣元の
事業の事業者を使用されないものとみなす。

3 第一項の規定によりじん肺法の規定を適用す
る場合には、同法第十條中「事業者は、じん肺
健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正
な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備
等に関する法律第四十四條第一項に規定する派
遣先の事業（以下単に「派遣先の事業」という。）

を行う者が同法第四十六条第一項に規定する派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「同法第四十四条第三項に規定する派遣元の仕事を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、派遣先の事業を行う者にあつては同条第二項の」として、同条の規定を適用する。

4 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、当該派遣元の仕事を行う者（事業者に該当する者を除く。次項及び第六項において同じ。）を事業者と、当該派遣先の事業を行う者もまた当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者にもまた使用される労働者とみなして、じん肺法第二十条の二から第二十一条まで及び第二十二條の二の規定（同法第二十一条の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

5 粉じん作業に係る事業における派遣中の労働者の派遣就業に関しては、派遣元の仕事を行う者を事業者とみなして、じん肺法第二十二條の規定（同条の規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

6 派遣先の事業において常時粉じん作業に従事したことの労働者であつて現に派遣元の仕事を行う者に雇用されるものうち、常時粉じん作業に従事する労働者以外の者（当該派遣先の事業において現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者を除く。）については、当該派遣元の仕事を行う者を事業者とみなして、じん肺法第八條から第十四條まで、第十五條第三項、第十六條から第十七條まで、第二十條の二、第二十二條の二及び第三十五條の二の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十條中「事業者は、じん肺健康診断を」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者

派遣法」という。）第四十四条第三項に規定する派遣元の仕事（以下単に「派遣元の仕事」という。）を行う者が同条第一項に規定する派遣中の労働者又は同項に規定する派遣中の労働者であつた者に対してじん肺健康診断を」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の仕事を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の仕事を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」と、同法第三十五條の二中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定を含む。）とする。

7 第一項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、当該派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたとき又は同項の規定により適用されるじん肺法第二十一条ただし書の規定により当該派遣中の労働者からじん肺健康診断の結果を証明する書面その他の書面の提出を受けたときにあつては、労働省令で定めるところにより、当該派遣中の労働者に係る同項の規定により作成した記録に基づいて当該じん肺健康診断の結果を記載した書面を作成し、第一項の規定により適用される同法第十四條第一項（同法第十五條第三項、第十六條第二項及び第十六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときにあつては、労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を記載した書面を作成し、遅滞なく、当該派遣元の仕事を行う者に送付しなければならない。

8 前項の規定により同項の書面の送付を受けた派遣元の仕事を行う者は、労働省令で定めるところにより、当該書面を保存しなければならない。

9 派遣元の仕事を行う者は、粉じん作業に係る事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者で常時粉じん作業に従事するもの（じん肺管

理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された労働者を除く。）が労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断（当該派遣先の事業を行う者の行うものを除く。）において、じん肺法第二條第一項第一号に規定するじん肺（以下単に「じん肺」という。）の所見があり、又はじん肺にかかつている疑いがあると診断されたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先の事業を行う者に通知しなければならない。

10 前三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、同項の罰金刑を科する。

12 前各項の規定によるじん肺法の特例については、同法第三十二條第一項中「事業者」とあるのは「事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十六条の規定により事業者とみなされた者を含む。第四十三條の二第二項及び第四十四条において「事業者等」という。）と、同法第三十九條第二項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）と、同法第三項中第二十一條第四項」とあるのは「第二十一條第四項（労働者派遣法第四十六条第四項の規定により適用される場合を含む。）と、同法第四十條第一項中「粉じん作業を行う事業場」とあるのは「粉じん作業を行う事業場（労働者派遣法第四十六条の規定により事業者とみなされた者の事業場を含む。第四十二條第一項において同じ。）と、同法第四十一條及び第四十二條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十六条の規定」と、同法第四十三條中「この法律の規定に違反する罪」とあるのは「この法律の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される

場合を含む。）に違反する罪並びに同条第十項及び第十一項の罪」と、同法第四十三條の二第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十六条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第七項から第九項までの規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」と、同条第二項及び同法第四十四條中「事業者」とあるのは「事業者等」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

13 派遣元の仕事を行う者が事業者に該当する場合であつてその者が派遣中の労働者に対してじん肺健康診断を行つたときにおけるじん肺法第十條の規定の適用については、同条中「事業者は」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第三項に規定する派遣元の仕事（以下単に「派遣元の仕事」という。）を行う者」と、「労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の」とあるのは「派遣元の仕事を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の、労働者派遣法第四十四條第一項に規定する派遣先の仕事を行う者にあつては労働安全衛生法第六十六条第二項の」とする。

14 この条の規定によりじん肺法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

（作業環境測定法の適用の特例）
第四十七條 第四十五條第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされた者は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二條第一号に規定する事業者に含まれるものとして、同法第一章、第八條第二項（同法第三十四條第二項において準用する場合を含む）、第四章及び第五章の規定を適用する。この場合において、同法第三條第一項中「労働安全衛生法第六十五條第一項」とあるのは、「労働

以上十年以下の懲役又は五万円以上百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第三項又は第十五条の規定に違反した者

二 第五十条第一項の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行つた者

三 偽りその他不正の行為により第五十条第一項の許可又は第十條第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

四 第十四条第二項又は第二十一条の規定による処分に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項の許可を受けずに事業所の所在地又は事業対象業務の種類を変更した者

二 偽りその他不正の行為により第十一条第一項の許可を受けた者

三 第十六条第一項に規定する届出書を提出しない等特定労働者派遣事業を行つた者

四 第二十二條の規定に違反した者

五 第四十九條の規定による処分に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十条第二項（第十條第五項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書、第五十条第三項（第十條第五項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類、第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十九条又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四条から第三十七条まで、第四十一条又は第四十二條の規定に違反した者

四 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 次項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を検査し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（労働基準法の一部改正）

第一条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八條第二項中「及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）」を、「作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和五十年法律第三十三号）及び労働者派遣法（昭和五十年法律第三十一号）」と改める。

第二章第四節中第二十六條から第三十一條までを削り、第二十五條の四の次に次のように加える。

第二十六條から第二十九條まで 削除

第三章の章名中「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改める。

第三十一条の二（別段の定）を「別段の定め」に、「除外」を「除外はか」に、「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改め、同条を第三十條とする。

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第十七條の規定に限る。以下この項において同じ。）に、「及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）」を、「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二条 職業安定法（昭和二十二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に、「第四節 労働者供給事業」を、「第五節 労働者派遣事業」に改める。

第四條第四号中「又は労働者供給事業」を、「労働者供給事業又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）以下「労働者派遣法」という。第二條第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）に改める。

第五條の見出しを（用語の意義）に改め、同條第三項を次のように改める。

この法律で有料の職業紹介とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

第五條第六項中「基いて」を「基づいて」に、「他人に使用させることをいう」を「他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいう」、労働者派遣法第二條第一号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする」に改める。

第十二條第三項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）及び労働者派遣法（昭和五十一年法律第三十三号）及び労働者派遣法に改める。

第二章第四節中第二十六條から第三十一條までを削り、第二十五條の四の次に次のように加える。

第二十六條から第二十九條まで 削除

第三章の章名中「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改める。

第三十一条の二（別段の定）を「別段の定め」に、「除外」を「除外はか」に、「及び労働者供給事業」を、「労働者供給事業及び労働者派遣事業」に改め、同条を第三十條とする。

（職業紹介事業を行う者の責務）

第三十一条 次条又は第三十三條の規定により職業紹介事業を行う者は、当該事業の業務の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十二條第三項中「営利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「その事業を開始する前に」を削り、「第四項」を「次項」に、「中央職業安定審議会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額」を「第六項の規定により定める手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、中央職業安定審議会に諮問の上定める金額」に改め、同條第六項中「実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業」を「第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業」に改め、「それぞれ」を削り、「のうえ」を「の上」に、「の外」を「のほか」に改め、同條第七項及び第八項中「第一項」を「第一項ただし書」に改め、同條第七項の次に次の二項を加える。

前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときはあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る有料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

前項に規定する許可の有効期間の更新を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の更新手数料を納付しなければならない。
第三十二条第五項を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ただし書の許可を受けようとする者は、労働大臣が、実費を勘案して、中央職業安定審議会に諮問の上定める額の許可手数料を納付しなければならない。

第三十三条第二項中「なす」を「する」に、「予め」を「あらかじめ」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働組合法による労働組合」の下に「その他これに準ずるものであつて命令で定めるもの（第四十五条及び第四十六条において「労働組合等」という。）」を加え、同条第三項中「二年」を「三年」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る無料の職業紹介事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

第三十三条の二の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる施設の長は、労働大臣に届け出て、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 学校教育法第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）当該学校の学生若しくは生徒又は当該学校を卒業した者（命令で定める者を除く。）

二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設 当該施設を行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

四 職業訓練大学校 当該職業訓練大学校の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

第三十三条の二第三項中「第一項」を「前項」に、「学校の長は、その学校」を「同項各号に掲げる施設の長は、当該施設」に、「の中を」のうち「に、代つて」を「代わつて」に改め、同条第四項中「文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう」を「第一項各号に掲げる施設の長が同項の規定により行う」に改め、同条第五項中「学校の長」を「同項各号に掲げる施設の長」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

労働大臣は、第一項第一号及び第二号に掲げる施設の長に係る前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ文部大臣と協議しなければならない。

第三十三条の二第二項を削る。

第三十三条の三第二項中「行わうとする学校の長」を「行おうとする同項各号に掲げる施設の長」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「学校」を「第三十三条の二第二項各号に掲げる施設」に改める。

第三十五条ただし書を削る。

第三十六条中「労働者を募集し」を「労働者の募集を行い」に、「労働者を募集せようとする」を「労働者の募集を行わせようとする」に、「の許可を受けなければ」を「届け出なければ」に、「但し」を「ただし」に、「労働者を募集する」を「労働者の募集を行う」に改める。

第三十八条第一項中「第三十六条ただし書」を「第三十六条に、附して」を「付して」に改め、同条第二項中「前二条」を「前条第一項」に、「行わうとする」を「行おうとする」に、「なす」を「する」に改める。

第四十二条に次の一項を加える。

第三十五条に規定する方法による労働者の募集を行おうとする者は、労働者の適切な職業

業選択に資するため、前項において準用する第十八条の規定により当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たつては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない。

第四十四条中「第四十五条」を「次条」に、「除く外」を除くほか「に、使用して」を「自らの指揮命令の下に労働させて」に改める。

第四十五条中「労働組合法による労働組合」を「労働組合等」に改める。

第四十六条中「前条の労働組合」を「労働組合等が前条の規定により」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第五節 労働者派遣事業

第四十七条の二 労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法の定めるところによる。

第五十条第二項中「学校」を「同項第一号又は第二号に掲げる施設」に、「前項」を「第一項」に、「予め」を「あらかじめ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、命令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第六十三条中「左の」を「次の」に、「二千元以上三万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第六十四条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 偽りその他不正の行為により、第三十二条第一項ただし書の許可、同条第四項の規定による許可の有効期間の更新、第三十七条第一項の許可又は第四十五条の許可を受けた者

第六十四条第三号中「第三十六条又は」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 第五十条第一項の規定による事業又は業務の停止の命令に違反して、職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つた者

第六十五条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 第三十六条の規定による届出をしないで、労働者の募集を行つた者

第六十六条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪」を「職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）第五十八条の罪」に、「第六十二条第二項」を「第六十二条第二項（労働者派遣法第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反し、労働者派遣法第四十四条第四項の規定により労働基準法第六十二条第二項の規定に違反したものとみなされ、」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第四条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中、「同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定」を「若しくは同法第四十条の規定に基づいて発する命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。）に、一第六十八条の規定を第六十八条の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）
第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十一の次に次の一号を加える。
二十の十二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号）

（労働者派遣法の一部改正）
第六条 労働者派遣法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三十九号の次に次の一号を加える。
三十九の二 労働者派遣事業についての許可その他その監督に関すること。

第四十条第五十一号中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号。以下「労働者派遣法」という。）に改める。

第五十条第四十四号中「又は営利を目的として」

を削り、同条第四十五号中「文書以外の方法により行う」を「被用者以外の者をして行わせる」に改め、同条第四十七号中「労働組合法による労働組合」の下に「その他これに準ずるもの」を加え、同条第四十九号の次に次の二号を加える。

四十九の二 労働者派遣法に基づいて、一般労働者派遣事業に許可を与えること。
四十九の三 労働者派遣法に基づいて、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に必要な事項についての報告を求めること。

第七条第一項及び第八條第一項中「及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

第十条第一項中「及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び労働者派遣法」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号）の施行の日から施行する。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の職業安定法（以下この条において「旧職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けている者は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に、

第二条の規定による改正後の職業安定法（以下この条において「新職業安定法」という。）第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者とみなす。この場合において、その者についての新職業安定法第三十二条第七項に規定する許可の有効期間は、その者が旧職業安定法第三十二条第

一項ただし書の許可を受けた日から起算して一年を経過する日までとする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第三項の規定により供託されている保証金は、その価額の限度で、新職業安定法第三十二条第四項の規定により供託されている保証金とみなす。

3 施行日前に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の許可を受けた者に係る同条第五項の許可料については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条第一項ただし書の規定により実費職業紹介事業の許可を受けている者が、施行日から起算して三十日を経過する日（施行日からその者に

ついての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までの日数が三十日に満たないときは、その有効期間の末日）までに、労働大臣に対し、

新職業安定法第三十三条第一項の無料の職業紹介事業を行うことの希望を有する旨の届出をしたときは、その者は、当該届出をした日に、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、

その者についての新職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間は、同項の規定にかかわらず、その者についての実費職業紹介事業の許可の有効期間の末日までとする。

5 前項の場合において、同項の規定により新職業安定法第三十三条第一項の許可を受けた者とみなされた者についての第一項後段に規定する許可の有効期間は、同項後段の規定にかかわらず、前項の届出をした日の前日までとする。

6 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者についての当該許可の有効期間は、新職業安定法第三十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 専修学校の長、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条第二項各号に掲げる施設の長又は職業訓練大学の長であつて、この法律の施行の際現に旧職業安定法第三

十三条第一項の許可を受けているもの又はその申請をしているものは、施行日に、新職業安定法第三十三条の二第二項の規定による届出をしたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十六条の許可を受けている者又はその申請をしている者は、施行日に、新職業安定法第三十六条の規定による届出をした者とみなす。

9 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第三条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働関係法律の整備等に関する法律（昭和六十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、労働基準法第九十八条第二項の改正規定中「中央労働基準審議会は、」に「の下に、」以下この項を「次条第二項」に「を加え、」及び作業環境測定法を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

第二条のうち、労働基準法第九十八条の次に一条を加える改正規定中「及び作業環境測定法」を「作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に改める。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願（第五八九四号）

一、健康保険本人の十割給付復活等に関する請願（第五八九五号）（第五八九六号）（第五八九七号）（第五八九八号）（第五八九九号）（第五九〇〇号）（第五九〇一号）（第五九〇二号）（第五九〇三号）（第五九〇四号）（第五九〇五号）（第

- 五九〇六号(第五九〇七号)(第五九〇八号)
 - 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第五九一六号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第五九一七号)
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第五九一八号)
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第五九一九号)
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第五九二〇号)
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第五九二一号)
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第五九二二号)
- 一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第五九二三号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第五九二四号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第五九二五号)
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五九二六号)
- 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第五九二七号)
- 一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第五九二八号)
- 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第五九二九号)
- 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第五九三〇号)
- 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第五九三一号)
- 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第五九三二号)
- 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第五九三三号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第五九三六号)

- 一、国立障害センター設立に関する請願(第五九三七号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第五九四六号)(第五九四七号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五九四八号)(第五九四九号)(第五九五〇号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第五九六八号)(第五九六九号)(第五九七〇号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五九七八号)(第五九七九号)(第五九八〇号)
- 一、道北地方の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願(第五九八一号)
- 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第五九八七号)(第五九八八号)(第五九八九号)(第六〇〇一号)(第六〇〇二号)
- 一、重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願(第六〇一二号)
- 一、在宅重度身体障害者の介護料に関する請願(第六〇一三号)
- 一、在宅重度障害者の暖房費に関する請願(第六〇一四号)
- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第六〇一五号)
- 一、重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願(第六〇一六号)
- 一、重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願(第六〇一七号)
- 一、重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願(第六〇一八号)
- 一、労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願(第六〇一九号)
- 一、労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(第六〇二〇号)
- 一、年金の官民格差是正に関する請願(第六〇二一号)
- 一、脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六〇二二号)

- る請願(第六〇二三号)
 - 一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第六〇二三号)
 - 一、労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第六〇二四号)
 - 一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第六〇二五号)
 - 一、車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願(第六〇二六号)
 - 一、車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願(第六〇二七号)
 - 一、車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願(第六〇二八号)
 - 一、車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願(第六〇二九号)
 - 一、療術の制度化促進に関する請願(第六〇三二号)(第六〇三三号)(第六〇三四号)
 - 一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願(第六〇三九号)
- 第五八九四号 昭和六十年五月七日受理
母性の尊厳等を前提とする男女雇用平等法の制定に関する請願
請願者 東京都練馬区下石神井二ノ三六ノ三名
二一 遠藤和枝 外五千九百六十三名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第一五二四号と同じである。
- 第五八九五号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 東京都世田谷区経堂二ノ二五ノ七 柱成子 外七百十六名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五八九六号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

- 請願者 東京都三鷹市上連雀六ノ九ノ七ノ二 俣野旭 外七百十名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五八九七号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 横浜市旭区西川島町一三ノ一七 湯山正樹 外七百十名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五八九八号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 東京都世田谷区中町一ノ九ノ五 尾中多恵子 外七百十名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五八九九号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 東京都保谷市本町三ノ二三ノ一三 桜井奈保子 外七百十名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五九〇〇号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 東京都杉並区松庵一ノ一ノ二六 山下三枝 外七百十名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。
- 第五九〇一号 昭和六十年五月七日受理
健康保険本人の十割給付復活等に関する請願
請願者 東京都杉並区本天沼一ノ二八ノ一 三笠島万里子 外七百十名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇二号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 千葉県船橋市丸山四ノ三二ノ二

千坂裕美 外七百十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇三号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井五ノ九ノ四

田尻正子 外七百十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇四号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉一ノ五ノ五

狭間春枝 外七百十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇五号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉四ノ二八ノ四

広瀬和子 外七百十名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇六号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向一ノ七ノ二 佐

藤要吉 外七百十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇七号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 横浜市西区中央一ノ四二ノ四一六

武山良孝 外七百十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九〇八号 昭和六十年五月七日受理

健康保険本人の十割給付復活等に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内一ノ二七ノ五

山本尚子 外七百十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五三五三号と同じである。

第五九一六号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第五九一七号 昭和六十年五月七日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第五九一八号 昭和六十年五月七日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第五九一九号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第五九二〇号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第五九二二号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第五九二二号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第五九二三号 昭和六十年五月七日受理

労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

第五九二四号 昭和六十年五月七日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第五九二五号 昭和六十年五月七日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第五九二六号 昭和六十年五月七日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第五九二七号 昭和六十年五月七日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第五九二八号 昭和六十年五月七日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第五九二九号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三一 宮

下数雄

紹介議員 安田 隆明君

第六一

第七部 社会労働委員会会議録第十九号 昭和六十年五月二十一日【参議院】

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第五九三〇号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第五九三二号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第五九三三三号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第五九三三三三号 昭和六十年五月七日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第五九三三六号 昭和六十年五月七日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市仲町三ノ一四 野
澤和生 外一名

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九三三七号 昭和六十年五月七日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 神戸市北区君影町四ノ二二ノ二ノ
二〇一 米田寛子

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第一七一二号と同じである。

第五九四六六号 昭和六十年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 福岡市中央区警固二ノ一五〇三
岩本輝義

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九四七七号 昭和六十年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 兵庫県姫路市四郷町東阿保一七
伴茂

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九四八八号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県北会津郡北会津村古館甲二
三四 永田和喜 外九十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九四九九号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県田方郡韮山町中五七〇ノ二
水野輝男 外九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九五〇号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市上石田一ノ九ノ四
中村寅男 外三百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九六八八号 昭和六十年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 山梨県都留市十日市場一、四五六
三浦龍 外一名

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九六九六号 昭和六十年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市下小堀町一、三五一
小見幸次郎 外一名

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九七〇七号 昭和六十年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡二、
四七六ノ六群馬県療術師会内 松
本昌士

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第五九七八八号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台二ノ一ノ五ノ
一〇二 小山和三郎 外百九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九七九七号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉市畑町八八三 佐々木満 外
七十四名

請願者 横浜市戸塚区和泉町七四五ノ三
渡辺秀雄 外五十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九八〇号 昭和六十年五月八日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都板橋区向原三ノ七 森健三
外九十名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九八一号 昭和六十年五月八日受理

道北地方の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 北海道旭川市忠和六条七丁目 原
田陽子 外九百九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第五三四二号と同じである。

第五九八七号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 川崎市宮前区有馬二、八五六 佐
々木英四郎 外九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九八八号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘一八九
永井孝平 外九十八名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三七一十一号と同じである。

第五九八九号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉市畑町八八三 佐々木満 外
七十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第六〇一〇号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 福島県会津若松市城南町一ノ三三

和正雄 外七十五名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第六〇〇二号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 静岡県三島市南町八ノ三一 佐々木健治 外百九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第六〇〇二二号 昭和六十年五月九日受理

重度身体障害者の労災年金スライド制度改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二五号と同じである。

第六〇〇一三三号 昭和六十年五月九日受理

在宅重度身体障害者の介護料に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

第六〇〇一四四号 昭和六十年五月九日受理

在宅重度障害者の暖房費に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二六号と同じである。

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二七号と同じである。

第六〇〇一五五号 昭和六十年五月九日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第六〇〇一六六号 昭和六十年五月九日受理

重度身体障害者の労災被災者に対する暖房費支給に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五二九号と同じである。

第六〇〇一七七号 昭和六十年五月九日受理

重度身体障害者の労災年金の最低給付に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第六〇〇一八八号 昭和六十年五月九日受理

重度身体障害者の家庭奉仕員制度改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三〇号と同じである。

第六〇〇一九九号 昭和六十年五月九日受理

労災脊髄損傷者の遺族年金・介護料に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三二号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三一号と同じである。

第六〇〇二〇〇号 昭和六十年五月九日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第六〇〇二〇二号 昭和六十年五月九日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三三号と同じである。

第六〇〇二〇三号 昭和六十年五月九日受理

年金の官民格差是正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第六〇〇二〇四号 昭和六十年五月九日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

第六〇〇二〇五号 昭和六十年五月九日受理

脊髄損傷者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三五号と同じである。

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第六〇〇二〇六号 昭和六十年五月九日受理

労災被災者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三七号と同じである。

第六〇〇二〇七号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三八号と同じである。

第六〇〇二〇八号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第六〇〇二〇九号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の国・公立病院改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

第六〇〇二一〇号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者に対する身障福祉行政に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五三九号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五四〇号と同じである。

第六〇二八号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の健康保険法改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五四一号と同じである。

第六〇二九号 昭和六十年五月九日受理

車いす重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ

四全国脊髄損傷者連合会岡山県支部内 珍行美貴夫

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二五四二号と同じである。

第六〇三二号 昭和六十年五月九日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 岡山市川入七九六ノ一二五 吉原

妙子 外一名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第六〇三三号 昭和六十年五月九日受理

療術の制度化促進に関する請願(一通)

請願者 新潟市上木戸七五ノ一 安井昌

治 外一名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第六〇三四号 昭和六十年五月九日受理

療術の制度化促進に関する請願(一通)

請願者 高知市愛宕町一ノ三ノ一二 宮田

利雄 外一名

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第六〇三九号 昭和六十年五月九日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 千葉県八千代市大和田新田一五

堀部富治 外五十二名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。